

令和4年第4回定例会

予算特別委員会会議概要

委員長 小倉 尚裕

副委員長 山本 武朝

目 次

1 開催日時	1
2 開催場所	1
3 審査案件	1
○出席委員	1
○欠席委員	1
○説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局出席職員の職氏名	2

1 日目 令和4年12月16日（金）

開会	3
開議・審査方法	3
○館山善也委員（あおもり令和の会）	4
要望	5
1 マイナンバーカード等交付事業について	5
答弁 加福理美子市民部長	5
再質疑	6
答弁 市民部長	6
再質疑	6
答弁 市民部長	7
再質疑	7
答弁 市民部長	7
要望	8
2 新型コロナウイルス感染対策事業について	8
答弁 千葉康伸保健部理事	8
再質疑	9
答弁 保健部理事	9
再質疑	10
答弁 保健部理事	10
再質疑	10
答弁 保健部理事	11
要望・再質疑	11
答弁 坪真紀子保健部長	12
再質疑	12
答弁 保健部長	12
要望	13
○中田靖人委員（自民クラブ）	13

1 子育て支援について	15
答弁 福井直文福祉部長	15
再質疑	15
答弁 川村敬貴税務部長	16
再質疑	16
答弁 坪真紀子保健部長	16
再質疑	17
答弁 福祉部長	17
再質疑	17
答弁 館山公企画部次長	18
要望・再質疑	19
答弁 福祉部長	19
再質疑	20
答弁 福祉部長	20
再質疑	21
答弁 福祉部長	21
再質疑	22
答弁 福祉部長	22
再質疑	23
答弁 福祉部長	23
再質疑	24
答弁 福祉部長	24
再質疑	25
答弁 福祉部長	25
要望・再質疑	26
答弁 福祉部長	26
再質疑	26
答弁 福祉部長	27
再質疑	27
答弁 福祉部長	27
要望	27
休憩	28
再開	28
○村川みどり委員（日本共産党）	28
1 市営バスのフリーパスについて	28
答弁 佐々木淳交通部長	29
再質疑	29

答弁 交通部長	29
要望	29
2 高齢者のインフルエンザワクチン接種の所得確認について	30
答弁 千葉康伸保健部理事	30
再質疑	31
答弁 保健部理事	31
再質疑	31
答弁 保健部理事	31
再質疑	32
答弁 保健部理事	32
再質疑	32
答弁 保健部理事	32
要望	33
3 知的障害児の移送サービスについて	33
答弁 福井直文福祉部長	33
再質疑	34
答弁 福祉部長	34
再質疑	34
答弁 福祉部長	34
要望	34
休憩	34
再開	35
千葉康伸保健部理事からの発言の申出について	35
○木下靖委員（市民クラブ）	35
1 小・中学校の校舎等維持修繕事業について	35
答弁 小野正貴教育委員会事務局教育部長	35
再質疑	36
答弁 教育委員会事務局教育部長	36
要望	37
2 まちづくり寄附制度推進事業について	37
答弁 加福理美子市民部長	37
再質疑	37
答弁 市民部長	37
再質疑	38
答弁 市民部長	38
再質疑	38
答弁 市民部長	39

要望	39
○山本武朝委員（公明党）	39
1 不在者投票の投票用紙等の請求について	39
答弁 山谷直大選挙管理委員会事務局長	40
要望	41
2 HPVワクチンの接種について	41
答弁 坪真紀子保健部長	41
再質疑	42
答弁 保健部長	42
再質疑	42
答弁 保健部長	42
要望	43
○柿崎孝治委員（自民クラブ）	43
1 展示施設の管理運営について	43
答弁 小野正貴教育委員会事務局教育部長	44
再質疑	45
答弁 教育委員会事務局教育部長	45
再質疑	46
答弁 教育委員会事務局教育部長	46
再質疑	46
答弁 教育委員会事務局教育部長	46
要望	47
休憩	47
再開	47
○赤平勇人委員（日本共産党）	47
1 保育について	47
答弁 福井直文福祉部長	48
意見・再質疑	49
答弁 福祉部長	49
意見・要望	49
2 除雪について	50
答弁 佐々木浩文都市整備部理事	50
再質疑	51
答弁 都市整備部理事	51
再質疑	51
答弁 都市整備部理事	52
要望・再質疑	52

答弁 都市整備部理事	53
要望	54
3 地球温暖化防止対策事業について	54
答弁 高村功輝環境部長	54
要望・再質疑	55
答弁 大久保文人農林水産部長	56
再質疑	56
答弁 農林水産部長	56
再質疑	57
答弁 農林水産部長	57
再質疑	57
答弁 農林水産部長	58
意見・再質疑	59
答弁 農林水産部長	59
意見・要望	60
○竹山美虎委員（市民クラブ）	60
要望	60
1 障害者支援関連事業の利用者の3年間の実績について	60
答弁 福井直文福祉部長	60
要望	61
2 新型コロナウイルス感染症拡大防止事業における自宅療養者 に対するサービスについて	62
答弁 坪真紀子保健部長	62
再質疑	62
答弁 保健部長	63
要望	63
3 指定管理施設について	63
答弁 舘山公企画部次長	63
再質疑	63
答弁 企画部次長	64
再質疑	64
答弁 企画部次長	64
再質疑	64
答弁 企画部次長	64
要望・再質疑	65
答弁 企画部次長	65
要望	65

休憩	65
再開	66
○藤田誠委員（あおもり令和の会）	66
1 指定管理者制度における人件費について	66
答弁 館山新総務部長	66
再質疑	66
答弁 総務部長	67
要望・再質疑	68
答弁 館山公企画部次長	68
再質疑	68
答弁 企画部次長	68
再質疑	68
答弁 企画部次長	69
再質疑	69
答弁 企画部次長	70
2 まちづくり寄附制度推進事業について	70
委員長の発言	71
答弁 加福理美子市民部長	71
再質疑	71
答弁 市民部長	71
再質疑	71
答弁 市民部長	72
再質疑	72
答弁 市民部長	72
要望	73
3 マイナンバー等交付事務について	73
答弁 加福理美子市民部長	73
要望	74
4 新型コロナウイルス感染対策事業について	74
答弁 坪真紀子保健部長	75
要望	75
5 青森市斎場整備運営等事業について	76
答弁 加福理美子市民部長	76
再質疑	76
答弁 市民部長	76
要望	77
散会	77

2 日目 令和 4 年12月19日(月)

開議	78
○万徳なお子委員（日本共産党）	78
1 除雪について	78
答弁 佐々木浩文都市整備部理事	78
再質疑	79
答弁 都市整備部理事	79
要望・再質疑	80
答弁 都市整備部理事	80
要望	80
2 農業資材、肥料、飼料等の価格高騰について	80
答弁 大久保文人農林水産部長	80
再質疑	81
答弁 農林水産部長	81
再質疑	82
答弁 農林水産部長	82
要望	83
○工藤健委員（市民クラブ）	83
1 市民センターの除雪について	83
答弁 小野正貴教育委員会事務局教育部長	83
要望	84
2 ふるさと納税について	84
答弁 織田知裕企画部長	84
意見・再質疑	86
答弁 企画部長	86
要望・再質疑	86
答弁 加福理美子市民部長	86
要望	87
3 新型コロナウイルス感染症対策について	87
答弁 坪真紀子保健部長	87
再質疑	88
答弁 千葉康伸保健部理事	88
再質疑	88
答弁 保健部理事	89
意見・要望・再質疑	89
答弁 保健部理事	90
要望	90

4 インフルエンザについて	90
委員長の発言	91
答弁 坪真紀子保健部長	91
休憩	91
再開	91
○木村淳司委員（あおもり令和の会）	91
1 青森市斎場整備運営等事業について	91
答弁 加福理美子市民部長	92
要望・再質疑	93
答弁 市民部長	93
要望	93
2 ゼロ市債（工事施工時期の平準化を図るもの）について	93
答弁 佐々木浩文都市整備部理事	94
再質疑	95
答弁 都市整備部理事	95
再質疑	95
答弁 都市整備部理事	95
要望・再質疑	96
答弁 都市整備部理事	96
要望	96
3 災害復旧事業費について	97
答弁 大久保文人農林水産部長	98
要望・再質疑	98
答弁 農林水産部長	99
再質疑	99
答弁 農林水産部長	99
要望	100
○小豆畑緑委員（自民クラブ）	100
1 西部市民センタートレーニングルームについて	101
答弁 坪真紀子保健部長	101
再質疑	102
答弁 保健部長	102
要望・再質疑	102
答弁 保健部長	102
要望	103
2 市営霊園について	103
答弁 加福理美子市民部長	103

要望・再質疑	103
答弁 市民部長	104
要望	104
休憩	105
再開	105
○澁谷洋子委員（あおもり令和の会）	105
1 地場産業振興資金融資事業について	105
答弁 赤坂寛経済部長	105
再質疑	105
答弁 経済部長	105
再質疑	106
答弁 経済部長	106
再質疑	106
答弁 経済部長	106
2 特産品開発支援事業について	107
答弁 大久保文人農林水産部長	107
再質疑	108
答弁 農林水産部長	108
要望	108
3 ふるさと納税の返礼品について	108
答弁 加福理美子市民部長	109
再質疑	109
答弁 市民部長	109
再質疑	110
答弁 市民部長	110
要望	110
○天内慎也委員（日本共産党）	110
1 医療的ケア児について	110
答弁 小野正貴教育委員会事務局教育部長	111
要望	112
2 浪岡地区の除排雪について	112
答弁 三浦大延浪岡振興部長	112
再質疑	112
答弁 浪岡振興部長	113
要望・再質疑	113
答弁 浪岡振興部長	113
要望	114

3 青森市議会議員選挙について.....	114
答弁 山谷直大選挙管理委員会事務局長.....	114
要望・再質疑.....	115
答弁 選挙管理委員会事務局長.....	115
再質疑.....	116
答弁 選挙管理委員会事務局長.....	116
要望.....	116
採決.....	116
閉会.....	117

1 開催日時 令和4年12月16日（金曜日）午前10時～午後4時42分
令和4年12月19日（月曜日）午前10時～午後1時38分

2 開催場所 第3・第4委員会室

3 審査案件

議案第124号 令和4年度青森市一般会計補正予算（第5号）
議案第125号 令和4年度青森市競輪事業特別会計補正予算（第2号）
議案第126号 令和4年度青森市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第127号 令和4年度青森市卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）
議案第128号 令和4年度青森市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第129号 令和4年度青森市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第130号 令和4年度青森市駐車場事業特別会計補正予算（第2号）
議案第131号 令和4年度青森市病院事業会計補正予算（第2号）
議案第132号 令和4年度青森市水道事業会計補正予算（第1号）
議案第133号 令和4年度青森市自動車運送事業会計補正予算（第1号）
議案第134号 令和4年度青森市下水道事業会計補正予算（第2号）
議案第135号 令和4年度青森市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

○出席委員

委員長	小倉尚裕	委員	木村淳司
副委員長	山本武朝	委員	澁谷洋子
委員	中田靖人	委員	中村美津緒
委員	工藤夕介	委員	天内慎也
委員	万徳なお子	委員	村川みどり
委員	赤平勇人	委員	工藤健
委員	竹山美虎	委員	小豆畑緑
委員	関貴光	委員	舘山善也
委員	柿崎孝治	委員	藤田誠
委員	軽米智雅子	委員	木下靖

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

副市長 能代谷 潤 治
教育長 工藤 裕 司
企業局長 鈴木 裕 司
代表監査委員 出町 文 孝
総務部長 舘山 新
企画部長 織田 知 裕
企画部次長 舘山 公
税務部長 川村 敬 貴
市民部長 加福 理美子
環境部長 高村 功 輝
福祉部長 福井 直 文

保健部長 坪 真紀子
保健部理事 千葉 康 伸
経済部長 赤坂 寛
農林水産部長 大久保 文 人
都市整備部長 清水 明 彦
都市整備部理事 佐々木 浩 文
浪岡振興部長 三浦 大 延
教育委員会事務局教育部長 小野 正 貴
選挙管理委員会事務局長 山谷 直 大
交通部長 佐々木 淳

○事務局出席職員の職氏名

議会事務局次長 遠 嶋 祥 剛
議事調査課課長 山 田 法 人
議事調査課主査 岩 間 憲 仁
議事調査課主査 猪 口 茂 樹

議事調査課主査 木 村 結 衣
議事調査課主査 柿 崎 良 輔
議事調査課主事 北 山 賢 臣
議事調査課主事 笹 雄 貴

1日目 令和4年12月16日（金曜日）午前10時開会

○小倉尚裕委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

初めに、理事者の欠席についてであります。織田企画部長が所用のため、本日、委員会を欠席するとの報告を受けております。なお、代理として、舘山企画部次長が委員会に出席しておりますので、皆様にお知らせを申し上げます。

審査に先立ち、私から申し上げます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和4年第4回青森市議会定例会の運営スキームに基づき審査を行いますので、御理解いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、今期定例会において本委員会に付託されました議案第124号「令和4年度青森市一般会計補正予算」から議案第135号「令和4年度青森市農業集落排水事業会計補正予算」までの計12件の審査方法についてお諮りをいたします。

審査の方法は、審査順序表のとおり、議案第124号「令和4年度青森市一般会計補正予算」から議案第135号「令和4年度青森市農業集落排水事業会計補正予算」までの計12件を一括議題として審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 御異議なしと認めます。

よって、審査の方法は、審査順序表のとおり一括議題として審査することに決しました。

次に、委員並びに理事者の皆様に申し上げます。各委員の発言時間は、予算特別委員会質疑者一覧表のとおり、会派持ち時間制となっており、質疑者数は会派に委ねられ、各委員の質疑の時間は会派持ち時間内で融通できることになっております。なお、12月14日に開催された本委員会の組織会の終了後に質疑者は16名と確認されております。

委員の皆様におかれましては、議会運営委員会申し合わせ事項により、一般質問の延長となる質疑を行ってはならないこととされておりますので、よろしくお願い申し上げます。また、十分審査を尽くしていただく観点から、質疑の際には、事務事業名がついている場合には事務事業名を、人件費などの事務事業名がついていない場合には議案別冊のページ数及び予算の款項目を述べていただくとともに、令和4年第4回青森市議会定例会の運営スキームにもあるとおり、議案に直接関連する内容に絞って質疑されますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、改選後、初めての予算特別委員会でございますので、自由闊達な議論を期待するものであります。

そして、理事者の皆様には、質疑の内容をよく把握し、簡潔にして明快な答弁をお願いいたします。どうぞ委員並びに理事者の皆様の特段の御理解と御協力をお願いいたします。

いたします。

それでは、議案第124号「令和4年度青森市一般会計補正予算」から議案第135号「令和4年度青森市農業集落排水事業会計補正予算」までの計12件を一括議題として審査いたします。

これより質疑に入ります。

順次、発言を許します。

最初に、館山善也委員。

○館山善也委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）委員長のお許しを得て、発言をさせていただきます。

質疑の前に、1点所見と、あと、要望を述べさせていただきます。

この度、濃厚接触者となり、議会を休まざるを得なくなりました。このことに対し、坪保健部長をはじめ、保健部、保健所の方々に手厚く対応していただきました。本当にありがとうございます。これに関して、自分が知らなかったことも改めて感じることができ、大変いい勉強になったなと思っていますところであります。

また、予算特別委員会の質疑に対して、議会事務局長をはじめ、議会事務局の方々、市民部、保健部の担当の方々にも、電話やファクスで手厚くやり取りをしていただきました。本当にありがとうございます。

加えて、あおもり令和の会の会派の皆様にも御心配をおかけしましたことを——本当に感謝しております。

私自身は、コロナウイルスに感染しなかったんですけども、非常に大変な形だなど、つくづく感じました。家の中での隔離というのも、これは本当に気をつけなきゃいけないなというところでもあります。

今日は張り切って質疑したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

1点要望というのは、我が会派の澁谷洋子委員も一般質問でしておりましたホタテの稚貝——ラーバが少なくなっているというところの問題であります。

ホタテのラーバ——稚貝というのは、皆さん御承知だと思うんですけども、陸奥湾内を回遊していると。自然に発生して回遊してるという状況であります。今回の、この現象の内容を精査して、何が原因だったのかということの報告は、これからだということをお聞きしておりますので、その辺りを注視したいなと思っております。

私の知り合いのお話を聞きますと、これは自然災害と人災が招いた結果だということでありました。あくまでも、個人の見解ということであります。

海水温の上昇、これは、2010年にホタテガイのへい死にもつながったところでもあります。ホタテ養殖は、こういった自然に大きく影響されるということは周知されていると思います。人災というのはどういうことかといいますと、青森地区では、半成貝と言って、1年で、もう出荷をするようになっております。これは生計を立てるためには致し方ないというところではありますが、親に成長するまで2年以上か

かるという形でありますので、残念なことに青森地区のほうでは、親貝の生育の前に出荷するということになっております。

実際に、2年、貝を育てるということは、それまでの期間、死ぬリスクとかもあるということと、また、籠の中で大きくするためには枚数を少なくしなければいけないというところで、出荷するほうとしては、小さいうちに枚数を多く取り扱いたいという気持ちだと思います。これはもう、販売の戦略上、致し方ないなというところでもあります。

当然、この大きくした貝が高額で販売され、生計を担うような形であれば、そのような形を考えてもいいなというところでもありますが、今は、その状況下でないというところだと思います。

ホタテガイは、やはり青森の大きな産業でありますし、このままでいくと、これは単発で終わらずに、時期によっては本当に減少してしまうと。報道では、横浜町のナマコも今年は漁を中止したということもありますので、対岸の火事ではなく、これは真剣に行政も取りかかって、取り組む必要があるのではないかなと考えております。

専門家でないので、これは当たっているかどうか分かりませんが、例えば、今の青森市の事業所の方々が半成貝で出荷するのはやむを得ないと思いますが、出荷量の数パーセントでも親貝をつくるような形をお願いできないものかなと。当然、そこにはリスクを伴いますので、行政が手助けをすることによって、何かしらの助けになるんじゃないかなと。そうすることによって、自然災害とは別に、この稚貝のラーバが多く出回る形になるということになりますので、できれば数年先を見越して、こういうふうな取組をしていただくことが必要かなと。

また、私の同級生も事業者の中にいるんですけども、実際に、そういう半面を考えると、次の世代に、子どもたちに、この事業を渡せないと言っております。私が今、55歳ですので、10年から15年で、その方も引退されると思います。そうすると、この事業自体がなくなってしまうので、逆に考えて、この10年、15年先には、そういう危機的状況もあるということ踏まえて、できれば、行政で手助けをしながら、親貝の飼育のほうを、策を講じるよう御要望したいと思いますのでよろしく願いいたします。

それでは、質疑のほうに入りたいと思います。

マイナンバーカード事務事業の2款総務費3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍基本台帳費から質疑させていただきます。

12月補正予算に係る事務内容をお示しく下さい。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。市民部長。

○加福理美子市民部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）館山委員からの12月補正予算に係る事業内容についての御質疑にお答えいたします。

国においては、令和4年度末までに、ほぼ全国民が取得することを目標に、マイナンバーカードの普及促進を図っておりますが、さらなる普及促進を図るための経費として、12月補正予算に計上しております。

12月補正予算に係る事業内容といたしましては、ラ・セラ東バイパスショッピングセンター、イトーヨーカドー青森店及びマエダガーラモール店等、大型ショッピングセンターにおける出張申請受付、集客力が見込まれる公共施設やショッピングセンターの出張申請サポート窓口の開設、キャラバン方式で、市民館や福祉館等、公共施設を車で巡回し、申請サポートを実施、市営バスのバス広告を活用した出張申請受付に関するPRを行う予定としております。

これらの取組により、これまで以上に身近な場所でマイナンバーカードを申請していただく機会を増やし、さらなる普及促進に努めてまいりたいと考えております。

○小倉尚裕委員長 館山委員。

○館山善也委員 答弁ありがとうございます。

続いて、直近の申請率と交付率をお示してください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。市民部長。

○加福理美子市民部長 館山委員からの直近の申請率・交付率についての御質疑にお答えいたします。

本市のマイナンバーカードの申請率及び交付率につきましては、直近の令和4年11月31日現在で、令和4年1月1日の人口を基準として、申請率は59.55%、交付率は49.7%となっております。(発言する者あり) すみません。答弁のほうを訂正させていただきます。

直近の令和4年11月31日現在で、令和4年1月1日の人口を基準として、申請率は59.55%……(発言する者あり) 度々、申し訳ありません。

直近の令和4年11月30日現在で、令和4年1月1日の人口を基準として、申請率は59.55%、交付率は49.7%となっております。

大変申し訳ございませんでした。

○小倉尚裕委員長 館山委員。

○館山善也委員 ありがとうございます。

少し緊張されているんじゃないかと思います。

約50%の方が、もう交付申請しているということでございますし、また、今、お話があったとおり、広告のほうもバスなどを通じながらもやっていくというところでもあります。

やはり、今、マイナンバーカードという存在を知らない方というのは、国民にはいないのかなと思っております。多くの方は、もう認知しているだろうけれども、ただ、何かのきっかけがないと、やはり、この申請をしない。

例えば、今、今月中までであれば、2万円分位まで、最大でポイントがつくなど、そういったメリット・デメリットが大きくかかるのではないかなと思います。

このあとは、また、後ほどお話したいと思いますが、申請に当たり、これから、やはり、いろいろ行政のほう、市のほうでは、コマーシャル等をしていくということでございましたが、実際に申請する時のタイミングで、スマートフォンやパソコン等に不慣れな方、操作に不慣れな方の場合は、何か手があるのかお示してください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。市民部長。

○加福理美子市民部長 マイナンバーカードの申請の対策についての御質疑にお答えいたします。

マイナンバーカードの申請につきましては、スマートフォンやパソコン等によるオンライン申請のほか、国からマイナンバーカードを取得されていない方を対象に送付されている交付申請書を利用した郵送による申請方法等がございます。

このことから、本市では、スマートフォンやパソコンの操作が不慣れな方に対しては、オンライン申請によらず、交付申請書等による申請方法を御案内しており、写真撮影や申請書の記入等のサポートを行っております。また、市役所の窓口に来ることが大変な方からの申請を考慮し、身近な場所で申請ができるよう、大型ショッピングセンターでの出張申請を実施しているほか、おおむね10人以上の申請者がいる場合は、事前予約制で指定された場所で申請受付を行っております。

本市といたしましては、引き続き、マイナンバーカードを申請しやすい環境づくりに努め、マイナンバーカードの普及促進を図ってまいります。

○小倉尚裕委員長 館山委員。

○館山善也委員 ありがとうございます。

大分、ここまで来ると作らないという意思の方以外は、作る意思があるけれども、操作できないんだという方も含めて、すべてキャッチできるのではないかなと思います。

先般の報道でも、国のほうでは、郵便局でも取り扱えるようにしていきたいという旨もありまして、積極的に、この辺りを取り組んでいると思っております。

あと、マイナンバーカードの取組で、何か利用する利点などありましたら、お示しいただけますか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。市民部長。

○加福理美子市民部長 マイナンバーカードの利点についての再度の御質疑にお答えいたします。

マイナンバーカードを持つことによる利点といたしましては、現在、コンビニで各種証明書の取得ができるほか、マイナポータルを活用して、各種自治体の手続きが可能となっていること、また、e-Taxによる所得税の確定申告等が可能となっております。

今後のメリットといたしましては、令和5年2月6日から、転出・転入手続のワンストップ化が開始され、スマートフォン等を利用し、オンラインで転出届が可能となるとともに、転入地の市町村窓口での手続き希望日の事前予約が可能となり、転

入手続の時間短縮が図られること、令和5年5月以降には、電子証明書の機能をスマートフォンへ搭載することにより、スマートフォンのみでコンビニ交付での各種証明書の取得が可能になること、また、令和6年度末までには、運転免許証と一体化することにより、運転免許証の住所変更が不要となるなど、手続の簡素化が図られることが挙げられます。

○小倉尚裕委員長 館山委員。

○館山善也委員 ありがとうございます。

私は個人的に、ふるさと納税をしているんです。以前、議員になる前は、転勤族でございまして、そこに、住んだ地域のふるさと納税をしているんですが、ワンストップサービスというのがふるさと納税にはありまして、5件までであれば、確定申告が要らずに、このふるさと納税ができるということでありました。

以前は、書類を頂いて——購入しましたと書類を送ると、自治体から受け取りましたと用紙が来て、自分の写真と、あと、免許書のコピーを送付して送ることがあったんですが、私もマイナンバーカード作った時に、今年からは、それがスマートフォンで読み取るだけで、そういう作業が簡素化されたという事実もございまして、初めてマイナンバーカードを作って、非常によかったなと思っているところであります。

どんどん普及——目標が全国民にということでもありますので、まだ50%ということでもあります。

補正予算額が7806万円。かなり高額ですよ。恐らくや、意識の高い議員の皆様はもう取得されているものと思いますけれども、例えば、これは、いずれ国からの交付事業になってくるとしても、これだけ予算かけているわけですから、副市長をはじめ、行政の方々、例えば、交通部も市民病院も水道部も教育委員会も作っていると僕は思いたいんですよ。ちょっと下向いている方もいらっしゃいますけども、できれば、これは、市として、これだけ予算をかけるわけですから、この数字は求めませんけども、求められたときに、いや、うちは100%ですよ。冗談じゃないです。当たり前じゃないですかぐらい言えるように、副市長もしてもらいたいなと思っておりますので、ぜひとも、市民に問いかける前に、自分の部署のほうにも呼びかけまして、このマイナンバーカードですか、全市をもって、市民をもって、取りかかるよう要望して終わりたいと思います。ありがとうございます。

次に、新型コロナウイルス感染対策事業、4款衛生費1項保健衛生費2目予防費から御質疑させていただきます。

新型コロナウイルスワクチン接種事業の概要と接種状況についてお示しく下さい。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。保健部理事

○千葉康伸保健部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）館山委員の新型コロナウイルスワクチン接種事業についての御質疑にお答えい

たします。

初めに、オミクロン株対応ワクチンにつきましては、国において、初回接種を完了した12歳以上の全ての方を対象に、3回目以降の接種として、市内99医療機関での個別接種のほか、ホテル青森、青森県総合健診センター及び浪岡中央公民館での集団接種を実施しており、12月15日時点における状況でございますが、接種人数8万7588人、接種率31.8%となっております。

次に、小児接種につきましては、ワクチンの有効性や安全性の知見等を踏まえ、5歳以上11歳以下の小児への3回目接種を進めることとしており、青森市保健所での集団接種のほか、市内12医療機関での個別接種も実施しており、12月15日時点における小児の状況でございますが、1回目の接種人数6411人、接種率45.4%、2回目の接種人数6224人、接種率44.0%、3回目の接種人数1960人、接種率13.9%となっております。

次に、乳幼児接種につきましては、生後6か月以上4歳以下の乳幼児への初回接種を10月24日から予防接種法に基づく接種に位置付け、ワクチン接種を進めることとしており、青森市保健所での集団接種のほか、市内6医療機関での個別接種も実施しており、12月15日時点における状況でございますが、1回目の接種人数328人、接種率4.5%、2回目の接種人数175人、接種率2.4%となっております。

○小倉尚裕委員長 館山委員。

○館山善也委員 ありがとうございます。

この事業は4億2234万6000円の大型事業でございます。

先ほどのマイナンバーと違いまして、誤解がないようにしたいんですが、このワクチン接種というのは、強制ではありませんし、個人によっては、基礎疾患の部分で抵抗がある方、また、過去に予防接種によって、何らかのイメージがあって受けない方、これはもう、当然あってしかりだと思っておりますが、やはり、できれば全体の7割以上は接種していただいて、全体的に、これを封じ込めていくような形が必要ではないかなと思っております。

今後は、オミクロン株対応の接種ワクチンが主流となると思っておりますが、従来の、その前にあったワクチンの取扱いについてお示しいただけますか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。保健部理事。

○千葉康伸保健部理事 従来型ワクチンの取扱いについての再度の御質疑にお答えいたします。

従来型ワクチンにつきましては、初回接種で使用することとされておりました、国では、年内をもって、従来型ワクチンの供給を終了して、これまでに配送された分のワクチンで接種を実施することとしております。

本市では、国の通知を受けまして、令和5年3月31日まで青森県総合健診センターを会場に従来型ワクチン接種を月4回程度実施することとしておりました、希望される方が初回接種できるよう体制を整えているところです。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 館山委員。

○館山善也委員 ありがとうございます。

従来型というのは、1回目から3回目まででしたっけ——それで、私も4回目の接種を終えておりますが、ちょっと認識が浅くて、今回の質疑をするに当たって、1回目・2回目から、もう新しい方は、この接種をするんだろうなとイメージしておりましたが、そうではないということも御説明で分かりました。

また、小児ワクチンや乳幼児ワクチンというのも、個別に、それ用にあるということをお聞きしております。この小児及び乳幼児のワクチン接種の向上についても取組が必要だと思っておりますが、当然、それには、保護者の方々の御理解がないと、これは進まないものと思っております。小児ワクチン・乳幼児ワクチン接種について、青森市のホームページではどのように発信をしているのかお示してください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。保健部理事。

○千葉康伸保健部理事 市ホームページでの情報発信についての再度の御質疑にお答えいたします。

小児及び乳幼児接種につきましては、市のホームページで、小児接種の実施ですとか、ワクチン接種に関するお知らせというチラシを掲載しております。対象者ですとか、接種方法の情報発信を行っております。

接種体制につきましては、個別接種の医療機関の情報のほか、集団接種の日程等も掲載しているところでありまして、集団接種の日程を追加した場合などは、随時、ホームページを更新して、お知らせしております。

なお、ホームページを更新した際には、御覧になった方が分かるように、最新情報の掲載更新日を記載しているところでもあります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 館山委員。

○館山善也委員 そうですね。この更新日を明記していただいているのは非常にいいことだと思います。

実際に、今年の春あたりの乳幼児のワクチン接種のほうは、皆さん、どうしても大丈夫なのかなという不安からかと思うんですが、ほとんど接種が進まず、また、集団接種の方も、ほとんど人が来てないような状況でございましたが、今年の8月を境に、コロナの蔓延が、生み出されるようになりました。それを境に、どんどん接種率が上がったものと思っておりますが、当時は、なかなか、市のほうのホームページが、いつの配信をしているものなのか、全く違っているというところがありまして、この日付を入れていただいたのは非常によかったなと思っております。

また、ちょっと、先ほどの僕の濃厚接触者の取扱いとか、あと、感染者の取扱いというのも、今年の9月から内容が変わったということで、濃厚接触者については、普通に、短時間であれば、買物に出てもいいということと、あと、感染した方も、

症状が緩和されてから24時間経過すれば、簡単な買物であれば出てもいいということをお聞きしましたので、そういったことも、実際に、問うて初めて分かるようなレベルではなく、何かしらの発信をすることによって、経済にも影響が出てくるのかなと思っております。

少し話もそれでしたが、この小児ワクチンや乳幼児ワクチンの接種に当たりまして、やはり学校や保健所等に影響が出てくると思いますので、何か、そちらの取組はあるのかお尋ねいたします。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。保健部理事。

○千葉康伸保健部理事 学校や保育所等に対する取組についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市では、小児の3回目接種を速やかに進めるため、本年9月11日に青森市保健所で実施した集団接種では、接種券なしで接種できる体制といたしました。その他、集団接種の日程等の情報につきましては、市教育委員会を通じて、保護者の方々へ、チラシですとか、マチコミメールでお知らせしているところです。また、乳幼児接種につきましては、国からのワクチンの供給日に合わせまして、個別接種の医療機関や集団接種の情報について記載したチラシ、これを接種券に同封しまして、速やかに送付しているところです。

今後とも、「広報あおもり」や市ホームページ等のほか、市教育委員会を通じて、情報発信に努めてまいります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 館山委員。

○館山善也委員 ありがとうございます。

情報発信はすごくいいことなんですけれども、僕がちょっと思っているのは、やはり、先ほどのマイナンバーと同じで、本当に必要だとか、今やると利点があるとか、今後、利点があるだろうということが理解できないと接種につながらないと思うんです。また、このコロナワクチンに関しては、あくまでも任意でありますので、強制力はないということですが、全く情報がないことには、計るものがないと思うんです。

ですから、例えば、学校の先生方に、この辺の理解度は進んでいるのかなと。それで、また、学校の先生方に、例えば、否定的な考えをお持ちの方がいた場合に、公平性が保たれませんので、当然、リスクも含めて、そういった教育現場、また、幼稚園や保育所の方々、先生方にも、そういう発信を市のほうとして積極的にした方がいいのかなと思っております。また、実際に接種された方々の親御さんの御意見とかも、できればホームページなんかにも載せて、当然、個人情報がありますので、御理解の上でなんでしようけれども、受けてよかったなという形があれば、なおさら安心感にもつながるのかなと思います。

私も、11月に4回目を接種して、今回、かからなかったのも、それもあるのかな

と思っておりますので、やはり、後遺症も含めて考えれば、できれば感染をしないにこしたことはありませんので、そういった情報発信も一緒にしていただきたいなと思います。これは要望とさせていただきますので、ぜひとも、学校側も含めて、そういうふうな先生方に接種の理解をしていただくということを要望させていただきますと思います。

次に、同じく感染症対策事業ですので、4款衛生費になりますので、よろしくお願いいたします。

自宅療養者の配食サービスの内容と実績をお示しいただけますか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。保健部長。

○坪真紀子保健部長 おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり
自宅療養者の配食サービスの内容と実績についての御質疑にお答えいたします。

配食サービスは、パック御飯やレトルト食品等、15食を1セットといたしまして、自宅療養者に配送するサービスであります。対象となる方は、単身者もしくは同居家族全員が感染者で、市内に食料を届けてくださる親戚や知人がおらず、かつ、スーパーのネット注文など、インターネットでの食料調達ができない方を対象としております。配食サービスの対象につきましては、市ホームページのほか、医療機関で陽性者に配付しているリーフレットや薬局で医療用抗原検査キットを購入された方へのお知らせ等で周知しております。

実績につきましては、令和4年12月13日時点におきまして、令和2年度が2セット、令和3年度は1331セット、令和4年度は6279セットを配送しております。

今後におきましても、引き続き、配食サービスを実施していくとともに、現在、市ホームページ等では医療用抗原検査キットや医薬品についての御自宅でのあらかじめの準備をお願いしておりますが、併せて食料品の備蓄についても周知を図ってまいります。

○小倉尚裕委員長 館山委員。

○館山善也委員 ありがとうございます。

この事業は1億6126万6000円の事業でございますが、これも、やはり高額でもあります。

さっき、ちょっと触れてしまったんですが、自宅で療養している新型コロナウイルス感染者は、症状が緩和されてから24時間経過した場合に外出が認められるということで、僕も、これを質疑の通告をしてから初めて知ったんですけれども、これは、市のほうで、どのような形で市民に発信しているのかお示しいただけますか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。保健部長。

○坪真紀子保健部長 自宅療養中の新型コロナウイルス感染症患者の外出等の周知方法についてお答えいたします。

国は、令和4年9月7日付の事務連絡におきまして、療養期間中の外出自粛について、有症状の場合で、症状軽快から24時間経過後または無症状の場合には、外出

時や人と接する際は短時間とし、移動時は公共交通機関を使わないこと、外出時や人と接する際に必ずマスクを着用するなど、自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、食料品等の買い出しなど、必要最小限の外出を行うことは差し支えないことといたしました。

本市では、当該事務連絡を受け、通知の翌日から適用しており、現在、市ホームページのほか、積極的疫学調査時の説明、パルスオキシメーター送付時の同封文書、医療機関で陽性者に配付しているリーフレット、薬局で医療用の抗原検査キットを購入した方へのお知らせ等で周知しております。

○小倉尚裕委員長 舘山委員。

○舘山善也委員 ありがとうございます。

性格上、やはり、実際、自分の身に降りかからないと、この情報を得るといのは必要ないと思いますし、ただ、窓口の接客業務などをする方は——ということは、当然、感染している方が接客する形もあるということです、その辺は、ちょっと注意してもらいたいなと思っております。

また、配食サービスは、非常に高額だなと思っておりました。これは、どうしても縦割り行政ですので、なかなか困難なところもあるかと思えますけれども、例えば、今、少し流行が遅くなってしまったのか分からないんですが、各学校に防災の備蓄倉庫があります。缶のパンとかクッキーなどもあったりとかするので、ああいうのは、今までは、避難訓練などで、先に、そちらの賞味期限が切れかかっているものから使っていくという形ではありますが、今、この新型コロナウイルスの感染が始まってからは、私の地域でも、そういう集団での避難訓練はしなくなってきております。それで、例えば、そういった備蓄倉庫の在庫的なものも考えていただいて、市として、全体的に、この配食サービスは必要だと思いますので、そういったものを活用していただければ、その備蓄のほうも新しくなるのかなと思っておりますので、これは要望させていただきます。

また、本当に、坪保健部長にもお世話になりました。ありがとうございました。これで、私の質疑を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○小倉尚裕委員長 次に、中田靖人委員。

○中田靖人委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）自民クラブの中田靖人です。

質疑に入る前に一言所見を述べたいと思いますが、このたびの選挙で5期目の当選を果たすことができました。市政発展のために、これからも微力ではありますが頑張りたいと思います。理事者の皆様、また、隣の部屋にいらっしゃる職員の皆様、今後とも、どうぞよろしく願いいたします。

今回の選挙に出馬するに当たって、多くの市民の方と意見交換をしました。様々な御意見を頂きました。そして、私にとっては5回目ということで、この4期16年

を総括させていただきました。これまで、当時、私が1回目の当選をした時は佐々木誠造さんでしたけれども、その後、鹿内博市長になって、現在、小野寺市長ということで3つの政権をかいま見てまいりました。

その中で、多くの課題がありましたけれども、青森駅の改修だったり、それから市役所庁舎の建設の見直し、それから操車場跡地の利活用、もろもろありましたけれども、小野寺市長に市政転換して以降、これらの課題は短期間の間に解決、めどが立っております。その手腕に感心するばかりですけれども、そういったこれまで私が16年間、いろいろ見てきた中での課題が解決していく中で、今回、出馬するに当たり、多くの市民の方から意見を聞く中で、じゃあ何を優先してやらなくちゃいけないのかということ考えた結果として、やはり、私は子育て支援が必要であるという結論に至りました。

それらを踏まえて、いろいろ調べてきたんですけれども、公約に掲げるに当たって大変参考になったのは、明石市の取組です。泉市長は、暴言を吐いたり、パワハラだとか、いろいろ問題になって、今期で引退するということになっておりますけれども、あの市長が実際にやった子育て支援というのは、約10年にわたって、様々なハレーションにも臆することなく、信念を貫いた結果として、結果がちゃんとしっかりと現れているということは、もう明らかであります。

そういった中で、青森市も同じ中核市の中で、先進事例として、やはり参考になる部分は十分あるんじゃないのかなというふうに思います。

これらのことを踏まえた上で、ちょっと確認していきたいんですが、明石市が取り組んでいる5つの無償化というのがあります。高校生までの医療費無償化、給食費の中学生までの無償化、第2子以降の保育料無償化、遊び場の親子の利用料の無償化、それからゼロ歳児のおむつ代の無償化と。こういったものがあります。全て所得制限なしということでした。このほかにも、子どもをめぐる支援制度というのは、大変、ほかにもたくさんやっているんですけれども、これを実現するためには、莫大な予算がかかります。それで、土木費を減らしたりして、明石市は何とかやりくりをしているということでありました。

ただ、青森市の場合でいえば、土木費を急激に減らすということは、ほぼ不可能であると思います。それは、冬期間の除排雪事業だったり、そういうことも考えると、やはり、私の個人的な見解としては、この財政の保証、財源の捻出の責任は国が担保するべきであるというふうに考えるのが私の考えです。

来年の春、こども家庭庁が新設されます。その基本理念を読みました。常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて——「こどもまんなか社会」、子どもの視点で子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするという、こういう基本理念にのっとって、こども家庭庁が新設されます。これらの基本理念を実現するための司令塔がこども家庭庁であ

るということになります。

そして、この基本方針の中で、財源についても触れられています。国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め、幅広く検討を進め、確保に努めていく。応能負担や歳入改革、企業を含め社会・経済の参加者全員が負担していく新たな枠組みの検討をしていくとしています。すごく分かりづらい文章になっていますけれども、要は、今の財政を見直しをして、増税していかざるを得ないと。そうじゃないと、財源の捻出は難しいでしょうというふうな表現かなというふうに思いました。全体のボリュームの割に、財源のところについては、軽くしか触れていません。それだけ曖昧な見切り発車であるということが理解できます。

これらのことを踏まえた上で、ちょっと確認していきたいんですけれども、3款民生費2項児童福祉費2目児童措置費に関連してお尋ねします。

第2子以降の保育料について、所得制限なしの完全無償化を実施した場合の影響額をお示してください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 中田委員からの第2子以降の保育料無償化の影響額についての御質疑にお答えいたします。

保育所、認定子ども園等の利用者負担金、いわゆる保育料は、令和元年10月より開始されました幼児教育・保育の無償化により、3歳から5歳までの全ての子ども及びゼロ歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもの保育料が無償となっております。

本市におきます負担軽減策としましては、3歳未満児に係る保育料においても、所得の状況に応じた階層区分について、国が示す8階層を24階層に細分化し、きめ細かな料金体系としているほか、兄弟姉妹が同時入所している場合や第3子以降の子どもに係る保育料の軽減など、本市独自の軽減策を行っております。

保育料につきましては、施設によって、徴収方法が異なり、保育所に係るものについては市が徴収しており、認定子ども園、地域型保育事業所に係るものは、施設が、直接、保護者から徴収することとなっております。令和3年度の実績では、保育料の総額は約7億7600万円となっております。

お尋ねの第2子以降の保育料を無償とした場合の影響につきましては、令和3年度の実績を基に年間の延べ児童数で試算いたしますと、保育料徴収対象児童延べ人数で3万5652人、このうち、第2子以降の児童数が1万9639人であり、影響額は約3億1100万円と想定されます。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 中田委員。

○中田靖人委員 市の独自策もやっているけれども、所得制限なしで実行した場合の影響額というのは約3億1100万円ということが分かりました。

次に、3款民生費1項社会福祉費6目医療費援助事業費に関連して質疑いたしました

いと思います。

高校生までの医療費について、所得制限なしの完全無償化にした場合の影響額をお示してください。また、子どもの医療費無償化に対しては国庫負担金などの減額措置があるそうですけれども、その影響についてもお示してください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。税務部長。

○川村敬貴税務部長 中田委員の高校生までの医療費についての御質疑にお答えいたします。

医療費助成を高校生まで所得制限なしで実施する場合の対象者数及び助成額の算定に当たっては、国民健康保険加入者のみならず、社会保険加入者等も対象となることから、本市において、全体を網羅するデータがないため、中学生と同程度の助成が必要であると仮定し、令和3年度における実績を基に、中学生と高校生の人数の割合で算定すると約1億8100万円と見込まれます。

市町村が独自に医療費の助成を行うことで、地域住民が気軽に医療機関を受診できる環境となることにより、医療費は増加するとされていることから、国においては、その医療費の増加分は当該自治体が負担するべきものとしております。このことから、国民健康保険事業においては、市町村が独自に医療費助成を行った場合は、国庫負担金等の減額調整措置のペナルティーがありますが、平成30年度からの国保財政の都道府県化により、市町村ごとのペナルティーの額を算定することができない仕組みとなりました。

こうしたことから、高校生までの医療費を所得制限なく無償化した場合のペナルティーの額は、国保財政の都道府県化の直前の平成29年度において、ペナルティーとして推定される額約1500万円を基に対象者の増加分を考慮して算定すると約1100万円増の約2600万円程度と見込まれるところであります。

○小倉尚裕委員長 中田委員。

○中田靖人委員 まず、影響額が約1億8100万円、それからペナルティーが約2600万円ということが分かりました。ありがとうございます。

次に、4款衛生費1項保健衛生費4目母子保健費に関連して質疑します。

ゼロ歳児に対する紙おむつや粉ミルクの配達・見守り訪問について、所得制限なしで実現した場合の影響額をお示してください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。保健部長。

○坪真紀子保健部長 中田委員からのゼロ歳児に対する紙おむつの配達・見守り訪問を実施した場合の影響額についての御質疑にお答えいたします。

本市では、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供する青森市版ネウボラの拠点であるあおもり親子はぐくみプラザにおいて、母子健康手帳交付の際に、全ての妊婦に対して、保健師や助産師が面接し、支援が必要であると思われる方には、改めて御自宅を訪問するなどし、出産に向けた支援を行っております。

出産後には、全ての新生児を対象に、保健師などが御自宅を訪問し、子どもの発

達の確認や授乳指導などを行い、継続的な支援が必要な方には、その方の状況に応じて、社会福祉士や保育士などの専門職が定期的な家庭訪問や電話による育児支援を行っております。

本市でゼロ歳児に対する紙おむつの配達・見守り訪問を実施することとした場合、明石市の積算を基に試算すると、事業費の見込みは概算で約6600万円となります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 中田委員。

○中田靖人委員 影響額として算出されるのが約6600万円ということが分かりました。

次に、3款衛生費2項児童福祉費2目児童措置費に関連してお尋ねします。

保育所等の副食費について、現在行っている軽減の内容をお示してください。また、所得制限なしで完全無償化した場合の影響額もお示してください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 中田委員からの保育所等の副食費の軽減内容及び無償化の影響額についての御質疑にお答えいたします。

保育所、幼稚園等における給食の材料に係る費用のうち、おかず等の副食費は、3歳未満児の3号認定子どもにつきましては保育料に含まれておりますが、3歳以上児の1号認定子ども及び2号認定子どもにつきましては、各施設において、それぞれの金額を定め、直接、保護者から徴収する取扱いとなっております。また、1号認定子ども及び2号認定子どもの副食費については、国の定めた制度に基づき、生活保護世帯、年収360万円未満相当世帯及び第3子以降の子どもについては免除されているところです。

お尋ねの1号認定子ども及び2号認定子どもに係る副食費を無償化した場合の影響額については、令和3年度の実績を基に、年間の延べ児童数で試算いたしますと、副食費徴収対象児童延べ6万7055人から、現行制度で免除されている児童1万8404人を除いた4万8651人が対象となり、仮に国が副食費として公定価格で示しております児童1人当たりの月額4500円を用いた場合、影響額は約2億1900万円と想定されます。

○小倉尚裕委員長 中田委員。

○中田靖人委員 御答弁ありがとうございます。

副食費の無償化、これを所得制限なしで完全無償化した場合の影響額については約2億1900万円であるということが答弁で明らかとなりました。

今回、私が確認した子育て支援策を仮に実現した場合に想定されると影響額というのは、総額で約7億7600万円であると。それで、そのほかに、高校生までの医療費無償化を実現することで、国庫負担金のペナルティー、これは想定される数字が約2600万円ということでトータル8億300万円。この影響額が出てくるとということが明らかとなりました。

先ほども、質疑の前に私がお話ししましたとおり、明石市については、何とか予算のやりくりをして、この財源を捻出してきたと。それで、この子育て支援に係る経費というのは、当初126億円だったかな——だったものから倍増して250億円を超えたということであります。ものすごい数字ですけども、それだけの予算を何とか捻出することによって実現したと。これについては、国が現行のままでやろうと思ったらやれていたということです。

ただ、土木費を大分減らしたということで、関係の企業とか関係者からは大分お叱りを受けているというお話でしたけれども、ただ、やれないということではないということも、この先進都市の例としては、大変参考になるということが分かりました。

先ほど、こども家庭庁の基本方針の中でもお話ししたとおり、国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含めて、幅広く検討を進め、確保に努めていくとしていますが、増税しないと、なかなかその財源はないということも分かった上で、このこども家庭庁を新設するということでもあります。

このことを踏まえた上で、財源の捻出方法について、ちょっと確認したいんですけども、企画部に確認します。

こども家庭庁の基本方針の中で、国は、子育て支援策実現のために、安定財源の確保に努めていくこととしていますが、そもそも国は赤字国債の発行はできると思いますか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。企画部次長。

○館山公企画部次長 国債発行についての御質疑にお答えいたします。

財政法第4条第1項ただし書によりまして、公共事業費、出資金及び貸付金の財源につきましては、例外的に国債発行または借入金により調達することが認められており、この財政法第4条第1項ただし書に基づいて、発行される国債は一般的に建設国債と呼ばれているものであります。

ただし、この建設国債を発行してもなお、歳入が不足すると見込まれる場合には、政府は、公共事業費以外の歳出に充てる資金を調達することを目的として、特別の法律によって、特例国債、いわゆる赤字国債であります。これを発行しており、近年は、毎年、この赤字国債が発行されているものと承知しております。

実物資産の裏付けを有する建設地方債の発行のみ認められている地方自治体とは異なり、国においては、日本銀行法第46条第1項により、通貨の発行権が認められておりますことから、その信用力を根拠として、いわゆる赤字国債の発行が可能となっているものと認識しております。

○小倉尚裕委員長 中田委員。

○中田靖人委員 御答弁ありがとうございます。

いろいろ答弁いただきましたが、結論から言うと赤字国債は発行可能であるということですので。

形のある建設国債のみならず、特例法によって、財源の捻出が厳しい場合には、赤字国債を発行して、財源を捻出することは問題ないということです。

これは国の話になりますので、青森市として、これからどうしていくかということになると、現状のまま、予算を何とかやりくりするという方法よりも、それも過渡期というか、実現する、国がやるまでの間、覚悟としてやらないといけないということもあります。同時に、市長におかれましては、市長会を通してとか、また、議会においても、これから意見書等を通して、国に対して、こども家庭庁が来年の春に新設されるのであれば、その基本方針の中でもうたわれているとおり、財源の捻出については、国がしっかりと責任を持って、地方にその負担を強いることのないように強く求めていきたいと思っております。

国の状況を見ると、今、進行している円安の影響を受けまして、外為特会、いわゆる外国為替資金特別会計、こちらのほうで、含み益を入れて約37兆円ぐらいプラスになっています。それだけの財政がちょっと出てきているということと、それから未執行の予備費、こちらのほうもあるようです。そちらのほうで約7兆円ということで、防衛費の増とかで、何か増税の話が出ていますが、その前に、やはりそういった今ある内部留保の部分をしっかりと見た上で、計画的にやっていかないとけないのかなど。

それで、国も、こども家庭庁新設に伴って、地方からの声が出てくると、多分、財務省、それから外務省、こういったところが、反対をしてくると思っております。要は、財政規律を持ち出してきて、これ以上の赤字国債発行は駄目だということですが、果たして、それが本当に正しいかということです。

子どものために使うこの財源、国債を発行するということによって、日本の円の信用が外国から見たときに信用失墜するか。私は違うと思う。逆に、将来に向けた子どもへの投資を、日本国として、しっかりとやるというのであれば、それは円の信用が増すということになるでしょうから、私は、そういった意味では、国もその辺りをちゃんと把握した上でやっていただきたいと思ったり、市長におかれましては、今後も継続して、国に対して、市長会と、それから、全国青年市長会にも所属されておりますので、そういった所属団体を通して、国に対して、しっかりと強く要望していただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

それでは、次に、現在、青森市が課題として考えている、また、今後、実施したいと考えている子育て支援、これも関連してなんです。市の答弁をお願いしたいと思っております。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 今後の子育て支援策についての御質疑にお答えいたします。

国におきましては、昨年12月に、子どもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて、子どもの健やかな成長を社会全体で後押しすることとした「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」を定め、こども家庭庁を令和5年4月に設

置するほか、子ども政策を強力に進めるため、社会全体での費用負担の在り方を含めて、幅広く検討を進め、安定財源の確保に努めることとしたところです。また、子ども施策の総合的な推進を目的とした子ども基本法が本年6月に公布され、国や地方公共団体の責務として、子ども大綱の策定や大綱に基づく施策の充実や財政上の措置が掲げられ、令和5年4月1日の施行後5年を目途として、必要な方策を検討することとされました。

このような中、当市も加盟しております全国青年市長会において、『「人口戦略＜少子化対策＞」を国家の最優先課題に」と題し、1つに、経済的理由で結婚や理想の子どもの数を諦めることがないよう、子どもを持つことで新たな経済的負担を生じさせないことを第1の柱にすること、2つに、出産・育児休業制度など、両立支援については、雇用保険加入者を対象とした労働政策から、全ての親を対象とした子育て政策への転換をすることとの提言をまとめ、9月30日に岸田文雄総理に対し、会長市である富山県射水市長をはじめ、20名から提言書を手交したと承知しております。

本市といたしましては、今後取り組む予定となっております青森市総合計画後期基本計画や子ども総合プランの策定作業の中で、子ども・子育て支援策に関する現状と課題、目標とする指標、主な取組などについて検討することとしておりますが、持続可能な行財政運営の観点からは、必要となる財源の手当てなく、子育て支援を行うことは困難であることから、国に対して、少子化対策について最優先課題となるよう要望してまいります。

○小倉尚裕委員長 中田委員。

○中田靖人委員 答弁ありがとうございます。

全国青年市長会において、子育て支援についての提言書を、9月30日、岸田総理に対して手交したということでした。

これからも継続して、国に対しては、その財源捻出も含めて、要望活動をお願いしたいと思います。

次に、子ども食堂について質疑します。3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費に関連して質疑します。

明石市では、28小学校区全てのブロックに47か所の子ども食堂を開設しております。青森市の子ども食堂の開設状況及び開設箇所の拡充に向けた取組をお示ください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 子ども食堂の開設状況についての御質疑にお答えいたします。

本市において、子ども食堂は、平成29年度に1か所開設されて以降、平成30年度に3か所、令和元年度に1か所、令和2年度に6か所、令和3年度に2か所、令和4年度に4か所が新たに開設されており、現在、合計17か所の子ども食堂が運営さ

れております。

これらの子ども食堂は、子どもやその保護者、地域住民など、それぞれの運営団体が対象者を定め、市民センターや福祉館、社会福祉法人の事業所、個人の店舗等を会場に、おおむね月に1回程度実施されているところです。

本市では、子ども食堂への支援に当たっては、青森県社会福祉協議会と連携して対応しており、子ども食堂を開設したいとの相談が寄せられた際には、同協議会が実施している子ども食堂の開設・運営等に関する研修会や、フードバンクなど、子ども食堂に対する支援の内容を紹介しております。また、本市では、職員が研修会に参加し、各団体との意見交換を行っているほか、国・県からの子ども食堂の開設・運営に関する通知や民間団体等による補助制度の情報提供、子ども食堂を実施する団体からの要望のあった屋外で活動する際に必要な長机やパイプ椅子、テントの貸出しを行っているところであります。

本市では、子ども食堂の取組は、子どもの貧困対策の食の保障という観点だけでなく、様々な事情を抱える親子などの交流の場や子どもの居場所づくりとして、有意義な取組であると認識しておりますことから、引き続き、青森県社会福祉協議会と連携しながら、子ども食堂の開設に係る相談にきめ細かに対応することにより、子ども食堂の拡充に向けた支援を行っていくこととしております。

○小倉尚裕委員長 中田委員。

○中田靖人委員 御答弁ありがとうございます。

今回、公約の中に子ども食堂の拡充ということを示したら、意外と反応がありまして、選挙期間中でもありましたけれども、提供したいという方と、それから子ども食堂の機能をやりたいという方——今の段階で、私は、その機能がちょっとよく分からなかった。機能というかマッチングの、その媒介の機能がどこにあるのか分からなかったので、自分の知っている範囲でつなげていこうとしたんですが、今後、子ども食堂の拡充を図っていくに当たっては、その実施団体と食材などの協力者の掘り起こしとマッチングが重要であると考えますけれども、市として、どのようなことを具体的に行っているのかお示してください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 子ども食堂と協力者のマッチングについての御質疑にお答えいたします。

本市に子ども食堂への食材を提供したいとの相談があった際には、子ども食堂の開設日が近い団体から順に情報提供し、食材を必要とする団体に配付しているほか、本市から青森県社会福祉協議会に依頼し、子ども食堂を運営する団体に提供していただいております。また、同協議会では、令和3年1月より、「あおもり『みんなの食堂』と農林水産業のネットワーク』を開設し、ホームページ上で食材の提供をしたい方と子ども食堂との調整を行っておりますことから、同ネットワークの紹介も行っているところであります。

なお、同協議会では、令和4年8月に、子ども食堂を運営する団体や、今後、子ども食堂を行う予定の団体などによる、「あおもりこどもの居場所ネットワーク」を設立し、ボランティア活動、食材、場所及び寄附金を提供する子どもの居場所サポーターをホームページで募集をしており、今後、子ども食堂への支援を検討している方と支援を必要とする団体のマッチングを行う予定としておりますことから、本市におきましても、引き続き、同協議会と連携し、支援を行いたい方や子ども食堂の運営団体の方に情報提供をしております。

○小倉尚裕委員長 中田委員。

○中田靖人委員 御答弁ありがとうございます。

県の社会福祉協議会が窓口機能を果たしているということですので、私のほうに相談があった方々も、県の社会福祉協議会のほうに御紹介しながら、ベストマッチングが図れるようにしていきたいというふうに思います。ありがとうございます。

続きまして、3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費に関連してお尋ねいたします。

青森圏域連携中枢都市圏でも実施しておりますけれども、子育て支援の事業の一環であります病児一時保育事業、それから一時預かり事業、これらのことを実施しておりますけれども、現在、行われている事業の概要をお示しいただけますでしょうか。また、実施場所を拡充するお考えはあるのかお示してください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 病児一時保育事業及び一時預かり事業についての御質疑にお答えいたします。

病児一時保育事業は、保護者が就労しているなどの理由により、児童が病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病気の児童を一時的に保育することにより、安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉の向上を図ることを目的に実施しているものです。

本市においては、平成23年3月に策定いたしました……(発言する者あり)平成27年3月に策定いたしました子ども・子育て支援事業計画において、市内を東部地区、西部・北部地区、南部・中部地区、浪岡地区の4つに分け、設定したそれぞれの地区に開設することとし、平成27年度には、それまで開設していた南部・中部地区の病児一時保育所1か所を加え、東部地区及び浪岡地区にそれぞれ1か所、さらに平成28年度には西部・北部地区に1か所を順次開設し、現在、4つの病児一時保育所を設置しているところです。なお、病児一時保育所につきましては、ゼロ歳児から小学校3年生までの保育を必要とすること、また、昼食の提供が必要であることから、平成27年度以降の施設の追加に当たっては、保育所への委託により事業を実施しているところであります。

なお、病児一時保育事業の実施場所に関しましては、令和3年度実績において、4施設における年間延べ利用定員数の合計が5586人であるのに対し、年間利用者数

が延べ697人となっており、現在、開設している4か所の病児一時保育所で対応できる見込みでありますことから、現時点では、実施場所は充足しているものと考えております。また、一時預かり事業は、家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、保育所等において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業であり、1つに、主に保育所等に通っていない、または在籍していない乳幼児に対して行う一般型と主に幼稚園等に在籍している満3歳以上の幼児に対して行う幼稚園型に区別されております。

なお、今年度は、一般型が対象施設108施設中53施設、幼稚園型が対象施設61施設中52施設において事業が実施されております。

一時預かり事業の実施場所に関しましては、事業の実施主体である各施設からの申請に基づき、実施されるものでありますことから、各施設に対して、事業実施を働きかけていくこととしております。

○小倉尚裕委員長 中田委員。

○中田靖人委員 御答弁ありがとうございます。

病児一時保育事業及び一時預かり事業における連携町村の利用実績及び事業実施に係る費用負担割合をお示しくください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 青森圏域連携中枢都市圏における病児一時保育事業及び一時預かり事業に係る実績等についての御質疑にお答えいたします。

病児一時保育事業につきましては、令和元年12月25日付で締結いたしました連携中枢都市圏の形成に係る連携協約に基づき、令和2年度より、連携町村に居住する対象児童についても、青森市の病児一時保育所で受け入れることとしております。病児一時保育事業に係る連携事業としての利用実績につきましては、令和2年度は他町村からの受入れはなかったものの、令和3年度において、延べ利用者数697人中、他町村から4人の受入れがありました。また、一時預かり事業についても同様に、令和2年度から、対象児童を圏域の保育所等で相互に受け入れることとしており、一時預かり事業に係る連携事業としての利用実績は、一般型については、令和2年度は延べ利用者数5732人中97人、令和3年度は延べ利用者数4976人中34人、幼稚園型については、令和2年度は延べ利用者数8万6921人中297人、令和3年度は延べ利用者数8万3930人中770人が他市町村の施設を利用しているところであります。

なお、当該連携事業実施に係る町村との費用負担につきましては、病児一時保育事業は、連携中枢都市における中心的な役割を果たす本市が設置している病児一時保育事業所において、構成町村に居住する対象児童も受け入れることとしたものであること、また、一時預かり事業については、連携中枢都市圏の構成市町村間において、それぞれの市町村に所在する保育所等が他市町村の児童を受け入れることとしたものであり、いずれも既存の地域資源を活用することにより、構成市町村の住民の暮らしを支えていけるよう取り組んでいるものであるため、事業実施に伴う町

村からの費用負担は求めておりません。

○小倉尚裕委員長 中田委員。

○中田靖人委員 答弁ありがとうございます。

青森圏域連携中枢都市圏、要は、青森市、それから平内町、それから蓬田村、外ヶ浜町、あと、どこでしたっけ、それぐらいですね。（「今別町」と呼ぶ者あり）今別町もだ、すみません。その町村との連携の中で、他町村から、このサービスを受けたとしても、その費用負担は青森市として求めていないという御答弁でした。

それで、最初に結論を言いますが、私はそれでいいと思っています。なぜかというのは、後ほど言いますけれども、改めて、この青森圏域連携中枢都市圏というものを、ちょっと——これまで締結して、様々な事業を展開しているのは知っていましたけれども、ちょっと読んでみました。

令和元年11月18日、圏域に有する地域資源を結びつけながら、一定の圏域人口と活力ある社会経済を維持し、住民の暮らしを支えていけるよう構成町村とスクラムを組み、連携中枢都市として本市が中心的な役割を果たしていくことを明らかにするため、と書いています。

この関係市町村会議において、小野寺市長が連携中枢都市宣言をしたということが経緯であります。要は、この圏域の中で、青森市はリーダーとして、その役割を果たしていくということの覚悟であろうかというふうに思います。それらを踏まえて、後ほど、今後、起きるであろう現象も含めて、最後、結びますけれども、その前に1個、今回の一般質問でも、2人の議員の方が取り上げていましたけれども、医療的ケア児について、こちらにちょっと触れていきたいと思います。

3款民生費2項児童福祉費2目児童措置費に関連して質疑します。

医療の進歩に伴って、医療的ケア児の数は今後も増えていくということは明らかです。体制を整えていくというのは行政の責務となります。このことを踏まえて、本市の医療的ケア児の支援体制をお示してください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 医療的ケア児の支援体制についての御質疑にお答えいたします。

本市におきましては、今後、増加が見込まれる医療的ケア児やその御家族の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられる体制の構築が必要であることから、令和3年2月に、青森圏域において、保健、福祉及び教育等の関係各課が医療的ケア児に関する情報や課題等を共有し、連携を図るため、東青5市町村の関係各課が事務局となり、青森市障がい者自立支援協議会障がい児部会の委員から構成される青森圏域医療的ケア児支援体制協議の場を設置いたしました。

これまで、協議の場において出された、ライフステージでどのように支援を行っていくのか、親が働くことができるよう、医療的ケア児を受け入れる体制が必要などの意見を踏まえ、保健、福祉及び教育の関係各課において、医療的ケア児の年齢、

状態及び特性に応じた支援が受けられる受入れ体制等について、検討を行ってきたところです。

今年度は、受入れ体制の検討に加え、支援に係る取組を進めるためには、医療的ケア児の年齢や状態把握が必要でありますことから、関係各課が共通で使用する調査票を作成した上で、調査を実施し、11月末時点で、市内に住所を有する28名の医療的ケア児について把握しております。

調査において把握した医療的ケア児につきましては、調査時に保護者の方の同意を得た上で、協議の場において、情報共有及び意見交換を行い、支援が必要な医療的ケア児については、関係課において、個別の支援及び今後、成長とともに必要となる支援についても対応を検討しているところです。また、医療的ケア児に関する相談に対し、適切な社会資源や施策の紹介及び必要に応じて、関係課や関係機関等との調整役を担うコーディネーターを育成するため、青森県が実施する医療的ケア児等コーディネーター養成研修を専門職2名に受講させたところです。

今後におきましても、医療的ケア児への支援については、その個々の特性により、必要とされる支援が異なりますことから、引き続き、協議の場の継続的な開催により、情報共有や意見交換を行い、関係各課が連携し、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、体制整備に努めてまいります。

○小倉尚裕委員長 中田委員。

○中田靖人委員 答弁ありがとうございます。

関連して再質疑します。県が配置する青森県医療的ケア児等圏域アドバイザーの活用について、青森市のお考えをお示してください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 圏域アドバイザーについての御質疑にお答えいたします。

青森県医療的ケア児等圏域アドバイザーは、令和4年12月5日付の県の文書により、医療的ケア児に身近な圏域における相談支援体制の整備を推進することを目的に、県内各圏域に配置した旨の通知がされたところです。

圏域アドバイザーが行う業務は、県が定める青森県医療的ケア児等圏域アドバイザー配置事業実施要綱におきまして、各圏域における支援体制の整備を推進するため、青森県小児在宅支援センターとの協働により、1つに、医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者が配置されている相談支援事業所等への技術の向上に向けた支援及び助言、2つに、各圏域のネットワーク構築に向けた支援及び調整等、3つに、各圏域の社会資源の点検及び開発に関する支援等、4つに、各圏域協議の場の運営に関する助言等と定められております。

本市においては、青森圏域医療的ケア児支援体制協議の場を設置し、支援体制を整えておりますが、今年度は実態把握調査を行ったところであり、今後、支援に係る取組を進めていく際に、協議の場において、運営体制についての圏域アドバイザーの助言等が必要と判断される場合には、青森県医療的ケア児等圏域アドバイザーの

活用について検討してまいります。

○小倉尚裕委員長 中田委員。

○中田靖人委員 答弁ありがとうございます。

答弁の中でも、今、お話されておりましたが、障害福祉をめぐる青森市障がい者自立支援協議会、この団体の中に障がい児部会というのがあるはずです。こちらのほうにも、できれば圏域アドバイザーの方も入れていただいて、今後、中身の充実した会議を進めていただきたいということを強く要望しておきたいと思います。

医療的ケア児に関連して再質疑します。医療的ケア児を受け入れていく保育園を拡充するお考えはありますか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 医療的ケア児の受入れ保育所等についての御質疑にお答えいたします。

本市におきましては、未就学児の医療的ケア児17人のうち、9人の医療的ケア児を5か所の保育所等において受け入れていただいております。

医療的ケア児を受け入れている保育所等への支援としては、市の単独事業で行っております障害児保育事業においては、児童1人当たり月額7万2000円、ふれあい保育事業においては児童1人当たり月額4万8000円の補助金を、保育士等を加配している保育所等に対して交付しているところであります。

本市においても、医療的ケア児の健やかな成長や御家族の離職の防止に資するため、医療的ケア児の受入れ可能な保育所等の拡充は必要なことと認識しておりますことから、令和3年11月に開催いたしました医療的ケア児支援体制協議の場全体会議において、医療的ケア児の受入れ促進に向けた働きかけを行ったところであり、今後も、引き続き、様々な機会を捉えて、医療的ケア児の受入れ環境の整備を促進していくこととしております。

国におきましては、保育所等において、医療的ケア児を必要とする子どもの受入れ体制の整備を進めるための補助制度を拡充し、看護師等の配置や保育士等の喀たん吸引等に係る研修の受講等に対する支援を行っており、本市におきましても、医療的ケア児を受け入れる保育所等の拡充を図るためには、看護師等の配置が可能となるような支援を行うことが医療的ケア児の受入れ促進に効果的であると考えておりますことから、国の補助制度を活用した支援について検討してまいりたいと考えております。

○小倉尚裕委員長 中田委員。

○中田靖人委員 御答弁ありがとうございます。

医療的ケア児に医療行為をできるのは、私は看護師だけだと思っていたんですが、今回の聞き取りの中で、保育士でも研修を受講すれば、その資格みたいなものができて、たん吸引とか、そういう軽度のものですけれども、できるということでしたが、確認です。それでよろしかったですか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。

ただいま、中田委員から御紹介のあったとおり、資格の研修等を受けた受講者はたんの吸引等が可能であります。

○小倉尚裕委員長 中田委員。

○中田靖人委員 ということは、先ほど、加算する金額を出されておりましたが、看護師だけではなくて、これは保育士も対象になるということによろしいですか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。

保育士等が、その喀たん吸引の資格を取得するために参加する研修等にかかる費用等も対象になっております。

○小倉尚裕委員長 中田委員。

○中田靖人委員 ありがとうございます。

今回、この質疑に至った経緯としてあったのは、現在、医療的ケア児を受け入れている青森市内の保育園が看護師の費用負担を自分でやっている。独自に園の判断としてやっているということでした。

国も、制度設計がまだ出来上がってないのであれば、それを支援するために独自に青森市がやるべきじゃないのかなというふうなことも考えた上で、今回、私は質疑をしたんですけれども、令和5年3月までに、国のほうで、この補助金が出てくるということで、制度設計をしっかりとやっていただくということを強く要望したいと思います。

最後に、今回、子育て支援策について、私は、公約でも掲げたこともあって、具現化するためにはどうすればいいのかということの視点から、様々質疑してまいりました。

明石市の取組も参考にさせていただいた上で、青森市の場合には、どういうことが、影響額が想定されるかということも質疑してまいりました。

それから、もう1つ、青森市が連携協定を結んでいる周辺町村から、どのような市民サービスを受ける方々が来ているのかということも明らかとなりました。私は、この連携協定をしていく中で、もし仮に、今回、明石市がやっているような子育て支援を青森市が実現していった場合には、移住促進は進まざるを得なくなるというふうに思っています。その効果は、青森市にとっては、大変いい効果がこれから出てくると私は思うんですけれども、周辺町村からクレームに近い反応が出てくると私は思います。ただ、将来的には、この連携中枢都市を経て、各町村の市民サービスとしての機能の合理化が促進していくというふうに考えます。あえて、その言葉は使いませんが、大変、非常にデリケートなものですから。ただ、人口の集約、それから行政機能の集約、そして市民サービスの集約と合理化、これが促進していくと思います。

青森圏域の、この連携中枢都市圏をしっかりと青森市がリーダーとしてやっていくのであれば、周辺町村長とも連携をしつつ、そこはしっかりとリーダーシップとしての役割を果たして行って、子育て支援を充実させて行っていただきたい。そして、先ほども申し上げましたが、財源の手当てについては、国がしっかりと責任を果たすと。それで、そのための動きを、市長をはじめ、我々議会も、意見書なりを使って、国に対して強く要望していくと。そして、それは、もう政党、党派を超えて、青森市のために、私も自由民主党所属ですけれども、増税論議をする前にやることあるだろうということで、この地域から選出している国会議員には強く言います。

そして、青森市が、これから、この厳しい都市間競争の中で生き残り、そして青森圏域連携中枢都市圏の中でも、しっかりとリーダーシップが発揮できるように、微力ではありますが、私も頑張ったいと思います。

以上を申し上げまして、質疑を終了いたします。ありがとうございました。

○小倉尚裕委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午前11時45分からといたします。

午前11時34分休憩

午前11時45分再開

○小倉尚裕委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、村川みどり委員。

○村川みどり委員 日本共産党の村川みどりです。

最初に、市営バスから質疑したいと思います。1款事業費用2項営業費用1目運転費、市営バスのフリーパスについて。

先日、市民の方から、このような声がありました。毎月1日に1か月間のフリーパス券を買っているんだけど、5日もたたないうちに落としてしまったと。警察にも届けて、再発行してもらえと思って、窓口に行ったら、再発行できませんと言われました。まだ、かなり期間が残っているんだけど、1か月分をまた払って買わないとだめだと。そういう話でした。フリーパス券を買ったという実績も残っているわけだし、警察にもきちんと届けているんだし、再発行してあげるという対応をしてあげればいいんじゃないかなと、私は思ったんです。

そもそも、フリーパス券というのは、高齢者のバスが無料だったときに、有料化になって、高齢者サービスとして、100円になって、そして1か月とか半年とかのフリーパスを導入したんだから、私たちは、高齢者サービスの一環だというふうに思っ

ていたんですけれども、再発行できないということで、お年寄りのためのサービスなのに、非常に冷たい対応だなというふうに思いました。

そこで、フリーパス券の紛失時の対応について示してください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。交通部長。

○佐々木淳交通部長 村川委員の市営バスのフリーパスについての御質疑にお答えいたします。

交通部では、青森市の施策と連携して、市内に在住する満70歳以上の高齢者のうち、青森市高齢者福祉乗車証「いき・粋乗車証」をお持ちの方が市営バスの利用時に「いき・粋乗車証」を乗務員に提示することで、割り引いた料金で御利用いただいております。その利用方法につきましては、1回の乗車につき、自己負担100円で乗車できるワンコイン乗車と1か月当たり1100円で期間内何度でも乗車できるフリーパス乗車の2種類があります。

このうち、フリーパス乗車につきましては、市営バスの発売所等で、地域連携ICカード——AOPASSに情報を登録して御利用いただくか、紙式のフリーパスを発行して御利用いただくかを利用される方に選択いただいております。

フリーパスを紛失された際の対応につきましては、AOPASSでフリーパスを御利用いただいている方の場合は、本人以外の方が利用するなどの不正利用を防止するため、紛失されたAOPASSの無効処理を行った上で、フリーパス等の情報を再登録した新たなAOPASSを再発行しております。また、紙式のフリーパスを御利用いただいている方の場合は、不正利用を防止するため、再発行は行わず、改めて、フリーパスを御購入いただいているところであります。

なお、新たに紙式のフリーパスを御購入した後で紛失した紙式のフリーパスが見つかった場合は、残りの有効期間に応じて、払戻しを行っているところであります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 村川委員。

○村川みどり委員 それでは、フリーパスは再発行してないということなので、分からないと思うんですけれども、今年、AOPASSを落としたとか、紛失したという人の数はどれぐらいあるんでしょうか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。交通部長。

○佐々木淳交通部長 再度の御質疑にお答えいたします。

再発行の実績ということでありまして、本年3月5日からAOPASSを導入しております。AOPASS導入後に紛失したということで再発行を御希望された方の数字ですけれども、現在、手元に本年10月末現在の数字がありまして、再発行した件数は76件となっております。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 村川委員。

○村川みどり委員 結構いるんですね。なので、その紙のフリーパスを落とし

たっている方もやっぱり結構いらっしゃると思うんですね。なので、高齢者サービスの一環だということであれば、本当は再発行してほしいんですけども、再発行できないというのは、全国的にも定期券扱いだから無理だという話なのであれば、きちんと高齢者に、なくした場合は、この紙のフリーパスだったら、再発行できませんよと。AOPASSだったら、その時点で止めて、再発行できるからという説明もきちんとして、周知してもらおうということをお願いしたいと思います。以上で終わります。

次に、高齢者のインフルエンザワクチンについて質疑をします。4款衛生費1項保健衛生費2目予備費についてです。

昨年、第4回定例会の予算特別委員会でも質疑しているんですけども、昨年、非課税世帯であるかどうかの確認書類の提示がない場合は、事前に保健所や浪岡健康福祉課に申請して、無料ですよという予診票を持って行かなくてはならなくなりました。こういうやり方だと、せっかくワクチンを受けに来たのに、そういう書類を持ってないために、また来てくださいと帰されてしまうことになります。

一昨年までは、そういうのを、非課税世帯だという確認書類がない人は、医療機関が保健所に問合せをして、本人の了解をもらって、非課税かどうか確認して、行ったその日にワクチン接種ができていたんです。しかし、残念ながら、昨年、医師会から医療機関の負担が大きいという理由で申請方式にされてしまいました。昨年は、私のところに、医療機関の方から電話での確認で接種できるようにしてほしいと。やっぱり1回来た高齢者を返すのが忍びないという相談がありました。また、今年は、それ以外に、市民の方から、せっかくお年寄りがよちゃよちゃと病院に来たのに、返されてしまうと。帰されている高齢者を何ぼも見てきたと。何とかしてくれないかという声が寄せられているんです。

このインフルエンザワクチンの世帯収入の申請方式について、去年も検討するように要望したんですけども、その後の検討状況についてお聞かせください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。保健部理事。

○千葉康伸保健部理事 村川委員の高齢者インフルエンザ予防接種事業のその後の検討状況についての御質疑にお答えいたします。

本市では、予防接種法に基づき、高齢者インフルエンザ予防接種事業を実施しております。本事業は、満65歳以上の方など、定期接種の対象となる方は、自己負担金1270円で接種できるものであり、生活保護受給者の方及び市民税非課税世帯の方は自己負担金を無料としております。

無料となる手続きにつきましては、実施医療機関の窓口へ生活保護受給や非課税世帯を確認できる書類を提示していただくことで無料としておりますが、令和2年度までは、確認書類の提示がない場合は、実施医療機関から非課税確認の問合せに対応し、無料としておりました。しかし、青森市医師会より医療機関の負担が大きいとの御意見を踏まえまして、令和3年度から、確認書類の提示がない場合は、接種

前に事前申請することも可能としたものであります。

今年度の実施に向けまして検討いたしましたところ、昨年度、令和3年度の実施状況では、無料となる方のうち、実施医療機関へ確認書類を提示した方が約8割となっておりまして、医療機関の窓口においても特段支障なく運用できていたということ、また、全ての高齢者の方へ、例えば、予診票を配付するですとか、非課税世帯等で無料となる対象者へ無料の予診票を配付する方法につきましては、中には接種を希望されないという方もいらっしゃいますので、予防接種法上、接種の呼びかけは接種を希望する方のみとされておりますことから、困難であると判断したものであります。

市といたしましては、非課税世帯等を確認できる書類を提示して、無料とする方法につきましては、既に送付されたお持ちの書類を提示することのみ無料となりますことから、最も利便性が高く、簡便な方法であると考えております。今年度につきましては、例年より時期を前倒しして、「広報あおもり」や市ホームページへの掲載、また、実施医療機関等への周知ポスターの配付などを行って、周知の徹底を図ってきたところであります。

今後、引き続き、高齢者インフルエンザ予防接種事業の推進に努めてまいります。

○小倉尚裕委員長 村川委員。

○村川みどり委員 例年より前倒して、早くお知らせしたということを検討したということだったんですけれども、今、医療現場がどういう状況になっているかといえば、予診票を持ってない人は、いいや、面倒くさいから、自己負担して払っていくという人と、それから、帰って、また来るといふ人が出ているそうです。やっぱり1回来たのに、帰して、また来てもらって、ワクチン接種するとなると、それだけワクチン接種も遅れるわけだし、二度手間になることになるんですよ。

そこで、ちょっと質疑するんですけれども、市内の65歳以上の高齢者数と、それから、この事業の対象者数をお示してください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。保健部理事。

〔村川みどり委員「無料になっている対象者」と呼ぶ〕

○千葉康伸保健部理事 再度の御質疑に報告いたします。

令和3年度であります、対象者が8万8057人となっておりまして、そのうち、接種された方が4万9722人、そのうち、非課税の方が1万1560人、生活保護の方が2745人となっております。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 村川委員。

○村川みどり委員 8万8057人のうち、無料になる人が4万9722人ですか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。保健部理事。

○千葉康伸保健部理事 無料となる方が——非課税の方が1万1560人、生活保護受

給で無料となる方が2745人の方が接種されております。

〔村川みどり委員「接種されている人ですか」と呼ぶ〕

○千葉康伸保健部理事 接種されている方です。

〔村川みどり委員「じゃあ、されてない人は」と呼ぶ〕

○千葉康伸保健部理事 対象者の内訳は、今、申し訳ございません、手元に資料がありません。

○小倉尚裕委員長 村川委員。

○村川みどり委員 後で教えてください。

今、約8割の方が確認書類を持ってきたというんですけれども、その約8割の中身は、予診票なのか、介護のあれなのか、何なのかという、その約8割の中身は分かりますか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。保健部理事。

○千葉康伸保健部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

医療機関の窓口で、その確認書類——確認書類と申しますのは、生活保護受給者の方であれば、生活保護受給者証、また、非課税の方であれば、介護保険料の決定通知や特別徴収の開始通知書、介護保険料の納入通知書、限度額認定証、後期高齢の限度額適用・標準負担額減額認定証等、いろいろあるんですが、その内訳については、すみません、こちらで把握しておりません。

○小倉尚裕委員長 村川委員。

○村川みどり委員 じゃあ、その割合を後で教えてください。

それで、そのあとの約2割はどうしたんでしょうか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。保健部理事。

○千葉康伸保健部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

残りの方につきましては、自己負担金が無料となる予診票の事前申請により、申請された方となっております。

以上でございます。

〔村川みどり委員「おかしくないですか」と呼ぶ〕

○小倉尚裕委員長 村川委員。

○村川みどり委員 約8割の中に予診票を持って来ている人が入っているわけでしょう。違うんですか。約2割が予診票を持って来た人ですか。ちょっと時間なくなっちゃうので、あれなんですけれども、じゃあ、いいです。後で教えてください。

確かに、その医療機関側にとってみれば、電話で確認して、その所得を確認するのも、やっぱり大変だというのは、そういう声も、事実、あります。それをやらなくなった代わりにどういうふうになったかといえば、さっき言ったように、自己負担を払っていくという人と、やっぱり出直して、また帰るといっている人がいるわけなので、やっぱり、それだけワクチン接種も遅れるし、二度手間になるし、市民にとってはデメリットのほうが大きいんです。

それで、そういう医療機関も手間を取らせず、そして市民も楽になる一番いい方法は、全ての65歳以上の高齢者を無料にすることなんです。65歳になれば、ワクチンは無料ですよ、65歳だって確認ができれば、そういう二度手間もしなくていいし、予診票だって廃止しなくていいし、そういうことを全て解消できるんです。なので、やっぱり高齢者のインフルエンザのワクチン接種は65歳以上を無料にする。そういう方向で検討していただきたいと思います。

次に、最後、知的障害児の外出サービスについてです。

この知的障害児の外出サービスというのは、屋外での移動困難な障害児や障害者に対して、外出のために支援を行うことを目的にしたもので、障害者手帳や、それから重度の障害者や障害児、精神保健法に位置づけられた障害者、そして小・中・高等学校、特別支援学校に在籍する人が利用できる外出サービスです。

今回、特に浪岡に在籍する知的障害児がこの制度を利用する際に、寄せられた声を基に質疑したいと思います。

市教育委員会が行っている就学先決定の医学的検査で、この子は、この子の状態からいって、特別支援学校の方がいいだろう、この子の教育環境としては特別支援学校が適しているというふうに判断されました。

特別支援教室であれば、浪岡の支援教室に通えるんだけど、この子の教育的環境としては特別支援学校がいいと言って、判断されました。

ただ、浪岡地域からだと、青森の養護学校といえ、昭和大仏の近くにある第二養護学校か、もしくは黒石の養護学校が選択肢に挙げられるんです。こうした浪岡に住んでいる知的障害の子が青森第二養護学校に通うとなれば、普段でも1時間弱、冬場になれば2時間もかかるんです。同じ青森市内といっても、やはり青森の第二養護学校に行くという選択肢にはなりにくい。こういうのが実態なんです。

しかし、黒石の養護学校に通うとなった際に、この外出介護サービスを使うとなれば、青森市の規定によって、市町村の境は越えられない。こういう理由でサービスを使えないということになったんです。

実際に、浪岡地区で特別支援学校に通う子の保護者は、仕事をやめなければ、送迎できない。こういう状況になっています。障害児を育てているがゆえに、職も、そして収入も奪われることになってしまいます。こういう状況は直ちに直視しなければならぬと思います。障害者の外出介護サービスを、市町村の境を越えて利用できるようにする考えはないでしょうか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 市外での外出介護サービスの利用についての御質疑にお答えいたします。

外出介護サービス事業は、外出時において困難のある障害のある方などに対し、ホームヘルパー等を派遣し、外出の際の支援を行うもので、対象者は外出時に適当な付添いが得られない状況にあるもので、事業の実施範囲は、原則、青森市内と定

めているところであります。利用の対象となる外出の種類は、市などの公的機関に赴くなど、社会生活上、必要不可欠な外出、医療機関等に赴くための外出、通学もしくは通所等となっております。利用に当たっては、市に対し利用申請を行い、決定を受けた利用者が、市が当該事業実施を委託した事業所と契約を交わし、直接依頼し、利用することとなります。

市外利用の相談を受けた際には、個別の状況等を勘案し、判断することとしております。

○小倉尚裕委員長 村川委員。

○村川みどり委員 それでは、これまで、市外でこのサービスを利用した人はいるんでしょうか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。

市外へのサービスの利用をした方はありません。

○小倉尚裕委員長 村川委員。

○村川みどり委員 じゃあ、聞きます。今、この青森市障害者外出介護サービス実施要綱第5条では、先ほど、答弁がありました、実施範囲は、原則、青森市内。事業の実施日は、原則、毎日とするとありますけれども、原則とあるということは、原則以外も認めることもあり得るということでいいのでしょうか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。

利用の可否の判断をする際には、利用する方の障害の程度や介護を行う方の状況、福祉サービスの利用状況等、利用を希望する方の置かれている環境等を勘案し、判断しているところでありますが、市内に利用できるサービス、施設等がないなど、利用目的の妥当性も勘案し、判断していくこととしております。

○小倉尚裕委員長 村川委員。

○村川みどり委員 妥当性——この子は、黒石養護学校に通うほうが本人にとっても、教育環境にとってもいいと教育委員会の就学支援室で判断された子です。ぜひ、こういう状況を勘案して、この外出介護サービスを使えるようにしてあげてください。

以上で終わります。

○小倉尚裕委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時10分とします。

午後0時7分休憩

午後1時10分再開

○小倉尚裕委員長 休憩前に引き続き委員会を開催いたします。

この際、先ほどの村川みどり委員への答弁について、保健部理事から発言の申出がありますので、これを許可いたします。保健部理事。

○千葉康伸保健部理事 先ほど、村川委員より御質疑のありました件についてお答えいたします。

令和3年度の対象者8万8057人のうち、無料で接種できる人数についてのお尋ねがありました。あくまで接種した人数の内訳のみを把握しているものでありますので、対象者の内訳としては把握しておりません。また、非課税世帯等で無料で接種した方1万1560人のうち、約8割の8640人が非課税書類を提示した方、残りの約2割の2920人が事前申請した方となっております。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 質疑を続行いたします。次に、木下靖委員。

○木下靖委員 市民クラブの木下靖であります。

私からはまず、10款教育費2項小学校費1目学校管理費、同じく10款教育費3項中学校費1目学校管理費について、小・中学校の校舎等維持修繕事業についてお尋ねをします。

教育委員会では、市内小・中学校から随時上がってくる修繕要望に基づいて学校施設の維持修繕に当たっているものと思っておりますが、本定例会においても、小学校2135万1000円、中学校435万7000円の補正予算案が計上されています。

そこで、校舎等維持修繕事業の概要についてお示してください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 木下委員の維持修繕事業の概要についての御質疑にお答えいたします。

教育委員会では、改築や老朽化による機能低下を復旧する広範な改修を行います。大規模な改修を進めておりますほか、各種法定点検の結果や学校からの営繕要望などにつきましては、職員が各小・中学校を巡回し、施設の状況把握をした上で、緊急度や優先度を見極めながら対応しております。

令和4年度の当初予算におきまして所要経費を計上しております校舎等維持修繕事業のうち、小学校維持修繕事業は7806万6000円を計上しており、その内訳は、随時発生する修繕要望などへ対応する費用といたしまして4447万5000円、令和3年度の各種法定点検において指摘のあった事項の改善費用といたしまして3359万1000円となっております。中学校維持修繕事業は3391万8000円を計上しており、その内訳は、随時発生する修繕要望などへ対応する費用といたしまして2215万2000円、令和3年度の各種法定点検において指摘のあった事項の改善費用といたしまして1176万6000円となっております。

次に、本定例会に提案しております補正予算案につきましては、令和3年度に発生いたしました学校施設における雪害等の復旧費用、令和4年度に実施いたしまし

た各種点検において指摘のあった事項の改善費用、今後見込まれます暖房器具や雪害等に関する修繕要望へ対応する費用といたしまして、小学校維持修繕事業が2135万1000円、中学校維持修繕事業が435万7000円となっております。

なお、これらの学校施設の維持修繕に係る追加業務に対応するため、令和4年12月1日より、都市整備部の技術職員2名を教育委員会事務局へ併任し、体制を強化したところであります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 木下委員。

○木下靖委員 当初予算で小学校が7806万6000円で、そのうち、随時発生する修繕要望に対応するための予算として4447万5000円、各種法定点検で指摘された事項に対応するために3359万1000円と。同じく中学校が、当初予算では3391万8000円で、随時の修繕要望に対応するために2215万2000円、法定点検等の指摘に対して1176万6000円ということで、本定例会に提案されている補正予算案、これについては、昨年度に発生した学校施設における雪害等の復旧、今年度実施した各種点検での指摘事項の改善費用と今後見込まれる暖房機器や雪害等への修繕費用ということです。

つまり、修繕要望というのは、その都度、随時上がってきますので、事前に具体的な金額というのは決められないということなので、一定の枠を設けて備えていると。プラス、法定点検等で指摘されたものに対しては具体の数字が分かるので、それを盛っているというお話でした。

それでは次に、学校現場から今年度寄せられている修繕要望の件数、これをお知らせください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 修繕要望の件数についての再質疑にお答えいたします。

令和4年度の小・中学校の維持修繕の修繕要望の件数につきましては、令和4年12月14日時点で、小学校は955件、中学校は540件となっております。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 木下委員。

○木下靖委員 12月14日現在で、小学校が955件、中学校540件ということでした。

市内小学校が現在42校、中学校が19校。今年度ですので12月半ばでこれだけの件数が上がってきていると。1校当たりになると小学校で二十二、三件になるんですかね。中学校で28件、1校当たりということになって、1校当たりの件数も非常に多いなというふうに感じます。

教育委員会の総務課学校施設管理チームの職員録を見ますと、現在、職員の方が9名いらっしゃいます。プラス、その小回り修繕班というのが3名いらっしゃるといって、その人数で、これだけの学校の修繕要望に現場確認を含めて対応する

というのは、非常に大変だなというふうに考えます。だからこそ、先ほど答弁がありましたように、都市整備部の技術職員が助っ人に2名加わったということでした。

いずれにしても、本市の次代を担う子どもたちの教育環境をハード面で支える校舎等維持修繕事業ですので、今後とも十分な予算措置がなされるよう要望して、この項の質疑は終わります。

続きまして、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、まちづくり寄附制度推進事業についてお尋ねをします。

令和4年度12月補正（その2）に、元気都市あおもり応援基金等への寄附金の積立て、進呈品調達等に要する経費として6067万2000円が計上されています。

本市ホームページからふるさと納税のサイトに入りますと、「ふるさとチョイス」、「さとふる」、「ふるなび」、「楽天」、「ANAのふるさと納税」、「au PAY ふるさと納税」というポータルサイトが示されます。他都市の例として仙台市を見ましたが、恐らく仙台市は「楽天」1社のみというつもりだと思えるのですが、本市におけるふるさと納税の受付体制、これはどのようにしているのか御説明をお願いします。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。市民部長。

○加福理美子市民部長 木下委員からのポータルサイトの利用、本市の受付体制についての御質疑にお答えいたします。

本市では、寄附金申込書による寄附の受付のほか、ふるさと納税ポータルサイトによるインターネットでの寄附を受け付けております。利用できるポータルサイトにつきましては、平成26年度は「ふるさとチョイス」、令和元年度は「さとふる」に加え、令和3年度からは「楽天」、「ふるなび」、「ANA」を利用しております。また、今年度は新たに「au PAY ふるさと納税」及び「シーズンのふるさと納税」を追加し、現在、7つのポータルサイトによる寄附の申込みを受け付けております。

本市といたしましては、複数のポータルサイトを利用し、寄附の受付窓口を拡充することにより、より多くの皆様に寄附先として本市をお選びいただける機会を増やし、ひいては、本市の返礼品のPR及び寄附金の増加につながるものと考えております。

○小倉尚裕委員長 木下委員。

○木下靖委員 そのポータルサイトを複数、数多くということになるでしょうね——利用することによって、本市へふるさと納税される方も増えるだろうという見込みでやっているというお話でした。

それでは、本市が利用しているポータルサイトは、たくさんあると思うのですが、本市のふるさと納税に利用しているポータルサイトを選ぶ際の基準をお知らせください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。市民部長。

○加福理美子市民部長 ポータルサイトの選定基準についての再度の御質疑にお

答えいたします。

本市では、ポータルサイトから申込みを受け付けた返礼品の在庫管理や発注、配送状況が一元管理できること、また、返礼品の在庫がないのに寄附を受け付けてしまうといったトラブルの防止のほか、寄附者からの問合せに迅速に対応できるなど、寄附者及び返礼品提供事業者にとってもメリットがあり、事務の効率化につながることから、これら業務につきましては、株式会社さとふるに一括委託をしております。ポータルサイトの選定基準に当たりましては、株式会社さとふるに寄附者氏名・住所、寄附金額、返礼品の種類等の寄附情報及び返礼品の在庫情報のシステム連携ができることが前提となっております。

○小倉尚裕委員長 木下委員。

○木下靖委員 先ほど、より多くの方からふるさと納税していただくために、多くのポータルサイトを利用していると。そうすると、いろんなところから、いわゆる申込みがあるということで、在庫の管理だとかを落ち度なくやるためには一括管理をしているということで、株式会社さとふるに一括でお願いしていると。それで、要は、株式会社さとふるにシステム連携ができるということが条件になっているというお話でした。

それでは次に、先ほどのお話で、今、利用しているポータルサイトが全部で7つあるということだったんですが、それぞれのサイトからのふるさと納税、もちろんその違いがあると思うんですが、どのポータルサイトからどれくらいのふるさと納税の申込みがあるのかお尋ねをします。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。市民部長。

○加福理美子市民部長 ポータルサイトの取扱いについての再度の御質疑にお答えいたします。

令和4年11月30日現在、各ポータルサイトの寄附件数及び全体の寄附件数に占める割合についてであります。まず、「さとふる」が1万7405件で64.3%、「楽天」が3754件で13.9%、「ふるさとチョイス」が3533件の13.1%、こちらの3社が上位3位を占めております。

○小倉尚裕委員長 木下委員。

○木下靖委員 今のお話で、「さとふる」が64.3%、「楽天」が13.9%、「ふるさとチョイス」が13.1%、これで27%だから——この3社で大体91%を占めているというお話でした。

これまでの本市へのふるさと納税の実績を、ここ3年で見てみますと、令和元年は1万8533件で金額が3億4900万幾らと。令和2年は4万317件で約5億496万円。令和3年は4万9025件で約6億1844万と、件数・金額ともに増加していきまして、今年度は7億円も視野に入っているというふうに聞きました。

一方で、そのふるさと納税を活用したことによる寄附金控除額、要するに、青森市民がふるさと納税を活用して控除を受けるという金額が、担当課に聞いたとこ

る、2億9709万円、約3億円近くなっていると。要は、青森市の税収が控除されて減っているということなので、青森市に対するふるさと納税をもっともっと増やしていく必要があると思いますけれども、そのために市が取っている取組、これについてお伺いします。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。市民部長。

○加福理美子市民部長 本市のふるさと納税の取組についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市では、返礼品について、4月・8月・12月の年3回、定期的な見直しを行っており、新しい商品の取り入れや、取扱いが少ない商品につきましては別な商品への入替えを行うとともに、果物などの季節商品は旬な時期に随時追加しております。

申込みの6割程度を占めるリンゴにつきましては、多くの在庫数を確保することが必要でありますので、その取引業者の交渉に努めることや、水産加工品や米の定期便のラインナップ数を増やすことに取り組んでおります。

このほか、市のホームページで事業者や生産者の皆様に対し、返礼品の新規提案を募集しているほか、関係部局と連携して個別に直接働きかけ、積極的に返礼品を掘り起こしております。また、提供事業者が返礼品の登録から提供までの手続がスムーズに行えるよう、サポートに努めております。

○小倉尚裕委員長 木下委員。

○木下靖委員 その時期時期によって、返礼品の見直しや入替え、旬のものを追加したりと。それで、聞いたところ、リンゴが圧倒的に多いというお話だったんですけども、そのリンゴを確保するために事業者と交渉とかをされているということで、先ほど私も、市のホームページから、青森市ふるさと納税返礼品の協力事業者を募集していますというところを拝見しました。市で出している、この青森市ふるさと応援寄附制度のパンフレットを見ますと、確かに、その返礼品は、食べるものとかが多いんですけども、どれぐらいその希望があるかは別として、ヒバを使った製品であるとか、津軽びいどろ、さらには、サウナカーを利用した移動貸切りサウナ利用券というものもありまして、思いのほか、いろいろな返礼品があるのだなというふうに思いました。

いずれにしても、ある意味、本来のそのふるさと納税という趣旨とは違うのかもしれないんですけども、他都市との競争ですので、今後とも、青森市に対するふるさと納税が増えるように努力していただきたいというふうに要望して、私の質疑を終わります。

○小倉尚裕委員長 次に、山本武朝委員。

○山本武朝委員 公明党の山本武朝です。

最初の質疑は不在者投票についてから行います。

第2款総務費第4項選挙費第3目市議会議員選挙費であります。

不在者投票の投票用紙の請求についてお伺いいたします。

出張等で地元を離れている場合、国政選挙、地方議会選挙であれ、投票したい場合は、不在者投票の活用が第一に考えられます。本年10月の市議会議員選挙のときも、告示後に不在者投票の問合せがありましたが、投票日前日までの短い期間に、選挙管理委員会に郵送で投票用紙を請求し、再び郵送で投票用紙を送り返すのは、もう間に合わないため、投票の機会を諦めざるを得ないケースもありました。

先日の地元紙で、むつ市が不在者投票用紙の請求をオンラインで申請できるよう準備するとの報道がありました。本市においても、投票率の向上に向けた新たな取組として、マイナンバーカードを活用したオンライン申請をできるようにすべきと考えます。オンラインでタイムリーに対応することにより、選挙管理委員会から不在者投票用紙が郵送されることは、有権者の利便性の向上、投票機会の選択肢が広がり、投票率の向上に寄与するものではないでしょうか。

そこでお伺いします。不在者投票の投票用紙の請求について、マイナンバーカードを活用してオンライン申請できるようにすべきではないでしょうか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。選挙管理委員会事務局長。

○山谷直大選挙管理委員会事務局長 山本委員からの不在者投票の投票用紙等の請求についての御質疑にお答えいたします。

不在者投票制度は、投票日に投票所に行けない方のための制度の一つであり、仕事や旅行などで、選挙期間中、選挙人名簿登録地以外の市区町村に滞在している方が、滞在先の市区町村の選挙管理委員会において行う不在者投票などがあります。このうち、本市の選挙人名簿に登録されていて、本市以外に滞在している方の場合、投票までの主な流れは、1、不在者投票の投票用紙等を本市選挙管理委員会委員長宛に請求、2、選挙管理委員会委員長は、請求者に投票用紙等を郵便によって交付、3、請求者は投票用紙等を受け取り、滞在先の選挙管理委員会委員長が管理する投票記載場所で投票、4、滞在先の選挙管理委員会委員長は、投票用紙等を本市選挙管理委員会委員長宛に送付という手順となります。

このように、投票用紙等のやり取りには時間がかかり、投票に間に合わないことも想定されますことから、問合せがあった場合には、余裕を持って投票することができるよう、可能であれば、市在住の家族や家族以外の知人、職場の関係者などの代理人が、投票しようとする方に代わって、選挙管理委員会事務局で直接、手続きをするようお願いしているところでもあります。

このような折、先般、本市において策定した青森市自治体DX推進方針の中で、マイナンバーカード所有者向けサイトのマイナポータル オンライン申請サービスであるぴったりサービスを活用して、行政手続のオンライン化を推進することとしたことを踏まえまして、今般、不在者投票に係る手続の簡略化と時間短縮を図るため、来春実施される予定の県議会議員一般選挙から、このマイナポータルのぴったりサービスを利用して、有権者が不在者投票の投票用紙等を請求したいときに、すぐオンラインで請求ができるようにすることとし、現在、準備を進めているところ

であります。

今後は、有権者の利便性の向上、ひいては投票率の向上に資するよう、不在者投票の投票用紙等をオンラインで請求できるこの制度について、様々な機会、媒体を通じて周知してまいりたいと考えております。

○小倉尚裕委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

来春から、オンラインによる申請ができるよう準備を進めていると。答弁ありがとうございます。

答弁の中では、聞き取りの際もそうだったんですけれども、意外と本人じゃないと不在者投票用紙の請求がしにくいかなと思っていたら、実は、家族でも、職場の上司でも、言っただけならばすぐ投票用紙を郵送しますという、もともと、かなり簡略的なシステムになっていたんだなというのも、正直、気づいたことであります。

いずれにせよ、オンラインですので、急ぐ方は、すぐ、このマイナンバーカードをしっかりと所有していただいて、このマイナポータルは様々な行政サービスが利用できるということですので、しっかりとこれを活用していければなと思っております。新しい制度ですので、しっかりと有権者に周知をよろしくお願いいたします。

続きまして、HPVワクチンの接種についてお伺いします。

HPVワクチン——子宮頸がんワクチンの接種について、私もこれまで質疑等を重ねてきまして、今から8年前ですかね、平成25年に定期接種がスタートして、スタート直後の1か月で、打った方がぶるぶるした副反応の動画が流されて、たった1か月で積極的接種の勧奨がなくなったという経緯があるわけですけれども、そもそも、この子宮頸がん、毎年約2800人の女性の方が亡くなっております。2800人といえども、私は大きな数字だと思っております。ここをなくしたい。子宮頸がんの発症には、このHPV——ヒトパピローマウイルスの感染が原因のほとんどであるということで、この感染を防ぐワクチンを接種することによって予防できるがん、数少ない予防できるがんというものであります。

すみません、款項目を言い忘れしました。4款衛生費1項保健衛生費2目予防費であります。

質疑します。今年度の定期接種対象者の接種実績をお示してください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。保健部長。

○坪真紀子保健部長 山本委員からのHPVワクチンの今年度の接種実績についての御質疑にお答えいたします。

子宮頸がんの原因となるHPV——ヒトパピローマウイルスの感染を防ぐHPVワクチンは、平成25年6月から約8年にわたり、積極的勧奨が差し控えられてまいりました。今年4月に、積極的勧奨が再開され、個別に接種の勧奨を行うこととされております。

このことを受け、本市では、今年4月から5月にかけて、定期接種の対象者に対して、子宮頸がん及びワクチン接種に関するリーフレット、予診票を配付し、HPVワクチン接種について個別に通知しております。

HPVワクチンの定期接種の対象者は、小学6年生から高校1年生相当までの女子であり、今年10月末までの接種件数は、延べ914件となっております。昨年同時期の接種実績501件と比較し、約1.8倍となっております。

○小倉尚裕委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

学校等を通じての案内が4月から5月でしたから、実質は5か月間での接種実績だと思うので、914件ということになります。それでも、昨年の501件と比べて約1.8倍、2倍近くに伸びているということで、しっかりこの趣旨を理解して、接種が進むよう願うものであります。

それでは、質疑の2つ目は、先ほどの接種勧奨の間で、結果、これまで、接種を逃してしまったという方々もいるわけでありまして。今年度のキャッチアップ接種対象者の接種実績をお示してください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。保健部長。

○坪真紀子保健部長 キャッチアップ接種の実績についてお答えいたします。

積極的勧奨の差し控えにより、HPVワクチンの接種機会を逃した方に対するキャッチアップ接種の今年度の対象者は、過去にHPVワクチンの接種を合計3回受けていない、平成9年度生まれから平成17年度生まれまでの女性であります。

キャッチアップ接種対象者の今年10月末までの接種件数は、延べ1033件となっております。

○小倉尚裕委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

短い期間でも、延べ1033件があったということは、私は、やっぱり関心がしっかりあったということだと思います。延べと言っていたのは、中には、1回目、2回目を打っている方もいるので延べだと思いますので、1033人というわけではないんですけども、しっかりキャッチアップ、拾われているなという思いでいっぱいあります。

今度、質疑の3つ目なんですけれども、ワクチンの種類です。今現在打たれているワクチンは2価、4価のワクチンですけれども、国では9価ワクチンを定期接種化する方針のようですが、現在示されている概要をお示してください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。保健部長。

○坪真紀子保健部長 9価ワクチン定期接種化の概要についてお答えいたします。

現在、HPVワクチンの定期接種におきましては、2価ワクチン及び4価ワクチンが使用されております。

9価ワクチンは、子宮頸がんの発生に関するヒトパピローマウイルスのうち、2

価ワクチン及び4価ワクチンよりも多くの、9種類の遺伝子型を標的としております。このため、子宮頸がん及びその前がん病変の罹患率の減少、子宮頸がんの死亡率の減少が期待されております。

9価ワクチンにつきましては、去る11月18日に開催された国の分科会において、定期接種で使用を可能とする方針が了承されております。これを受けまして、今後、国において必要な法令改正等を経て、令和5年4月1日から定期接種が開始される見込みとなっております。また、HPVワクチン接種は、同じ種類のワクチンで3回接種することが原則とされておりますが、2価ワクチンまたは4価ワクチンで、すでに接種を始めた方につきましても、医師と相談した上であれば、残りを9価ワクチンで接種する交接種も認められる予定であります。

○小倉尚裕委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

来年4月からは9価ワクチン、9種類のヒトパピローマウイルスに対して、幅広く、守備範囲が広く接種できる、感染防止ができるものであります。

答弁の最後のほうに、2価ワクチン、4価ワクチンを1回目、2回目に打っていたとして、3回目だけでも9価ワクチンを打ちたいということも、希望すれば接種が可能であるということも分かりました。

いずれにせよ、9価ワクチンであれ2価ワクチンであれ、きちんとワクチンを3回打ち切るということが一番大事なのかなと思っております。

今後とも、しっかりHPVワクチン接種の推進を要望いたしまして、私の質疑を終わります。

ありがとうございます。

○小倉尚裕委員長 次に、柿崎孝治委員。

○柿崎孝治委員 自民クラブ、柿崎孝治でございます。

コロナ禍ではありますが、観光に関しては、10月頃から動き出したことが、青森駅周辺では目に見えてきました。春には、インバウンドの動きがあることが報道されています。

2019年5月7日にクイーンエリザベス号が入港。青森市では、全市を挙げて大歓迎。新町や青森ベイエリア、市内観光地には、大勢の観光客があふれていたことを思い出します。また青森港新中央埠頭や沖館埠頭には大型客船が入港し、たくさんの観光客が訪れてほしいと思います。

さて、青森ベイブリッジを越えて、右側に見えてくる白い建物。青森市内から古川跨線橋を越えて右折し、しばらくすると右側に見えてくる緑色の建物についてお尋ねしたいと思います。

それでは、10款教育費5項社会教育費1目社会教育総務費に関連して御質疑します。

白い建物——あおり北のまほろば歴史館には、国指定重要有形民俗文化財の津

軽海峡及び周辺地域のムダマハギ型漁船コレクション、県指定有形民俗文化財の青森の刺しこ着などが展示されています。高さ約30メートルの展望台からは、青森市内、陸奥湾、津軽半島や下北半島が一望できます。

縄文時代から近代に至るまでの青森の歩み、世界遺産、北海道・北東北の縄文遺跡群、2021年7月に登録の三内丸山遺跡や小牧野遺跡の発掘品の一部も展示。青森ねぶたの歴史や青森大空襲、昭和の子どもの遊びなどを紹介しています。昔の生活用具・農業の様子コーナーには、私が暮らす油川で、菓の商いをしていた福井忠正宅の再現があります。昔の油川の商家をうかがうこともできます。その他、貴重な文化財が展示されています。

緑色の建物——青森市森林博物館は、ルネサンス式の木造建築物で、昭和57年に旧青森営林局庁舎を改修した全国初の森と木を考える博物館です。

この旧庁舎は、日本三大美木の1つに数えられる青森ヒバを使って、1908年——明治41年に建設され、営林局が現青森市役所柳川庁舎に移転したのを機に、森林博物館となり、館内には、森の生態系をパネルで紹介するコーナーをはじめ、木材加工技術、伝統的な林業用具、日本最初の森林鉄道を紹介・展示するコーナーが数多く存在いたします。

津軽森林鉄道に関する資料の展示のほか、建物そのものが、明治期の洋風木造建築物として、青森市の有形文化財に指定されています。

2018年度には、「我が国初の森林鉄道『津軽森林鉄道』遺構群及び関連施設群」——森林博物館の展示物が林業遺産として認定、今年度は建物が林業遺産登録されています。

このような貴重な文化財を将来にわたり守るためには、施設の維持管理をしっかりとすることが大事だと思っています。

あおり北のまほろば歴史館、青森市森林博物館とも、インバウンドが再開し、観光客が来館した場合も含め、観光客の皆さんに喜んでいただかなければなりません。また、期待を裏切らないためにも、維持管理をしっかりとしていかなければならないと考えます。

そこで、あおり北のまほろば歴史館と青森市森林博物館の過去5年間程度の修繕状況についてお示してください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 柿崎委員の北のまほろば歴史館及び青森市森林博物館の修繕の状況についての御質疑にお答えいたします。

あおり北のまほろば歴史館は、平成26年4月1日に公益財団法人みちのく北方漁船博物館財団から無償譲渡を受けました。委員御紹介の国指定重要有形民俗文化財であります津軽海峡及び周辺地域のムダマハギ型漁船コレクションのほか、旧稽古館資料の県有形民俗文化財であります青森の刺しこ着など、郷土の歴史民俗に関する資料を展示・公開する施設といたしまして、平成27年7月に開館いたしました。

当該施設の直近の主な修繕につきましては、令和2年度には、排煙窓の維持修繕工事、令和3年度には、エレベーターの修繕工事及び非常用発電機の取替え工事などを実施してまいりました。また、必要に応じて、指定管理者が随時、非常用照明器具の交換などの維持修繕を行っております。

次に、青森市森林博物館につきましては、昭和53年の市制80周年記念事業の一つといたしまして、旧青森大林区署の建物を、森林鉄道をはじめとする森林に関する資料を展示・公開する施設といたしまして整備し、昭和57年に開館いたしました。また、その建物は明治41年に建設されたものであり、本市を代表するルネサンス風の木造建築として貴重でありますことから、平成16年11月に青森市有形文化財に指定いたしました。

森林博物館は、建築後100年以上経過した建物であり、経年劣化は避けられないことから、館内の修繕の対象箇所を調査し、優先順位を見極めながら、順次対応しているところであります。

当該施設の直近の主な修繕につきましては、平成30年度には排煙窓の維持修繕工事、令和元年度には防火設備の維持修繕工事、令和3年度には渡り廊下の外壁修繕工事及び雪害による窓等の修繕工事などを実施してまいりました。また、必要に応じて、指定管理者が随時、外壁の塗装や誘導灯の修理などの維持修繕を行っております。

教育委員会といたしましては、あおり北のまほろば歴史館及び青森市森林博物館につきましては、引き続き、適切な維持管理に努めてまいります。

以上です。

○小倉尚裕委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 御答弁ありがとうございました。

あおり北のまほろば歴史館や青森市森林博物館などの展示施設は、地域の文化財の保護や継承の必要性を啓発するため、市民や観光客が気軽に見学できる施設であるべきと考えていますが、あおり北のまほろば歴史館及び青森市森林博物館を見学される障害者に対しては、どのような対応をしているのかお尋ねします。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 北のまほろば歴史館及び青森市森林博物館の障害者への対応についての再質疑にお答えいたします。

あおり北のまほろば歴史館につきましては、展望台にはエレベーターを、大展示スペースには、1階から2階に登れるようスロープを設置しており、車椅子による観覧にも対応しております。また、青森市森林博物館につきましては、市指定文化財となっております、明治時代からの建築物でありまして、設備的な改修は困難でありますことから、車椅子の貸出しや車椅子対応トイレの設置などにより対応しております。

なお、両施設とも障害者が施設を訪れた際には、入館料または観覧料を全額免除

しております。

以上です。

○小倉尚裕委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 ありがとうございます。

これらの展示施設ですが、新型コロナウイルス感染症の影響で、見学者の数が減っていると思いますが、これまでの見学者数の推移について教えていただければと思います。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 北のまほろば歴史館及び青森市森林博物館の見学者数の推移についての再質疑にお答えいたします。

あおもり北のまほろば歴史館の直近5年間における、4月から11月末までの見学者の実績につきまして、平成30年度が1万7610人、令和元年度が1万6684人、令和2年度が2669人、令和3年度が3330人、令和4年度が4084人となっております。また、青森市森林博物館の直近5年間における、4月から11月末までの見学者の実績についてであります。平成30年度が1万7304人、令和元年度が1万8799人、令和2年度が4640人、令和3年度が5278人、令和4年度が4872人となっております。

見学者の実績につきましては、両施設とも新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、令和2年度に大幅に減少いたしました。北のまほろば歴史館につきましては、令和3年度に比べて、令和4年度が同期比で754人増加するなど、回復傾向にありますものの、青森市森林博物館につきましては、令和3年度に比べ、令和4年度が同期比で406人減少するなど、まだ回復には至っていないものであります。

以上です。

○小倉尚裕委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 ありがとうございます。

今年度の青森市森林博物館の見学者数が、まだ回復に至っていないということでしたが、青森市森林博物館の見学者を増やすための取組について、どのように考えておりますでしょうか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 森林博物館の見学者を増やすための取組についての再質疑にお答えいたします。

青森市森林博物館は、令和4年5月20日に旧青森営林局庁舎といたしまして、一般社団法人日本森林学会により、林業発展の歴史を将来にわたって記憶・記録する——先ほど委員のほうからも御紹介ありましたが、林業遺産に認定されました。

このことから、今年度は、その情報を森林博物館のホームページなどに掲示してPRいたしますとともに、青森営林局と沖館周辺地域の歴史に関する写真・パネルを展示した企画展「森林博物館40周年・林業遺産決定記念展」を本年6月18日から9月25日にかけて開催いたしました。また、新たな取組といたしまして、森林博

物館の指定管理者であります青森県森林組合連合会が、当該施設のPRキャラクターを作成いたしましたことから、青森市森林博物館の幅広い周知も兼ねて、来年1月16日から2月19日までの間、そのネーミングを公募する予定としております。

青森市森林博物館は、建設後100年以上経過した建物でありまして、経年劣化は避けられませんことから、館内の修繕の対象箇所を調査し、優先順位を見極めながら順次、対応しているところではありますが、施設の老朽化が著しいため、補修・修繕を進めてほしいとの地域からの要望も踏まえまして、適切に対応してまいりたいと考えております。

今後とも、林業遺産に認定されました青森市森林博物館の幅広い周知を図りますとともに、観光客などの見学者を増やすための取組について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 ありがとうございます。

あおもり北のまほろば歴史館や青森市森林博物館などの展示施設は、市民の文化財に愛着を持つきっかけとなり、地域が守るべき財産であることを身近に感じてもらうことができる施設でありますので、引き続き、施設の修繕や魅力のある取組などを行っていただければと思います。

あと、余談ですが、森林鉄道は当時の野木和公園の中を駆け抜けていました。それを存じている方は、多分私より上の年代の方だけになるんですが、野木和公園にはちょっと橋が架かっていて、今は切り通しというものがあって、そこを埋めてしまったんですけれども、野木和公園の中は森林鉄道が駆け抜けていましたので、皆様、今度、野木和公園に来た場合は、ここを走っていたんだなという、その面影の橋がありますので、ぜひ御覧いただければと思います。

ありがとうございます。

○小倉尚裕委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後2時15分。10分間の休憩とします。

午後2時5分休憩

午後2時15分再開

○小倉尚裕委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、赤平勇人委員。

○赤平勇人委員 日本共産党の赤平勇人です。

初めに、3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費に関連して、保育事業に

ついて質疑します。

今年9月に、静岡県牧之原市で、3歳の女の子が送迎バスに置き去りにされ、熱中症により死亡するという大変ショッキングな事件が起きました。こうした事件は繰り返し起きており、昨年7月にも、福岡県中間市で、当時5歳だった男児が送迎バスに約9時間、置き去りにされ死亡する事件が起きています。

近年、夏場の気温も高温になる日が多くなっている中で、こうした事故をどうやって防いでいくのかが問われています。市としての対応をお示してください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 送迎バス事故を受けた本市の対応についての御質疑にお答えいたします。

本年9月5日、静岡県牧之原市の認定こども園において、通園バスの車内に3歳の女の子が置き去りにされ熱中症が原因で亡くなるという事故を受け、国より、9月6日付でバス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する通知が発出され、さらに、9月9日付でバス送迎に当たっての安全管理に関する緊急点検及び実地調査の実施に関する通知が発出されております。また、10月12日付で、バスの送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策として、「こどものバス送迎・安全徹底プラン」が示されたことに加えまして、大阪府岸和田市において、保育所を利用する保護者の車に置き去りにされた児童が亡くなるという事故が発生したことを受け、11月14日付で、子どもの出欠状況に関する情報の確認、バス送迎に当たっての安全管理等の徹底について、改めて通知があったところです。

本市といたしましては、これら国の動きに合わせ、国からの通知を市内の保育園・幼稚園・認定子ども園等全137施設へ周知したほか、この137施設のうち、県の担当となる幼稚園を除く125施設に対し、国が示したバス送迎に当たっての安全管理に関する緊急点検を実施し、当該緊急点検でバスによる通園を行っているとは回答した36施設に対し、緊急点検項目に基づく実地調査を行っております。

なお、緊急点検及び実地調査の結果、市内の全ての施設において、子どもの降車時に、人数や名前等の確認を実施していること、バス降車後の最終確認者をあらかじめ決めておくなど手順を決めていること、乗車時と降車時で確認した乗車人数、名前等を突合していること、子どもの降車後バスの施錠時など、改めてバス内の見回りを行っていることなど、バス送迎に当たっての安全管理に問題がなかったことを確認しております。

○小倉尚裕委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 国の通知を受けて、——国が主導してやっているわけなんですけれども、特に11月——先ほどの答弁にあった11月14日付の子どもの出欠状況に関する情報の確認、バス送迎に当たっての安全管理の徹底については、9月の静岡の事件を受けた後も、強調されていた保育所での出欠状況に関する保護者への確認が漏れていたこともあり、11月12日には、岸和田市で、保育所を利用する保護者の車に

置き去りにされた子どもが亡くなるという事件が起きました。それを踏まえて、より具体的な内容が示されています。

やはり大事なのは、メディアでは子どもにクラクションを鳴らす練習をさせたとか、そういった報道ありますけれども、それよりも、やはり、まずは保育園で残された子どもたちがいないか出欠確認を必ずすること。基本的な対応だと思うんですけども、これらを改めて徹底していくことが、国の通知をただ流すだけではなくて、市としても、認可・認可外問わずに、やっぱり徹底していくこと。あるいは、研修なども場合によってはやっていくことも必要だと思います。

この基本的な対応が、なぜ、おろそかになってしまうのかと。その背景にあるのはやはり、保育士が少なくて、忙し過ぎるという点も改めて、今、指摘されています。

配置基準については、これまでも繰り返し指摘していますけれども、1歳児・2歳児の6対1という基準は50年以上、4歳・5歳児の30対1という基準は、1948年以来変わっていません。

市として、保育の質の向上のためにも独自の配置基準を作るべきではないでしょうか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 保育士等の配置基準についての御質疑にお答えいたします。

保育所の保育士の配置基準は、国の児童福祉施設の設置及び運営に関する基準において、ゼロ歳児はおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児はおおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児はおおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児はおおむね30人につき1人以上となっております。また、保育所の設備に関する基準は、同じく国の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準において、児童1人当たりの面積は、乳児室は1.65平方メートル、ほふく室は3.3平方メートル、保育室は1.98平方メートルとなっておりますが、本市におきましては、保育士の配置基準については、国の基準通り定めている一方で、設備に関する基準については、乳児室を3.3平方メートルと、国の基準を上回る基準としており、今後も園児にとって余裕のある保育環境づくりに努めてまいります。

○小倉尚裕委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 設備を独自に設けていたとしても、現場の声は、やっぱり全然違うわけです。

これまでもやってきたわけですがけれども、ほとんどの園が独自で加配してるわけなので、やっぱり自治体として、ましてや、このコロナ禍の下で、本当に保育士がかかってしまったり、濃厚接触者になってしまえば、人が足りないという声にやっぱり耳を傾けて応えていくべきだというふうに思います。

保育園の中で、今、コロナの対策もすごく大変な状況になっていて、例えば、ある保育園で多数の陽性者が出たが、閉めることなく開けていたということです。

そうした中で、ある日には、園全体で来た園児がたった1人だったと。しかし保育士は十数人が来なければいけなかった、園側から来てくださいと、保育士来てくださいということと呼ばれて行ったと。

その結果、保育士も感染が広がってしまったということで保育士の先生たちが、もう何で、もうちょっとやりようはなかったんだらうかっていうような声も寄せられています。

話を聞けば、今、園と子育て支援課が相談しながら様々判断しているということなんですけれども、ケース・バイ・ケースだということですが、ただ、やっぱり現場でこういうような状況が起きているというのは、やはり現実的ではないというふうに思います。

加えて要望しますけれども、もう1つはやっぱり検査キットについてです。

園は、リスクが高い中で、保育士の先生たちも、もしかしたらと思って、検査をしたいと思っても実際は実費で、今、負担しています。で、市はかかり増し経費を支給していると言いますが、例えば、マスクを買うとか消毒液を買うとか、その経費の中で様々園に裁量が委ねられていて、必ずしもキットに回っていないという実態があるんです。その結果、保育士の先生が実費で負担していると。まして、リスク高いわけですから何回も検査するわけです。

こういった実態を踏まえて、やっぱり検査キット、現物で、ましてこういう第8波とか大きい波が起きたときには、現物を給付する、配布するといったことを、ぜひやっていただきたいと。時間がないのでこれは要望にして。

次に、8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費、除排雪対策事業についてお聞きします。

近年、雪の降り方が例年とは違い、短期間に集中的に降るようになってきています。やはり、地域の雪寄せ場として重宝している市民雪寄せ場について、これまでも多数の声が寄せられています。雪を捨てる場所が少なくなっているという声が寄せられています。

現在の、市民の雪寄せ場の設置箇所数についてお示してください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○佐々木浩文都市整備部理事 赤平委員からの、今年度の市民雪寄せ場の設置箇所数につきましての御質疑にお答えいたします。

市民雪寄せ場事業につきましては、雪処理をスムーズに行うための場所の確保に関する市民ニーズが高くなっていることを踏まえまして、市民の自主的な雪処理を支援するため、平成13年度から開始したものであり、所有する空き地を冬期間、12月1日から翌年3月31日まで、地域の雪寄せ場として、無償で町会に貸し付けた場合、翌年度の固定資産税の一部を減免する制度であります。

市民雪寄せ場の確保に向けた取組といたしましては、町会長が公益社団法人青森県宅地建物取引業協会青森支部などに空き地の情報提供を求めるほか、「広報あおも

り」や市ホームページ、メールマガジン、ラジオ、テレビ広報による募集を行っております。

今年度におけます市民雪寄せ場の設置箇所数につきましては、11月末時点で、289か所となっております。

以上です。

○小倉尚裕委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 この質疑は、今年の3月議会のときに一般質問で、私はやっているんですけども、その時には、令和元年度では設置箇所数が387か所、令和2年度で366か所と。令和3年度で350か所という状況だったんですけども、現段階では、300も切っている状況で289か所だと。で、どういう対策を取ってるんですかと聞けば、「広報あおもり」やホームページなどで周知していますということをおっしゃるんですけども、なかなかそれが結果に結びついていないというふうな状況なのかなと思わざるを得ません。

もう1つお聞きしますけれども、委託工区の中で、ゼロの設置箇所数ですね——市民雪寄せ場がゼロか所の工区と、1か所のみの工区の数をお教えください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○佐々木浩文都市整備部理事 再度の雪寄せ場の御質疑にお答えいたします。

先ほども御答弁申し上げましたとおり、青森市全体といたしましては、全部で現時点で289か所となっております。

このうち、青森地区につきましては278か所、浪岡地区につきましては11か所という内訳になっております。

赤平委員からの御質疑にありました青森地区の全面委託工区におけます雪寄せ場がない工区、その場所、箇所数としましては、全部で66工区となっております。また、1か所しかない工区は全部で43工区ということになりますが、こちらの主な特徴といたしましては、住宅地が密集しております浪館・千刈・北金沢等の地区が少ない地区と。あわせまして、郊外において、広く敷地があるような場所等につきましても、雪寄せ場がないというふうな特徴があります。

○小倉尚裕委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 これも3月の時には、ゼロか所の校区が51工区、1か所のみの40工区だったわけで、今回はゼロか所の工区が66工区、1か所のみの工区が43工区ということで合わせると100を超える数字になってくるわけです。

今、全面委託の数は、150何工区とかですか。なので、もう3分の2ぐらいが、もうほとんどゼロか所か1か所とかっていうレベルになってきていると思うんですね。

やっぱりこういうところに、雪寄せ場をどうやって増やしていくのかということと、こういった場所にどうやって除排雪が入っていくのかという2つが大事になってくると思います。

やはり、以前から提起していますけれども、空き家対策との抱き合わせの施策で

ある空き家対策総合支援事業などを活用した呼びかけだけではなくて、空き家の所有者なども、空き家の解体ができるし、できた後の雪寄せ場の活用ができるような仕組みづくりに取り組むべきではないでしょうか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○佐々木浩文都市整備部理事 赤平委員からの、空き家の、国の補助金を活用しての雪寄せ場の確保というふうな御質疑かと思われま。

国の空き家対策に係る補助事業につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法を積極的に活用し、空き家等または不良住宅の除去、空き家等の活用、関連事業などの総合的な空き家等対策に取り組む地方公共団体に対して支援を行う空き家対策総合支援事業及び居住環境の整備改善を図るため、空き家等または不良住宅の除去、空き家等の活用等に取り組む地方公共団体に対して行う空き家再生等推進事業が整備されると承知しております。

空き家等の適正管理につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法第3条の規定におきまして、「空家等の所有者又は管理者は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする」とされており、その解体や撤去も含めて、第一義的には、当該空き家等の所有者または管理者が自らの責任において行うべきものであると考えております。

これまで、本市におきましては国の補助事業を活用し、空き家等を解体した実績はありませんが、令和4年第2回定例会におきまして、里村誠悦議員に対し御答弁申し上げましたとおり、他自治体の事例を参考にしながら、国の補助事業の活用の可能性を調査するとともに、現在行っている特定空家等への対応の効果を見極め、空き家等の所有者等からの解体や撤去に関わる御相談があった場合につきましては、金融機関の空き家等の解体等に関する融資制度の紹介、解体後の土地の売却価格と相殺するなどの助言または空き家・空き地バンクの登録の勧奨など、相談内容に応じて情報提供に努めてまいります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 ぜひ早く調査して、今、言ったような制度を実現できるようにお願いしたいと思います。

いつまでも、自らが撤去するべき、自らやるべきだということを言っているけども、解決していないわけです。その結果、空き家が、どんどんどんどん、こういう大雪の中で潰れてしまうといった状況になっているので、空き地であれば別なんですけれども、空き家をやっぱりどうやって解決をしていくか。それを解決した上で、こうした雪寄せ場の確保もできるよといったことが、国からも示されているので、ぜひそれは導入していくように考えていただきたいというふうに思います。

それから、雪寄せ場がない地域への除排雪の入り方ですけれども、前のやり取りでは、除排雪事業者は雪寄せ場がない地域などは把握していると。状況を把握して

いるけれども、しかし、そもそも、出し雪は禁止されていますよ、自分の敷地の雪は自分で処理するというような冷たい答弁がありました。

一方で、やっぱり現状では敷地内の雪を出す場所も少なくなっているわけです。それがさっき言ったような数字でも表れている。降り方もどか雪になっています。こうしたことを考えれば、例えば、除排雪実施計画として、除排雪の出動基準の中に雪寄せ場の有無などを考慮した項目なども入れていただきたいというふうに思います。

それから、次は、間口の除雪についてです。関連して、間口の除雪の助成について、これも以前やり取りしましたけれども、ボランティアの成り手がなくて、利用希望者がいても応えられない状況もあると、昨冬はありました。

それで、国は、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金というものを昨年12月につくり、これを受けて市は、1つに、ライブカメラなどを使った道路状況の把握、2つに、地域の共助による、雪処理活動を行う団体への対応として小型除雪機9台の購入、3つに、安全带・命綱の貸出講習会ということでした。

そういったことは分かったんですけども、この豪雪地帯安全確保緊急対策交付金の実施要綱の中には、事業対象の中で、安全克雪事業として、現実性が高く、かつ、地域での自立が可能な地域安全克雪方針の策定に向け、方針策定に並行して試行的に取り組む事業として、高齢者世帯等における除排雪の支援のために行う事業、例えば、高齢者世帯等への除排雪経費の支援が挙げられています。

聞いたところ、例えば、シルバー人材センターとシーズン契約を結んで間口の除雪をしてもらうと。そういう制度というか、そういったシルバー人材センターの仕事があるそうですけれども、その際に当然、何万円か支払うことになるわけです。

ただ、このお金が、なかなか、今、物価高もあって高齢者の世帯が大変で、ないと。そうした費用の一部を助成する、こういった交付金を使いながら助成をする仕組みづくりはできるのではないのでしょうか。やるべきではないのでしょうか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○佐々木浩文都市整備部理事 豪雪地帯安全確保緊急対策事業のうち、高齢者等への支援対策ということでの御質疑にお答えいたします。

本市では、高齢者や障害者のみの世帯など、自力で雪処理が困難な世帯を対象に、除排雪作業によって生じる間口への寄せ雪が少なくなるよう除排雪事業者に対して指導を行っており、町会・町内会や、除排雪事業者、民生委員等と情報の共有を図り、対象となる世帯の寄せ雪の軽減に努めております。また、今年度から実施いたします豪雪地帯安全確保緊急対策事業につきましては、除排雪作業中の人命に関わる事故等が高齢者を中心に急増している豪雪地帯におきまして、民地の除排雪作業時等の死傷事故の防止のため、地域ぐるみで行う、自立を見据えた戦略的な方針として、地域安全克雪方針を策定し、豪雪地帯の除排雪作業時等における安全を確保することにより、豪雪地帯の振興を図ることを目的として創設された豪雪地帯安全

確保緊急対策交付金を活用して実施するものであります。

そのうち、高齢者等への支援対策としましては、本市としましては、要援護世帯等の屋根の雪下ろし作業に伴う敷地内の除雪や、間口除雪等を行う地域のボランティア団体等へ貸与するための小型除雪機を今年度9台購入したところであります。

○小倉尚裕委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 答えてくれてないんですけども。

やっぱり、町会で小型除雪機を使った共助といったときに、近所の人が機械を出してやったりするっていうことは、もう既にやられてると思うんです。

ただ、一気に降った時とか日常的にといった場合には、そうはいかないわけです。まして高齢化が進んでいる中で、町会で1台借りたとしても回しきれないというのが現状だと思うんです。それで、ボランティアもなかなか人手が不足していると。この状況を見据えて、やはり今までとは違うやり方っていうのは考えていかなきゃいけないというふうに思います。

今、言ってきたような対応、提案なんかもぜひ踏まえて、この雪の降り方——災害級の大雪が降ってきているという実情も踏まえたやり方をぜひお願いして、最後、4款衛生費1項保健衛生費3目環境衛生費、地球温暖化対策推進事業について質疑します。

気候変動対策として、地球温暖化を止めるために温暖化を引き起こす原因である温室効果ガスであるCO₂削減のための再生可能エネルギーの普及促進が急務となっています。この再生可能エネルギーの普及促進、急いでいくという、いわばアクセルの面と、それから、企業などがメガソーラーや巨大風力発電の開発により災害のリスクや貴重な自然環境を破壊するといった、そういったリスクを防ぐ、乱開発を防ぐという、この2つの側面が、今、自治体としても大事なことだというふうに思っています。

市として、まずは、この気候変動対策をどのように進めていくのかお示してください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。環境部長。

○高村功輝環境部長 地球温暖化対策についての赤平委員からの御質疑にお答えいたします。

本市では、2011年3月に「青森市地球温暖化対策実行計画」を策定し、地域における温室効果ガスの削減に向けて取り組んでまいりました。2018年には、当該計画を改定し、本市の温室効果ガス排出量の削減目標について、青森県が設定した削減目標と同水準の削減目標とし、2030年度までに2013年度の排出量から31%削減することとしております。

この目標達成に向けて、環境への負荷の少ない持続可能な都市の実現を基本理念に、1つに、地域に存在するエネルギー資源を有効かつ効率的に利用する、2つに、

地域のエネルギーが生み出す価値が地域内で循環するシステムを構築する、3つに市民・事業者・市がそれぞれの役割に応じて温室効果ガスを削減する、4つに、市民・事業者など全ての主体と協働した取り組みを推進する、の4つを基本方針として、市民・事業者・市の協働により計画を推進することとしております。

市自らが率先して温暖化対策に取り組むため、市の事務事業における温室効果ガス排出量の削減に向けて、2001年3月に青森市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定しております。

2020年3月には、第4期計画を策定し、温室効果ガス排出量の削減目標について、区域施策編と基準年度が異なるものの、同水準の削減となるよう、2030年度までに、2018年度の排出量から17.9%削減することとしております。

この目標達成に向けては、1つに、省エネルギー対策、2つに、廃棄物の減量対策、3つに、省資源対策、4つに、物品の調達・契約に当たっての配慮、5つに、意識啓発を対策の柱として、環境マネジメントシステムを活用しながら計画を推進しております。

地球温暖化対策の取組につきましては、実行計画（区域施策編）におきましては、再生可能エネルギー等の導入・普及促進として、市ホームページ等での周知による理解促進、環境関連イベントや出前講座における啓発活動などを行っております。また、実行計画（事務事業編）におきましては、省エネルギー対策として、民間組織が事業主体となって行うESCO事業により、防犯灯・道路照明灯及び公園照明灯のLED化などを行っております。

本市では、国の地球温暖化対策計画や本年度改定が予定されている青森県地球温暖化対策推進計画の削減目標及び削減に向けた施策を踏まえ、それらの計画との整合性を図りながら、市の実行計画についても改定に向けた検討を行っております。

再生可能エネルギーの導入に向けた対策につきましても、計画改定の中で効果的な対策を検討してまいります。

○小倉尚裕委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 ぜひ、大事だと思うのは、再生可能エネルギーの普及促進策を自治体としてどう考えるかということだと思いますので、もちろん省エネルギーも併せてですけれども、やっていただきたいと思います。

具体的な策として、自治体としてやれることは様々あります。現に、公共施設へのパネルの設置、小規模発電事業者から電気を買い取り公共施設で使うといった仕組み、省エネリフォームを行う際の費用助成、耕作放棄地などを使った再エネルギー促進、農地などを使ったソーラーシェアリングなど様々な取り組みがされています。

公益財団法人自然エネルギー財団の調査によると、太陽光発電については、森林や原野等での開発等を中止しても、農地のうち耕作放棄地の15%を活用して太陽光発電、住宅建築物の屋根つきの太陽光発電のほか、使用されなくなったゴルフ場を活用しての太陽光発電を着実に増やしていけば2030年までに、太陽光発電の設備容

量を3倍以上に増やすことが可能だといった調査も出てきていますので、ぜひそういった具体的な策に取り組んでいただきたいというふうに思います。

これは促進なので、さっき言った中でいうとアクセルの部分です。

もう1つは、ブレーキの部分について再質疑させていただきますけれども、まずは、新城のメガソーラーについてです。

今、工事が進められて、きれいな小川だった土筆川は見る影もないような状況になっています。先日の一般質問では、現在3つの防災調整池について堤体工は工事が完了したということでしたが、擁壁工・のり面工その他付帯工事はまだ残されているということでした。つまり、水は貯めることはできても、排水経路などは100%終わっていないということだと思います。いくら調整機能が発揮されても防災設備全体の工事が終わっていないのであれば、例えば、この先、雪解けが進んで水が大量に流れ込んだときに大丈夫なのかという話が出てくるわけです。

業者は違いますけれども、大釈迦でも雪解け時に問題が起きました。

そうした中で、パネルが既に敷き詰められています。ましてや、この新城のメガソーラーは、問題が起きても、一旦止めて防災工事をさらに優先させる、急ぐということもありませんでした。そうしたことを行っているということ自体は、大問題だというふうに思いますけれども、この擁壁工・のり面工その他付帯工事についてはいつ終わるんでしょうか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 赤平委員の新青森太陽光発電所建設事業についての再質疑にお答えいたします。

現在の工事の進捗状況であります。造成工事の履行状況であります。今現在、約85.2%となっております。今後、残りの工事等を実施していく予定となっております。

太陽光発電所建設事業全体の工期とすれば、令和5年6月30日を予定しているところであります。

○小倉尚裕委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 ということは、太陽光発電所建設事業全体の工事が終わるのに合わせて、この工事も終わっていくということは、そもそもやはり、一切の工事に先行して、こうした防災工事を行っていくということが全く守られていないということの表れの1つだというふうに思います。

現在、土筆川に、赤さびが混ざったような赤茶色の水が流れています。下流にはそれを農業用水として使う田んぼもあります。

市として、この水の成分について検査をするべきではないでしょうか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 赤平委員からの新青森太陽光発電所建設事業における再質疑にお答えいたします。

新青森太陽光発電所建設事業地からの排水につきましては、様々な水路や河川を通過し、新城川や農業用水路へ合流しているところであります。融雪や大雨等により、濁水が発生した際には、環境の保全に関する協定書に基づき、事業者の責任と費用負担において、必要な措置を講じていただいているところであります。

具体の排水対策であります……

〔赤平勇人委員「排水対策は聞いていない」と呼ぶ〕

○大久保文人農林水産部長 農業用水路等につきましては、水利組合と連携し対応しているところでありますが、今現在、新たな水質検査等については検討しておりません。

○小倉尚裕委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 なぜですか。なぜ影響がないと言えるんですか。言えないかもしれないじゃないですか。

だって、アセスメントや林地開発許可制度の手続の中にも、どこにもこういった水が発生するっていう言葉は出てきてないんです。協定を結んだ市としても、ちょっとまずいんじゃないのかと。市がやらないにしても、事業者に対して、調査してくださいと言うことはできるんじゃないですか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 赤平委員の再度の御質疑にお答えいたします。

融雪や大雨等により濁水が発生した場合には、この協定書——環境の保全に関する協定に基づき、事業者の責任と負担において必要な措置を講じていただくこととしております。また、今後、林地開発により河川や農業用水に支障等が生じた場合には、速やかに協定に基づき、事業者に対応するよう指導してまいりたいと考えております。

○小倉尚裕委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 ということは、もし、本当に赤さびの水だとして、これが春に田んぼに水を流して、田んぼに何らかの影響が出た。出たときに初めて市が調査を求めると。そういった答弁だったというふうに思います。

問題が起きてからじゃ遅いわけです。それは誰だって分かるわけですよ。それで、それを防ぐことができないのが今の現状なんです。環境アセスメントや林地開発許可の制度に限界があると指摘しているのは、こういうことが起きてしまうということがやはりあるというふうなことは認めなきゃいけないと思うんです。必ずしも、様々な問題を防ぐことはできないと。

農林水産部長は、大雨とか、予想できない場合は対応できないという言葉もありましたけれども、やっぱり被害が出てからだと遅いわけで、メガソーラーの場合は面的なリスクも高いわけですから。広大な敷地を削って造っていくわけですから。だから、市には規制がないので、例えば、現状では急傾斜地にも造れてしまうわけですから。なので、そういった規制はやっぱり必要だと。これはメガソーラーの話です。

次に、風力の話です。

(仮称)みちのく風力発電ですけれども、市議会議員選挙のさなかにも多くの市民から反対や不安の声が出されています。七戸町の町長や平内町の町長も、反対の態度を表明しております。

やっぱり大事になってくるのが、保安林についてだと思いますけれども、その前に、やっぱり、今、市は、この計画が立てられたことに対する態度が問われているというふうに思うんです。事業区域がはっきりと決まっていないという以前に、ここに計画が立てられた、そのことに対する態度が、今、問われているというふうに思います。

保安林についてですけれども、指定解除の問題について私なりに整理をすると、事業者から申請が出されて、都道府県か森林管理局が中身を精査していき、林野庁がそれに基づいて解除の可否を判断すると。そして、解除の通知が出されたら、都道府県が指定解除の予定告示を行う。この時に、直接の利害関係者の異議・意見を募集するという事なので、市町村はこの時点で異議・意見を出すかどうか問われるわけです。その際の判断基準について、市の考えをお示してください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 赤平委員の保安林解除についての再質疑にお答えいたします。

保安林につきましては、森林法第25条第1項により、水源の涵養、土砂の流出・崩壊の防備、雪崩または落石の危険の防止などを目的として指定されております。国有林及び2以上の都府県にわたる流域や特に重要な流域の民有林につきましては、農林水産大臣が指定し、その他の民有林につきましては、都道府県知事が指定することとなっております。また、保安林の解除につきましても、保安林の指定の理由が消滅したときや目的に優先する公益上の理由により必要が生じたときに、国有林及び2以上の都府県にわたる流域は特に重要な流域の民有林につきましては、農林水産大臣が解除し、その他の民有林につきましては、都道府県知事が解除することとなっております。

解除するための要件ではありますが、事業がその地域における公的な各種土地利用計画に即したものであり、かつ、他に適地を求めることが著しく困難であること、事業面積が事業を実現する上で必要最小限であること、事業が行われることが事業計画や事業者の信用・技術などから判断して確実であること、解除区域の利害関係市町村や直接利害関係を有する者の同意が得られていること、事業により失われる保安林の機能を代替する施設が設置していることなどを全て満たす必要があります。

保安林の転用に係る保安林の解除につきましては、当該保安林の解除に利害関係を有する市町村の長の同意を得ているか、または、得ることができると認められるものであることの要件を備えなければならないとされております。

具体には、当該事業者から市町村に対し、保安林の解除についての同意の協議がなされ、市町村では、事業内容、市町村への影響、保安林の解除の要件を満たしているかなどを確認しながら対応させていただくこととなります。

○小倉尚裕委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 林野庁が出している「保安林の指定解除事務等マニュアル（風力編）」の中には、解除要件等の概要として、保安林の指定の解除においては、個別事業の実施の可否を判断するのみではなく、保安林の指定目的のために森林を利用することをやめることについての是非を判断することとあります。また、用地事情等として——これは事業者がやらなければいけないことだと思いますけれども、合理的な土地利用の観点から保安林の指定目的と転用に係る事業の目的を比較考量するため、——中略します。他に転用に適した箇所を求めることができれば——これはさっき、答弁があったものだと思いますけれども、また、著しく困難であることを明らかにすることと述べています。

つまり、市は、前回の質問でも事業者が説明しているような当該事業は、約7万3600ヘクタールの杉林が1年間に吸収するCO₂を削減できると。これは、事業者が言っているから、それを答弁しましたということだと思いますけれども、ということだけを強調するのではなくて、事業により膨大な量の保安林がなくなることについてどう考えるのかということ、やっぱり大きく問われているわけなんです。そこを、やはり、よく考えていくことが必要だと思います。

日本弁護士連合会の意見書が出されています。この中に、この森林の公益的機能という言葉が出てきます。森林・林業白書というものもあるんですけども、その中にも出てくるんですけども、この森林の公益的機能について、気候変動緩和機能や大気浄化機能、景観形成なども加えるべきだと日本弁護士連合会は訴えています。

やはり、市としては、これらも付け加えて考えるべきだと思います。約7万3600ヘクタールの杉林が吸収するCO₂を削減できるというものが片方であると。でも、もう片方に、この膨大な保安林、公益的機能が失われるということはどう考えるのか。これを今も計画が立っている段階で考えていくことが必要だというふうに思います。

さらに言うと、今、風況タワー、風況観測塔の問題も出てきます。

高さが60メートルぐらいの風況タワーになるというふうに思いますけれども、風況タワーを建てるというふうなことを考えたときに保安林内に建てるとなれば、その時点で指定の解除の要件に当てはまることになるんでしょうか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 赤平委員の保安林解除についての再質疑にお答えいたします。

保安林の解除につきましては、先ほど、その解除する要件として5つをお答えさせていただいたところでありまして、その解除に当たりましては、それを全て満た

す必要があるということでもあります。

風況タワーの設置等を含め、保安林の解除についての申請がなされた場合には、先ほど申しあげました要件等を踏まえ、保安林の解除の要件を満たしているか等を確認しながら対応させていただくこととなります。

○小倉尚裕委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 今、農林水産部長は、含めてという言葉をおっしゃったので、ということは、風況タワーの設置には、場合によっては保安林の指定の解除も要件として当てはまるかもしれないということになれば、もう、アセスメントのこの手続の段階の、アセスメントが終わる前です。アセスメントのための風況タワーですから。それをやっている段階で、既にこの保安林の指定の解除という手続が出てくるかもしれない。その際に、市に異議・意見を出すかどうかということも問われるかもしれない。さっき言ったような保安林の指定の解除をどう考えるのかということが問われてくるわけです。

そうであれば、やはり今からでも、判断しなければいけないと思うんです。事業区域が定まっていなかったかということを行っているその間にも、この計画、手続というのは進んでいく可能性があるわけです。そうであれば、やはり、この計画そのものに、今からやはり態度をしっかりと明らかにしていくべきだというふうに思います。

乱開発を防ぐための規制や、手をつけてもいい場所、悪い場所の色分けをするゾーニングについて、ぜひ検討していただきたいということを要望して終わります。

○小倉尚裕委員長 次に、竹山美虎委員。

○竹山美虎委員 市民クラブの竹山美虎でございます。

この冬も、もういよいよ外のような景色になりました。ぜひ、除排雪対策も含めて、市民の安心と安全のために市役所職員が一致団結して、各種事業、あるいは対応に当たっていただきたいというふうに思います。

早速、質疑に入ります。

1点目は、議案別冊、令和4年度青森市一般会計・特別会計補正予算、令和4年第4回定例会（その2）、64ページ・65ページ、3款民生費1項社会福祉費2目障害者福祉費に関連して、扶助費について伺います。

補正予算の扶助費関連における自立支援給付事業のうち、補正のあった事業の内容及び利用者の過去3年間の実績をお示してください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 竹山委員からの障害者支援関連事業についての御質疑にお答えいたします。

補正予算の扶助費関連における障害者支援関連事業のうち、自立支援給付事業は3事業ありまして、補正額は合計で1億2393万1000円となっております。

この3事業の事業内容は、1つ目として、障害者に対し、自立した日常生活また

は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持・向上のために必要な訓練を行う自立訓練における機能訓練、生活能力の維持・向上のために必要な支援・訓練を行う自立訓練における生活訓練、障害者に対し居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言等を行う宿泊型自立訓練の3つのサービスを提供する自立訓練事業で補正額は7114万円、補正後の額は1億9569万7000円となっております。

2つ目として、夜間や休日、共同生活を行う住居で相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う共同生活援助事業であって、補正額は5228万2000円、補正後の額は6億355万7000円となっております。

3つ目としまして、一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う自立生活援助事業であり、補正額は50万9000円、補正後の額は77万8000円となっております。

これら3事業の過去3年間の延べ利用者数につきましては、自立訓練事業については、令和元年度が621人、令和2年度が839人、令和3年度が1070人となっております。

共同生活援助事業につきましては、令和元年度が2860人、令和2年度が3252人、令和3年度が3736人となっております。

自立生活援助事業につきましては、平成30年に追加された事業で、本年4月より指定を受けた事業者が当該事業の運営を開始したことから、令和3年度までの利用実績はありませんが、本年度は、10月末までに12人となっております。

○小倉尚裕委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 自立支援給付事業、この中には3つの事業があると。そして、その3つの事業とは、自立訓練事業——この中にもサービスは3つありますよということ、そして、共同生活援助事業、自立生活援助事業ということでありました。

それぞれ、補正額は約7000万円、あるいは約5000万円、約50万円ということで、その事業の中身によって大分差はありますけれども、全体で1億2393万1000円だということでありました。

それで、過去3年間の利用者数については、自立訓練事業が621人だったものが、令和3年度は1070人に増えている。共同生活援助事業については、令和元年度の2860人から約1000人増えて、令和3年度は約3700人になっている。自立生活援助事業については、本年4月から運営を開始したことで、10月末で12人の利用実績があったという答弁でありました。

扶助費が増えるというのを逆に言うと、障害のある方などに障害福祉サービスがこれまで周知されてきて、利用が進んで、福祉の向上に資するものだというふうに解釈できると思います。財政的には大変な部分もありますけれども、今後も、共生社会の実現に向けて、障害のある方へのサービスについて、きめ細やかな対応をし

ていただくように要望して、この項を終わります。

2点目は、議案別冊、令和4年度青森市一般会計・特別会計補正予算、令和4年第4回定例会（その2）、70ページ・71ページ、4款衛生費1項保健衛生費2目予防費に関連して、新型コロナウイルス感染症拡大防止事業に対するサービスについて伺います。

自宅療養者に対して、どのような支援を行っているのかお示してください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。保健部長。

○坪真紀子保健部長 竹山委員からの自宅療養者への支援内容についての御質疑にお答えいたします。

本市では、新型コロナウイルスで陽性となった方に対して、医療機関への入院、宿泊施設での療養及び自宅での療養のいずれかを、症状や重症化リスク、感染拡大リスク等を考慮して決定しており、症状の軽い方に対しては自宅での療養をお願いしております。また、令和4年9月26日以降、国では、陽性者の全数把握の見直しを行い、65歳以上の方や入院を要する方及び妊婦の方等の重症化リスクの高い方に対してのみ、従前どおり発生届を出していただくこととなり、本市におきましても、重症化リスクの高い方に対して、きめ細やかな対応をしております。

このような国の方針によりまして、発生届出対象者と対象外に分類されましたが、医療機関を受診して陽性判定となった方や、自己検査を行って陽性となった方など、全ての自宅療養者が安心して過ごせるよう、体調悪化時の連絡先や利用できるサービス等を記載したリーフレットを作成し、医療機関や薬局等から配布しているほか、市ホームページでも周知に努めております。具体的には、体調悪化を示す指標の一つである血中酸素飽和度を測るために、重症化リスクの高い方に対しては、パルスオキシメーターを送付するサービスを行っているほか、自宅療養中の体調確認のため、青森市自宅療養者健康観察センターや青森市医師会に所属する市内の医療機関に御協力いただき、健康観察を行っております。このほか、同居家族がいらっしゃる方等に対しては、生活支援のため、食品等の詰め合わせを御自宅まで配送する配食サービスを行っております。

このように、全ての自宅療養者に対して、緊急性の高い症状が見られた場合には青森市保健所に連絡するよう周知し、受診につなげているほか、生活支援にも努めており、これらの取組を引き続き実施し、安心して自宅療養できるよう努めてまいります。

○小倉尚裕委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 分かりました。全ての自宅療養者が安心して過ごせるように、リーフレットの配布、あるいはパルスオキシメーターの送付、健康観察、そして配食サービスというようなことを行っているという答弁でありました。

再質疑いたします。自宅療養者の体調が急変した、あるいは体調が悪化したというときの対応について示してください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。保健部長。

○坪真紀子保健部長 自宅療養者が体調悪化した場合の対応についてお答えいたします。

自宅療養者の体調が悪化した場合は、青森市保健所に御連絡いただくよう、事前に周知を行っております。この際、保健師及び看護師が体調や症状を確認した上で、必要に応じて、当番医のオンライン診療や電話診療につなげたり、緊急時は救急車を要請するよう促すなど、患者の状況に応じて調整を行っております。

なお、青森市保健所では24時間体制で当システムを実施しており、青森市保健所との連絡体制は整っているため、体調が悪化した場合の相談対応はいつでも可能な状況となっております。

○小倉尚裕委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 ありがとうございます。

事前に保健所に連絡するように周知をしているということ、それから、患者の状況に応じて診療につなげたり、救急車を要請することなどについて対応していると。それで、24時間体制、いつ何どきでも、相談対応は可能であるという答弁でありました。

最近ちょっと、私だけかもしれませんが、全国のニュースを見ると、自宅療養中にお亡くなりになる方が、何か、増えているように感じるんです。そういう方が青森市から出ないように、万全の対応をお願いします。要望して、この項を終わります。

3点目は議案別冊、令和4年度青森市一般会計・特別会計補正予算、令和4年第4回定例会（その2）、58ページ・59ページ、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費並びに8ページから11ページまで、100ページから107ページまでの債務負担行為の設定に関連して、指定管理施設について伺います。

指定管理者を募集する際の基準額の積算に当たって、青森市は人件費をどのように積算しているのか教えてください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。企画部次長。

○館山公企画部次長 指定管理者募集時の人件費の積算についての御質疑にお答えいたします。

本市の指定管理者制度におきましては、募集の段階で、施設を管理運営するための人件費や委託料、賃借料、消耗品などを基に、指定管理期間において必要となる経費の総額を指定管理料基準額として提示しているところであります。この基準額の積算における人件費に関しましては、それぞれの業務に応じた必要な人員、職種について、市職員の賃金単価を参考に積算しているものであります。

○小倉尚裕委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 総額を指定管理料基準額としていると。そして、人件費については、それぞれの施設の業務に応じた、必要な人員、職種について、市職員の賃金単

価、これを参考に積算するという答弁でありました。

そこで伺います。物価変動に伴う経費の増加について、市と指定管理者の責任分担、これについてはどのようになっていますか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。企画部次長。

○館山公企画部次長 市と指定管理者の責任分担についての質疑についてお答えいたします。

本市では、指定管理者と締結する指定管理施設の管理業務に関する協定書におきまして、業務実施に伴う責任分担を定めており、物価変動に伴う経費の増加については原則、指定管理者の負担としているところであります。しかしながら、急激な物価変動があった場合等は協議の対象としており、指定管理者から協議の申出があった場合には、個々の施設の状況に応じて検討することとなっております。

○小倉尚裕委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 協定書で、物価変動に係る経費の増加については、原則、指定管理者の負担だと。ただし、急激な変動があった場合は協議をします。それで、申出があった場合には、個々の施設の状況に応じて協議・検討するということでした。

そこで再質疑します。急激な物価変動による経費の増加に伴うこれまでの協議実績をお示してください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。企画部次長。

○館山公企画部次長 急激な物価変動に伴う協議実績についての御質疑にお答えいたします。

急激な物価の変動に伴う指定管理者との協議の実績ではありますが、ここ数年では実績がありませんで、今年度、現在の電気料の高騰などにより、1施設で協議中となっております。

○小倉尚裕委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 1施設で、今、協議中ということなんですね。

差し支えなければ、どういう中身で協議になっているのか教えてください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。企画部次長。

○館山公企画部次長 再質疑にお答えいたします。

現在協議中である施設ですが、施設はモヤヒルズとなっております。それで、このモヤヒルズから本年9月ごろに、現在、電気料金等が高騰しているということで、その水準が継続した場合に指定管理料が不足しそうだということで協議しております。

ただ、当該施設につきましては、スキー場の運営を行っている施設ですので、今後の運営状況にもよります。その運営状況によって、光熱水費の使用料がまた変動するということもありますので、今後の動向を見極めた上で、また、必要があれば、施設の運営に支障がないように、補正予算も含めて、今後、適切に対応してまいりたいと考えております。

○小倉尚裕委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 現在協議中ということでありました。モヤヒルズ以外にも、もしかすると、こういう状況ですから、いろんな申出があるかもしれません。ぜひ、この急激な物価変動によって立ち行かなくなるという指定管理者が出てこないように、親身になって対応してほしいと思います。また、人件費については、市で幾らにしなければいけないわけでもない、事業者マターの対応になりますけれども、さっきありました、人件費については市職員の賃金単価を参考にしているということであれば、年度当初に、例えば、市職員の賃金単価ぐらいは事業者へ連絡していただいた方がいいのではないかと。そのことによって、同じような施設の指定管理施設で働く人たちが——何て言うのかな、賃金に差が出るということがあまり好ましくないと思うので、そういうことにも資すると思いますので、そのことを要望しておきます。

再質疑いたします。違う角度からの質疑になりますけれども、利用料金制を導入している施設数を示してください。また、この導入施設のうち、利用料金収入が施設管理経費を上回っている施設は幾つあるのか示してください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。企画部次長。

○館山公企画部次長 利用料金制の導入施設数等に関しての再質疑にお答えいたします。

現在、本市の指定管理施設のうち、施設管理経費の全てを利用料金収入で賄っている、いわゆる完全利用料金制を導入している施設が7施設、施設管理経費の一部を利用料金収入で賄っている一部利用料金制を導入している施設が20施設、合わせて27施設あります。また、この完全利用料金制導入施設のうち、令和3年度において、利用料金収入が施設管理経費を上回る施設は1施設となっております。

○小倉尚裕委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 分かりました。完全利用料金制の施設が7施設、一部利用料金制導入施設が20施設で、計27施設だと。そして、このうち、簡単に言えば、黒字を出している施設が、令和3年度では1施設という話であります。

これは施設によっても違いますけれども、利用料金制——ざっくりばらんに言うと事業者が工夫をして利用者が増えることによって儲けが出る、そういうことを考えれば、有効な制度であるというふうに思います。青森らしいメニューで、市も事業者もウィン・ウィンになることを望んで質疑を終わります。

○小倉尚裕委員長 この際暫時休憩いたします。

再開は午後4時からといたします。

午後3時27分休憩

午後 4 時再開

○小倉尚裕委員長 休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

質疑をいたします。

次に、藤田誠委員。

○藤田誠委員 藤田誠でございます。今日の最後です。なるべく早く終わりたいと思いますが、今日の予算特別委員会は大変有意義な内容で、特に、ちょっといろいろしゃべりたいんですけども、1つだけ。こども家庭庁の話。

1994年にエンゼルプランがつくられて、それで、このときは津島雄二さんが厚生大臣になって、そのあと、新エンゼルプランというのが2000年につくられました。これは、今ある少子化対策を、この時期にしていけないと間に合わない。それで、津島雄二さんが、残念なことに、大蔵省からお金が見つからないでエンゼルプランをつくりました。このエンゼルプランの研修に行って、市当局にエンゼルプランをどうするんだと聞いたら、国からお金が来ませんと。

こども家庭庁は、そういうことのないように、我々も地方から見守っていききたいなと思っています。

それでは、補正予算その2、人件費に関連しては1款から10款までであると思いますが、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費に関連して、本定例会に人事院勧告に基づく職員の給与の改定に係る条例案が提案されていますが、初任給などに関する改定内容はどのようになっているか確認したいと思います。

人勧に伴う職員の給与に係る改定内容をお示してください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 藤田委員からの人事院勧告に伴う職員の給与に係る改定内容についての御質疑にお答えいたします。

本年8月8日の人事院勧告及び10月11日の青森県人事委員会勧告を勘案して、職員の給料月額等の改定を行うため、青森市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を本定例会に提案し、御審議いただいているところであります。

その主な給料に係る改定内容につきましては、初任給及び若年層の給料月額を平均0.30%引き上げようとするものであります。

具体的には、行政職給料表につきましては、高卒程度に係る初任給が月額15万600円から15万4600円に4000円の引上げ、大卒程度に係る初任給が月額18万2200円から18万5200円に3000円の引上げ、これを踏まえ、30代半ばまでの職員が在職する号給についても所要の引上げをするものであります。

その他、公安職、教育職、医療職の給料表につきましても、行政職給料表との均衡を考慮して、改定をしようとするものであります。

○小倉尚裕委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ありがとうございます。

職員については、初任給や若年層の給与改定の内容は幾らか分かりました。補正予算に、30代半ばまでの職員が在職する号給について所要の改定——まあ、私も、この業界から離れて12年になりますので、通常は、初任給の改定というと1号俸だけで、必ず何らかの在職者調整が必要だなと思って、どういうふうに在職者調整するんだと思ったら、全部の号俸に4000円があって、最後に、ぴっぴっぴと、ちょっと調整する。

最近、総務省も人事院も給料表を見直すとき、賢いなど。そうすれば、在職者調整をやらなくても、いいのかなと思いましたが、これに伴って、会計年度任用職員の給料の基本たる号俸が変わるので、これは、一般質問では歳入に触れましたけれども、会計年度任用職員について、給与改定はどうするのかお示してください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 会計年度任用職員の賃金についての再度の御質疑にお答えいたします。

会計年度任用職員の賃金につきましては、青森市会計年度任用職員取扱要綱に基づき、その業務内容に応じた一般職の職種ごとの初任給相当額を基に決定しております。初任給相当額が改定された場合は、改定額に連動して、必要な改定を行うこととなり、翌年度の4月1日から適用することとしております。

○小倉尚裕委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 どちらかという、私の時代は、臨時職員の給与改定は、要求をしないと青森市からは返ってこないということがあったので、これは、いわゆる対象号俸が改定されれば、自動的に見直すということによろしいでしょうか。よろしいですか——はい。

そうすれば、来年は一々こんなことを質疑しなくてもいいということですね。はい、じゃあ、ありがとうございました。会計年度任用職員については以上です。

それで、賃金の話をするれば、この同一労働同一賃金の話をしたくなるんですが、市営バスの会計年度任用職員の、これは竹山委員が一般質問をしましたけれども、人員要求など、正職員化などの話は私も関わってきましたので、詳細は把握しています。ただ、これは労使の協議事項なので、労使交渉を見守っていきますが、ぜひとも、いい方向で、あれからウン十年過ぎましたので、そろそろ、これからしゃべる話を参考にさせていただいて、企業局長に検討していただければと思います。

ちょっとお話を、他都市の市バスの利用者が増えたという事例。山形県の鶴岡市の庄内交通。これは、先ほど、中田委員がもう少し積極的に少子化に取り組むべきだという話と同じで、利用者目線に立って、実は運行便数を4倍に増やしている。それから、バス停も20か所以上新設をして、それで、定期、いわゆる常に1時間に1本は必ず来るというふうにしたそうです、この資料ではね。それで、その後、300メートル間隔に58か所の停留所から79か所に増やした。そうしたら、利用者が3倍に増えた。

要は、定期的に来ることが分かっているから、ああ、今頃、そうだ、そろそろ来るなど。それを利用し始めた。これは、庄内交通の経営者が、やっぱり利用者目線で立たなければならないと。どうしても交通、いわゆる公共交通を担うところは、赤字になると路線を縮小と。後ろ向きだと。やっぱり利用者目線に立って、バス戦略を見直していただく時期じゃないかなと思います。ぜひとも、よろしくお願ひしたいと思います。

さて、次は、今、会計年度任用職員が変わりましたよね。指定管理者制度における人件費について、先ほど、竹山委員がそう質疑していました。それで、ちょっとそこに絡むんですが、重なる部分もありますけれども、ちょっと確認をしておきたいと思います。これも、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費のところですよ。

指定管理者が管理する施設において、高騰する光熱費を指定管理料にどのように反映しているのかお示してください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。企画部次長。

○館山公企画部次長 指定管理料に係る光熱水費の取扱いについての御質疑にお答えいたします。

指定管理料における光熱水費の取扱いであります。本市の指定管理施設の多くは、当初協定で定めた金額から光熱水費に過不足が生じた際に指定管理料の追加または返還を行う精算対象項目としております。また、それ以外の施設につきましても、急激な物価変動があった場合は協議の対象としており、個々の施設の状況に応じて協議・検討しているところであります。

○小倉尚裕委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 今、精算対象項目になっていると。それは、水、電気、灯油・ガスの3つ。お答えください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。企画部次長。

○館山公企画部次長 再度の御質疑にお答えいたします。

施設によって様々ありまして、光熱水費だけの施設もあれば、そこに燃料費が入ったりとか、修繕費が入っているといった施設もありまして、それぞれ施設ごとに様々な形態があります。

○小倉尚裕委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 精算方式を取っていると。いわゆるかかった分を——これは、市民センターがいろいろあって、今、各市民センターの光熱水費は精算方式を取っています。いわゆるかかった分を市民センターが持つ、市民部が持つというふうになっていました。

ですから、場所によって、いわゆる、この光熱水費を精算項目にしているということなんで、それは指定管理にちゃんと対応しているんだなというふうに、とりあえず捉えました。ありがとうございます。

それでは、先ほども竹山委員からありました職員の賃金の単価はどうなのかとい

う話です。これも、ちょっと先ほどのことと絡むんだけれども、いわゆる会計年度任用職員の賃金は、先ほど、来年の4月から改定すると言いました。この指定管理の職員の人件費の費用に係る差額分——ごめん、急に差額分と言い出したんですけども、要は、上がる部分。そのまま、今までの4月、いわゆる契約した時の会計年度任用職員の基本賃金で、これまでずっと来ているので、今ここで、これだけ4000円も上がれば、かなり単価的に上がると思うので、差額分を指定管理料に上乘せするべきと思いますが、お考えを示してください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。企画部次長。

○館山公企画部次長 指定管理の職員の人件費引上げに関する質疑にお答えいたします。

指定管理者に雇用される職員の賃金につきましては、指定管理を受託した団体と職員との民事上——当事者間の雇用契約によるものであり、地方公務員法等の適用を受ける会計年度任用職員の賃金に変更されたことをもって、指定管理者に雇用される職員の雇用条件に直ちに変更をもたらすものではないことから、指定管理期間中に指定管理料を増額することは難しいものと考えております。

本市の指定管理者制度におきましては、募集の段階で、施設を管理運営するための人件費のみならず、委託料、賃借料、消耗品費などを基に、指定管理期間において必要となる経費総額を指定管理料基準額として提示しているものであり、基準額の積算における人件費に関しましては、それぞれの業務に応じた必要な人員、職種について、市職員の賃金単価を参考に積算しているものであります。

したがって、指定管理者の更新時には会計年度任用職員制度も踏まえた人件費の基準額を適切に積算してまいりたいと考えております。

○小倉尚裕委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 最後に、適切に対応してまいりますといえば、あと、ちょっと突っ込みにくいんですが、いわゆる公務職場でないから、会計年度任用職員の賃金単価は適用できないと。これはこれとして分かりますが、じゃあ、最低賃金との関係はというふうになります。これは、あらかじめ、あまりしゃべっていないので、自己完結をしたいと思います。

これから課題として残る部分です。指定管理者は、契約した時点での、いわゆる最低賃金以上のものを、最低以上のものを支給していることとなります。それが、契約期間、大体5年ですけれども、途中で最低賃金が給与を上回った場合は、当然ながら、法律上で直さなきゃならないと。そういうふうになった場合は——なった場合というか、常に、だから、市としては、指定管理の給与を捉えていなければならない。そうですね。この話は、ちょっと、事前にやり取りをしてない話なので。

そういう意味では、給与の最低賃金の部分をきちっと守らせる。それで、その契約した始まりの単価から最低賃金が上がったなら、私は、そうした上昇率を指定管理者の会計年度任用職員の公務として合わない以外のところは、上昇率に合わせて、

指定管理料を上げるべきだと思います。自己完結したくないので、企画部次長のお考えをお伺いしたいんですが、よろしいでしょうか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。企画部次長。

○館山公企画部次長 再質疑にお答えいたします。

人件費そのものにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、雇用の関係、当事者間の契約に基づくものです。ですけれども、我々で積算した段階での基準額そのものが、最低賃金が上がることによって、それより低い基準額だった場合ということもあります。そういった場合には、先ほど、責任分担表というのがあると申しましたけれども、その欄外にはなりませんけれども、その責任分担表にない項目につきましても、市と指定管理者で協議して、できるということになっておりますので、もし、そういった最低賃金の急激なアップ等によって不都合が生じている場合につきましては、指定管理者からの申出によって、協議をするということをごまでも行ってありますし、今後行うと考えております。

○小倉尚裕委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 指定管理者のほうでは、竹山委員にいろんな課題が報告されていますので、私も知らなかった部分を引き出していただきました。

今後、指定管理者制度については、契約期間の5年間でまるっきり働く人たちの昇給にもつながらない。私は、これが、青森市じゃなくて、全国の働く場所の、また、昔々に話した話に戻るんだけれども、働く場所を削っていると。まともに官製ワーキングプアと言われたように、これまでは、市の職員がやって、それなりに生活圏があって、人口減少対策にもなったわけですがけれども、こういう官公庁が指定管理者制度を導入することによって、そこから働く人が奪われていくという思いでおりました。

これについては、また改めて、何らかの形で指定管理者制度の見直しについてやっていきたいと思っております。ありがとうございました。

次は、まちづくり寄附制度推進事業。これも、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費です。

いろいろとまちづくりの寄附に関しては、先ほど、木下委員にも報告してありました。2008年に、この制度が導入されるときに初めて、事前セミナーで報告を受けて、各地方の人から、これはいいのかと。あんまりにもおいしい制度だなと。いいのか、長続きしないなと思ったけれども、ずっと続けておりました。

制度は、いろいろ、3割の返礼率から莫大にいったところが、3割に区切って指定を取り消すなど、制度が変わってきましたけれども、津島雄二さんも、このふるさと納税は制度上おかしいと。税に詳しい人が言うておりましたけれども、まあ、何ぼおかしくても、青森市にとっていいものはいいなと。泣いているのは東京だけだと思いますけれども、そこで、ふるさと応援寄附制度について御質疑いたします。

令和4年11月末時点でのまちづくり寄附制度の寄附件数及び金額をお示しくだけ

い。

○**小倉尚裕委員長** あれ、藤田委員、これは第何款でしたっけ。

○**藤田誠委員** 言いました。言いましたよ。2款総務費1項総務管理費——さっき言ったよ、委員長。

○**小倉尚裕委員長** 答弁を求めます。市民部長。

○**加福理美子市民部長** 藤田委員からの令和4年11月末時点の寄附実績についての御質疑にお答えいたします。

令和4年11月末現在の寄附実績につきましては、寄附件数が2万7065件、寄附金額は3億6387万7147円となっております。

○**小倉尚裕委員長** 藤田委員。

○**藤田誠委員** ありがとうございます。

ちょっと、じゃあ、続けていきます。ふるさと納税に係る経費、これは、実は高知県の奈半利町で、12年間に収入が約117億円あって、返礼品の調達に約101億円使った。何ぼも町に残らないじゃないかと。それで、ここで、担当者が、収賄というか、悪いことをして捕まっております。ふるさと納税で、多分、全国で初めて捕まったんだろうと思います。

そこで、このふるさと納税によって、平年比で何ぼかかって、市で何ぼ使えるかということで、ふるさと納税に係る経費及び元気都市あおもり応援基金の積立額について、令和3年度の実績と令和4年度の見込額をお示してください。お願いします。

○**小倉尚裕委員長** 答弁を求めます。市民部長。

○**加福理美子市民部長** 寄附制度に係る経費及び基金への積立額についての再度の御質疑にお答えいたします。

全国の皆様から頂きました寄附金につきましては、返礼品の商品代、寄附受付、返礼品在庫管理、寄附者問合せ対応業務等の委託料、返礼品の配送料等、ふるさと納税の返礼品に係る経費のほか、インターネットで寄附を受け付けるポータルサイトの使用料、寄附金の決済手数料などの経費を差し引き、元気都市あおもり応援基金へ積み立てております。

令和3年度は、寄附金額が6億1844万9117円、経費が3億301万7862円、寄附金額から経費を差し引きました3億1543万1255円を元気都市あおもり応援基金へ積み立てております。また、令和4年度につきましては、寄附金見込額が7億1660万6000円、経費見込額が3億3590万5000円、寄附金見込額から経費見込額を差し引きました3億8070万1000円を令和3年度と同様、元気都市あおもり応援基金に積み立てることとしております。

○**小倉尚裕委員長** 藤田委員。

○**藤田誠委員** 先ほどの奈半利町とは違って、大体、経費が半分ぐらいということですね。ありがとうございました。

それでは、まちづくり寄附制度がもたらすメリットについて、返礼品の提供事業

者にとっては、どのようなメリットがあるのかお示してください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。市民部長。

○加福理美子市民部長 返礼品提供事業者のメリットについての再度の御質疑にお答えいたします。

本市では、国の基準に基づき、市内で生産されたもの、市内で原材料の主要な部分が生産されたもの、市内で製造・加工その他の工程のうち主要な部分を行っているものをふるさと納税の返礼品として進呈しております。

全国の皆様から返礼品を選んでいただくことで、返礼品提供事業者の販売拡大につながっているほか、寄附を受け付けるポータルサイトに返礼品を掲載することにより、全国の皆様へのPRになっているものと考えております。また、ふるさと納税の事業を通して、地場製品の販売量を増加することにより、市民の皆様に対する商品のPRとなり、ひいては地産地消にも貢献していくものと考えております。

○小倉尚裕委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ありがとうございます。

多分、これでいうと、経費の七、八割ぐらいは、いわゆる返礼品に使われているんでしょうね。ちょっと、さっき数字的に経費の中身を聞き忘れてましたが。

ありがとうございました。いろんなメリットがあると。特に、市内の業者にとっては、送った先で、よければ買ってちょうだいと。私も、霜が降った時のリンゴを送ったけれども、高くなったら誰も買ってくれないという悲しい現実がありますが、それでも都会の人とか、南の人は、青森のリンゴ、まともなリンゴを食べたことのない人が多い。ぼふぼふといった——だから、青森のリンゴを食べると、これはリンゴですかとしゃべる人がいるので、そういう意味では、もっと青森リンゴが知られて、ぼんぼん売れば、特に浪岡の人、青森市の幸畑にもあるけれども、喜ばれると思います。引き続き頑張っていただければと思います。

それでは、先ほど言いましたように、高知県の奈半利町、返礼品等提供事業者の不正に関するニュースを耳にしましたが、本市では返礼品提供事業者に対して、どのような対応をしているかお示してください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。市民部長。

○加福理美子市民部長 返礼品提供事業者の対応についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市では、まちづくり寄附制度における返礼品提供事業者に対しましては、各種関係法令を遵守していること、本市内に所在または本市内で生産される製品を取り扱う事業者であること、税金を滞納していないこと、暴力団・暴力団員ではないこと、返礼品提供事業者として申請する以前に、法令違反等、不誠実な行為があった場合は青森市ふるさと応援寄附制度返礼品等募集要領に定められている一定の期間を経過していること、市のアンテナショップ等での販売に協力することを条件としております。また、返礼品の条件につきましては、市内で生産されたものであるこ

となど、総務省の返礼品に関する基準を満たしていること、品質が安定しており、申込みに確実に対応できる在庫の確保ができること、飲食物の場合は5日以上の賞味期限が保障されていることとしており、返戻品の取扱いに当たっては、これらの基準を満たしていることを確認した上で、返礼品として決定しております。

本市におきましては、返礼品の取扱い決定後におきましても、返礼品提供事業者による寄附者への発送の支援状況や返礼品に対する寄附者からのクレーム状況を随時確認し、複数の担当職員が返礼品提供事業者と情報共有し、返礼品の取扱いに関する不正が発生しないよう対応するとともに、万が一、法令違反や不誠実な行為等があった場合は、青森市ふるさと応援寄附制度返礼品等募集要領に基づき、一定期間、返礼品の取扱いを停止する対応を取っております。

○小倉尚裕委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ありがとうございます。

返礼品の不正防止に向けて、引き続き頑張ってくださいと思います。

先ほど、木下委員から紹介あった、その青森市から出ていく部分ですね、3億円近くあったんだけど、ほぼほぼ戻ってくるので、このふるさと納税は、制度上は好ましくないけれども、どんどん頑張って増やしてください。その分、寄附金でいろんな使い道がありますので、ぜひともよろしく願いして、これは終わりたいと思います。

次にマイナンバー等交付事務、2款総務費3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費——同じですよ。マイナンバーのことについて。

先ほど、舘山委員にも答弁がありました。国が今年度末で100%を目指す。ぜひそれに協力をしていきたいなと思っています。

かつて、住民基本台帳カードというのをつくられて、これはいいもんだと思ったら、それはもうチャラになりまして、何にも使われずになりましたけれども、今回も、マイナンバーはそうなるんじゃないかと心配しましたが、これは大変便利です。重宝して使っております。

ただ、ちょっと、うちで障害のある子がいて、それが、写真の——昔の、何ですか、ガラケーでやったもんだから、写真の写りが悪いと。元は悪くないんだけど——元も悪いかも分からないけれども、写真が駄目だといって、返ってきました。それで、それから、いろんところで聞いたら、とても面倒くさいなど。本当に、今、していません。

そういう意味では、マイナンバーカードの申請について、重度の障害等の理由により、申請窓口に行くことが困難な市民の対応についてお示してください。先ほど、若干、答弁があったようですが、すみません、お願いします。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。市民部長。

○加福理美子市民部長 マイナンバーカード申請受付の対応についての御質疑にお答えいたします。

マイナンバーカードの申請方法といたしましては、国からマイナンバーカードを取得されていない方を対象に送付されておりますオンライン申請用QRコード付マイナンバーカード交付申請書を利用し、来庁されなくても、パソコンやスマートフォンによるオンライン申請、また、郵便による申請が可能となっているほか、法定代理人等、代理人による申請も可能となっております。

障害がある等の理由により、本人が申請書類の記入等が困難な場合は、本人の申請の意思に基づき、家族等に代筆等をしていただき、申請手続が可能となっており、マイナンバーカードの受け取りにつきましても、申請者本人が病気、身体の障害等、やむを得ない理由により、来庁が困難なときは、本人からの委任状により、代理人がカードを受け取ることができることとなっております。

なお、本市では、おおむね10人以上の申請希望者がいる場合は、事前予約制で指定された場所で申請受付を行っており、これまで、障害者施設等にも職員が出向き、受付を行っております。

本市といたしましては、障害等の理由により、申請等が困難な方に対しましては、来庁せずに申請できる方法、代理人による申請方法、また、市職員が指定場所に出向き、出張申請受付を行う方法についての周知に努めながら、マイナンバーカード申請につなげてまいりたいと考えております。

○小倉尚裕委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 先ほど、舘山委員のお話を聞いていて、それで、今、また聞いて、大変な状況だけれども、できそうだなという気分になってきました。

再質疑を考えていましたけれども、舘山委員への答弁やら、今の答弁で、何とかなりそうですので、どうぞ、障がい者支援課とも連携して、いわゆる困っている方、できれば——「広報あおもり」を見てない方が非常に多いです。マイナンバーで電話が来る人に「広報あおもり」を見ろと。そうすれば、探し出して、あっ、こう書いてあるというのがあると。そういう意味では、何回も「広報あおもり」に出しても見ない人がいるので、いろんな媒体を介してやっていただければと思います。

特に、市民部長、マエダのガーラが大変好評で、みんな、ガーラに行く。ガーラに行くと、すごく混んでいるときがありましたけれども、引き続き、今回の補正予算にある事業を行ってください。お願いします。

続きまして、新型コロナ感染症事業。4款衛生費1項保健衛生費2目予防費、感染症事業に関して。

これはまた、先ほど、舘山委員が、家族が感染したと。私は11月の中旬でありました。出張で、家に帰るとしゃべったら、覚悟して帰ってこいと言われて、帰って、絶対うつると思ったけれども、うつらないで、それで幸い、保健所に電話をしたら、薬を飲んで寝てくださいとしゃべられたと。それで、市販の薬を飲んで寝ていたら、1日で熱が下がったと。

ところが、私の知り合いでは、熱が3日も下がらないと電話をよこして、よく、

うちのかみさんのところにそういう相談が来ていました。

なので、改めて、先ほども答弁がありましたけれども、ちょっと、発熱があった場合の市の対応について、どのように周知しているのか、改めて教えてください。お願いします。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。保健部長。

○坪真紀子保健部長 藤田委員からの発熱のあった市民への対応の周知についての御質疑にお答えいたします。

発熱などの症状がある方は、まずは、かかりつけ医等、身近な医療機関へ電話で受診を相談いただいております。かかりつけ医がいらっしゃらない場合には、病状や基礎疾患、年齢などを確認し、その方の状況に応じて、診察が必要な方には、青森市受診相談コールセンターや県が設置している新型コロナウイルス感染症コールセンターを御案内し、診療・検査医療機関を御紹介しております。また、重症化リスクの低い方へは、青森県臨時Webキット検査センターや、無料で抗原定性検査キットを配布している市内の一部の医療機関や薬局等の利用をお勧めしております。

新型コロナウイルス検査の結果、陽性となった方に対しましては、症状や重症化リスク等を考慮し、療養先を決定し、新型コロナウイルス感染症でなかった方には、かかりつけ医の受診を勧めております。

新型コロナウイルス感染症の受診相談につきましては、市ホームページや「広報あおもり」で周知しているほか、医療機関等でのポスター掲示により周知を図っております。

○小倉尚裕委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 「広報あおもり」、それからホームページにあるんだけど、私のところに来る苦情は、つながらないと。それで、どうしたらいいかわからないと。でも、最近では、大体つながるようになったと。以前は、全然つながらないと。

それで、配食サービスも、一家で、親子で、離れた親子で感染してしまって、御飯が食べられないとうちのかみさんに電話が来て、買物をして、届けたけれども、もう一方のほうは、市内に知り合いがいるのに配食サービスがあったと。その基準はどうなんだろうかと私は聞かれたので、分かりませんと答えました。

今、重篤になる患者が少ないけれども、先ほど、竹山委員も質疑していましたが、いわゆる、状態が悪くなったときに電話をすれば、24時間つながるということなので、つながるんでしょうけれども、なかなか、皆さん、すんなりいかなかったという電話があって、ここ1週間はそういう、コロナにかかった何だという電話がないので、ようやく落ち着いてきたなと思って、今、安心しておりましたが、やはり、また増える可能性もあるので、いつでも油断なく、感染症対策——特に私のように重度の障害の子どもを持っていると、口を利くわけでないし、状態が分からないと大変で、もう心配になることがあるので、そういう対応も、きちっと保健所ですて

いただければと思います。

特に、さっき言った「広報あおもり」を見ていない方が多いので、本当がっかりしているんです。「広報あおもり」に書いているでしょうと言っても、見ていない。見てくださいということで、見ていただいて、対応しているようです。

感染症対策は、これからも続くと思いますが、ぜひとも、職員の皆さんは、人がいなくて、鳥インフルエンザに応援しに行かなきゃならなくて、大変でしょうけれども、頑張ってくださいよう願ひして、これは終わりたいと思います。

最後に、歳出の4款衛生費3項斎場費1目斎場費について。補正予算案にある債務負担行為について、今後22年間、どこかの事業所の運営によることとなりますが、青森市斎場整備運営等事業における整備費及び維持管理・運営費の支出方法について、お示しください。願ひします。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。市民部長。

○加福理美子市民部長 藤田委員からの整備費及び維持管理・運営費の支出方法についての御質疑にお答えいたします。

青森市斎場整備運営等事業は、斎場の建て替え及びその後の維持管理・運営に関して、民間活力を生かした整備を行うべく、DBO方式、いわゆる公設民営によることとしております。事業期間は、契約締結予定の令和5年12月から令和28年3月末までとし、新斎場の供用開始は令和8年10月を目指しております。

このたび、本事業に係る予算として、74億7671万1000円に消費税及び地方消費税の税制改正並びに物価の変動による増減額を加算した額の範囲を限度額とする債務負担行為に係る議案を上程しているところであります。

本議会で御議決をいただければ、地元企業を含めたスキームで建設企業及び運営企業の募集・選定を行い、新斎場の設計・建設、現斎場の解体等を順次実施してまいりたいと考えております。

これらの整備費の支出につきましては、新斎場の設計業務・建設工事、工事監理業務及び現斎場の解体工事について、出来高払いに応じて支出することを想定しております。また、維持管理・運営費の支出につきましては、今後、募集・選定を行う事業者に対して、令和6年度から青森市斎場及び浪岡斎園の維持管理・運営を担う指定管理者として指定する予定としており、令和27年度までの各年度の必要額を支出することを検討しております。

○小倉尚裕委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 すみません、これを聞いて、早速、再質疑します。

問題は人件費の話で、先ほども指定管理者制度のところでありましたけれども、維持管理・運営に係る委託料は、人件費などの変動が生じた場合に見直しするのか、市の考えをお示しください。願ひします。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。市民部長。

○加福理美子市民部長 維持管理・運営に係る委託料の見直しについての再度の御

質疑にお答えいたします。

このたびの債務負担行為に係る議案において、債務負担行為の限度額は74億7671万1000円に消費税及び地方消費税の税制改正並びに物価の変動による増減額を加算した額の範囲としており、将来の物価変動による増減をも加味した内容としております。市と事業者と協議していく上で、施設の管理運営に影響を及ぼす関係法令の変更等、市と事業者のいずれの責めに帰することのできない事由に関することについて、市と事業者との責任分担において協議し、対応することが想定されます。

お尋ねの人件費などの変動が生じた場合の対応につきましては、他市の事例等を参考にしながら、今後、募集のあった事業者との間で検討してまいりたいと考えております。

○小倉尚裕委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 大変失礼しました。先ほど、物価変動をちゃんと見極めるという話がされていまして、大変申し訳ないです。

要望としては、これから、人件費などの物価は、当然、変動しますので、受託する事業者に過度な負担を強いることないように、適切に見直しができるような仕組みにさせていただくようお願いして、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○小倉尚裕委員長 本日の委員会は、ここまですべて終了し、12月19日午前10時に委員会を開き、残る質疑を行います。

なお、各会派の残り時間については、後ほど事務局を通じ、お知らせいたします。本日はこれにて散会いたします。

午後 4 時42分散会

2日目 令和4年12月19日（月曜日）午前10時開議

○小倉尚裕委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
これより本日の委員会を開きます。

本日の委員会は12月16日に引き続き、付託された議案の審査を行います。

審査に先立ち、私から御報告いたします。

関貴光委員より体調不良のため、本日の本委員会を欠席するとの報告を受けておりますので、お知らせをいたします。

委員の皆様におかれましては、議会運営委員会申し合わせ事項により、一般質問の延長となる質疑を行ってはならないこととされております。ぜひ、自由闊達な議論をよろしく願い申し上げます。また、十分審査を尽くしていただく観点から、質疑の際には、事務事業名がついている場合は事務事業名を、人件費など、事務事業名がついていない場合には、議案別冊のページ数及び予算の款項目を述べていただくとともに、令和4年度第4回青森市議会定例会の運営スキームにあるとおり、議案に直接関連する内容に絞って質疑されるようお願いいたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、万徳なお子委員。

○万徳なお子委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
日本共産党の万徳なお子です。

最初に、8款2項2目、雪対策について。

令和5年度に向けて、青森市の除排雪業務総合管理システムを整備するということを聞きました。

結論から申し上げますと、生活道路にもGPSをつけたらどうかと思っているんですが、それに先立って、まず、現在の幹線道路の除雪作業に使用している重機に搭載しているGPSの台数及び経費をお示してください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○佐々木浩文都市整備部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）万徳委員からのGPSの搭載台数及び経費につきましての御質疑にお答えいたします。

本市では、平成18年度にGPSを利用した除排雪車運行管理システムを導入し、青森地区における国道、県道及び市道の主要道路の除雪情報をウェブサイト上で公開してきたところではありますが、平成29年2月からは、除雪業務の公開機能に加え、除雪業務機能と雪捨場管理機能を備えた新たな除排雪運行管理システムを導入し、現在、運行しております。

本システムのそれぞれの機能と効果といたしましては、1つ目の除雪情報の公開機能につきましては、GPSから取得した除雪車の位置情報を地図上に展開する機

能でありまして、青森地区の幹線及び補助幹線91路線に導入するとともに、国・県の御協力をいただき、国道・県道についての除雪情報も市ホームページにおいて公開し、市民サービスの向上の効果を上げているところです。

2つ目の除雪業務機能につきましては、GPSに記録した位置と稼働時間を集計し、委託料の算出や作業日報の作成などを行う機能とし、同じく幹線及び補助幹線91路線に導入することで、委託料算出や作業完了路線を把握するまでの時間が短縮されるなど、除排雪作業管理の効率化に効果を上げております。

3つ目の雪捨場管理機能につきましては、除排雪事業者が排雪の際に使用する雪捨場の情報を管理する機能でありまして、本市職員の事務の軽減とともに、夜間の除排雪作業に向けた準備体制の迅速化に効果を上げております。

お尋ねの令和4年度除排雪作業委託契約におきまして使用される重機の登録台数であります。全部で939台、このうち、幹線及び補助幹線の除雪作業に使用する269台の重機にGPSを搭載しております。

GPSを利用した除排雪車運行管理システムの導入に要したイニシャルコストといたしましては、GPS端末やサーバー環境の構築等に要した約1400万円、また、ランニングコストといたしましては、システムの保守管理等に年間約560万円、端末の交換費用として5年ごとに約730万円を要しております。

○小倉尚裕委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 経費が聞き取りのときよりも、随分増えちゃっているんですけども、不思議だなと思って。

それで、現在は939台分の269台に搭載されていると。つまり、引き算すると、ほぼほぼ生活道路にGPSをつけた車両が出てくると思うんです。

それで、弘前市は基本、全部につけているということで、あそこは16万4000人ほどの人口ですけれども、合わせて258台につけていると。それで、その中には、歩道用も45台分つけているということで、公開もされていますよね。

あと、新潟県の妙高市、ここは約3万人ほどの人口ですが、ここも基本、全ての除雪車につけていて、185台と言っておりました。

それでまず、これからの総合管理システムにGPSを搭載する考えはないかお示してください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○佐々木浩文都市整備部理事 生活道路の除排雪作業に必要なGPSの搭載についての考えを示せという御質疑にお答えいたします。

まず、令和4年度の生活道路を中心とした全面委託工区の工区数及び除排雪事業者数につきましては、164工区、90事業者となっております。

各事業者から、今冬の除排雪作業に使用するとして申請を受けた重機及びダンプトラックの台数をまずお答えいたしたいと思っております。

まず、重機につきましては……

〔万徳なお子委員「ごめんなさい、考えがあるかどうかで」と呼ぶ〕

○佐々木浩文都市整備部理事 現時点では考えはありません。

○小倉尚裕委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 今、生活道路の工区の除排雪作業の状況をホームページで公開されていますけれども、現在は、終了のところデータの入力は手入力だと聞きました。これを、今度は、総合システムの中で、デジタルに効率的にやっていくのだろうと思いますが、お尋ねしましたら、プロポーザル方式だと。入札方式ではなく、プロポーザル方式で業者に委託すると。県内にも結構、ベンチャー企業で、こういうデジタルで情報公開などにたけている企業もありますので、なるべく地元で進めていただくようにお願いします。

それで、今日も雪がひどいんですけれども、一般質問でもお聞きしました。応援体制は、もう取っていますか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○佐々木浩文都市整備部理事 応援体制についての御質疑にお答えいたします。

青森市の除排雪実施計画に基づきまして、応援体制のほうは構築するということになっておりまして、現時点では、豪雪対策本部が設置されておりませんので、通常時の体制で行っているところであります。

○小倉尚裕委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 そこは臨機応変に、もう大変だということには分かっているでしょうから、ぜひ体制を厚くしていただきたいと要望して、次に、農業支援、6款1項4目。

とりわけ、畜産農家に対しての支援をお尋ねしてまいります。

ニュースでも報道されているように、肥料や餌代、飼料代ですね、価格高騰で大変だという状況を聞いています。市内の畜産農家への影響はどのようになっているのでしょうか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 万徳委員の飼料価格高騰による影響についての御質疑にお答えいたします。

本市における主要な家畜の飼養農家につきましては、令和3年度におきまして、乳用牛の飼養が1農家、肉用牛の飼養が5農家1法人、肉用豚の飼養が2法人、食用アヒルの使用が1法人となっております。そのほか、馬、羊、ヤギ、鶏などにつきましては、主に愛玩用の動物として飼育されております。

家畜飼料につきましては、牧草等を乾燥または発酵させた粗飼料とトウモロコシや大麦、ふすま等で構成される配合飼料に大別されます。配合飼料の原料につきましては、その大半が輸入によるものでありまして、特に使用割合が高いトウモロコシは外国産に大きく依存しております。

飼料価格のうち、配合飼料価格につきましては、長引くコロナ禍に加えまして、

円安や不安定な国際情勢等の影響により、原材料価格の高騰が続いております。

国は、これまでも配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、配合飼料価格安定制度といたしまして、輸入原料価格が直前1か年の平均を上回った場合に発動する通常補填、輸入原料価格が直前1か年の平均と比べ115%、こういった場合に通常補填を補完する異常補填の2段階の仕組みにより、生産者に対しまして補填を実施しているところであります。

なお、令和2年度第4四半期には2年ぶりに通常補填が発動し、令和3年度第1四半期には8年ぶりに異常補填が発動しております。

さらに、国では、令和4年度に飼料価格高騰緊急対策事業を創設いたしまして、配合飼料価格高騰緊急特別対策といたしまして、生産コスト削減等に取り組む生産者に対しまして補填金を交付する、また、国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策といたしまして、生産コスト削減や国産粗飼料の利用拡大に取り組む酪農経営に対し補填金を交付することとしております。また、青森県におきましては、令和4年度に、農林水産関連原油・原材料価格高騰等対策事業を創設いたしまして、県産飼料として子実用トウモロコシやサイレージの継続的・安定的な供給を図ろうとする認定農業者等に対しまして、その取組に必要な機材や施設等の導入支援を行っているところであります。

本市におきましても、国及び県の事業をはじめとする畜産農家の経営負担軽減に向けた各種制度について、適時適切な周知とともに、申請等の支援に取り組むなどしながら畜産農家を支援してまいりたいと考えております。

○小倉尚裕委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 市として適宜、周知、支援を紹介ということは、独自にやっけないということでしょうよ。

プレミアム付商品券が畜産農家に回ってくるまでには相当時間がかかるし、金額も、ちょっとそんなに当てにならないと。皆さんで八甲田牛を食べましようっていうぐらいしかないと思うんですけれども、ちょっと時間もなるべくコンパクトでいきたいので、コメの今年度の価格はどうなっているのでしょうか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 万徳委員の米価に関する再度の御質疑にお答えいたします。

本年9月8日——失礼いたしました。9月8日、全農青森県本部は、令和4年産米を集荷した際に各農協が米農家に仮払いする生産者概算金の参考となる目安額を決定し、公表しております。

全農青森県本部では、米の需要が回復傾向にあることに加えまして、全国的な主食用米の作付転換による需給バランスの改善により、令和5年6月には適正な在庫量になると見込まれることなどを背景にしながら、1等米60キログラム当たり、まっしぐらで9300円、つがるロマンで9500円としたところで、いずれも令和3年産米

を1300円上回る金額となっております。

この目安額を参考に、去る9月9日、青森農業協同組合におきまして、同額で生産者概算金が決定されたところであります。

○小倉尚裕委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 令和3年より1300円上がったという御答弁でしたけれども、それにしても、やっぱり、油代は高くなっているし、経費は、より、かかっちゃっているんですよね。それで、聞きましたら、苗の購入の支援は、もう来年度はやらないらしいですよ。つまり、収入保険の補填と、あと何だかぐらいしかないもので、今、米を作っている人たちにとっては、幾らか値段が少し上向いたものの、経費は上がっている、支援は打ち切りって、これは厳しいと思うんですよ。

それで、やっぱり、生産者を応援する——基幹産業ですから、農林水産業の、特に、このたびは農業を聞いているんですけども、米農家に対して、他の自治体でもやっているように、10アール当たり3500円とか5000円とか支援をするお考えは、今もないんでしょうか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 万徳委員の米農家への支援についての再質疑にお答えいたします。

令和4年産米の生産者概算金につきましては、先ほど御答弁申し上げましたが、青森農業協同組合が9月9日に決定し、公表したとおり、令和3年産米を上回る金額となっております。

市では、農家の経営所得安定対策といたしまして、自然災害による収量の減少や農作物の価格が下落した際に、収入の減少を補填するなど、農業を将来にわたり安定的に経営していくことができる環境を整備していくことが大変重要だと考えております。

現在、自然災害による収量の減少や農作物の価格低下等により、農業者の収入が減少した際に補填する制度といたしまして、農業経営収入保険制度が設けられております。また、自然災害等により、農作物や施設・器具等が受けた損害の一部を補填する農業共済制度や、米や畑作物の価格下落時に収入を補填する米・畑作物の収入減少影響緩和対策、いわゆるナラシ対策が設けられているところであります。国におきましては、化学肥料原料の価格上昇に伴う肥料価格高騰による農業経営の影響を緩和するため、化学肥料使用量の2割低減に取り組む農業者に対しまして、肥料コスト上昇の7割を支援する肥料価格高騰対策事業を創設したところであります。本事業に取り組む農業者等からの申請受付は秋肥分は12月まで、春肥分の申請受付は来年1月から開始する予定となっております。

なお、本市生産者からの秋肥分の申請状況につきましては、多くの生産者は、本年春の段階で秋肥の販売予約を済ませておりますことから、現時点での申請は2件にとどまっていると聞いております。

こうした状況から、本市におきましては、農家に対する一律の支援ではなく、将来にわたる価格変動や自然災害等への備えとして、保険加入の重要性を改めて確認いただくとともに、その加入促進を図るため、農業経営収入保険の保険料の一部を補助する収入保険加入促進事業を実施するとともに、国・県等が行います支援策の適時適切な情報提供及び申請等の支援に取り組むなどしながら、農家の方々が将来にわたって安定的な営農活動ができるよう努めているところであります。

○小倉尚裕委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 独自の一律の支援はやらないという答弁でしたが、食料自給率が向上しないと、やはり、世界的な情勢が激変している中で、本当に大事な問題なんです。国産増産への支援、これは国に対する要望で、ぜひ水田活用の直接支払交付金を見直すという、この問題の撤回要望を上げてほしい。あと、お米の問題では、ミニマムアクセス米の輸入を中止すると。それで、国内消費を喚起するっていうこともぜひ要望してほしいですし、最初に質疑した家畜飼料の費用などの高騰に苦しむ農業者への支援についても、もちろん市独自でもやっていただきたいんですが、やらないということでしたので、国には必ず意見を言うていただくよう要望して、私はこれで終わります。

○小倉尚裕委員長 次に、工藤健委員。

○工藤健委員 市民クラブ、工藤健です。どうぞよろしくお願ひします。

議案別冊、令和4年度青森市一般会計補正予算、総括表に基づいて、1款教育費5項社会教育費2目市民センター費、市民センターの除雪なんですけれども、今冬の降雪は、まだまだこれからだと思いますが、指定管理となっております市民センターから懸念の声が聞こえております。昨年のお大雪は、2月にコロナの影響で閉館しておりましたので、何とかしのぎましたけれども、今冬は、市民センターの駐車場などの除雪契約単価も上がっておりまして、除雪費の捻出がちょっと難しいのではないかとということです。

燃料価格の高騰、労務単価の上昇により、地区市民センターの除雪費が増加し、指定管理料に不足が生じることが見込まれますけれども、指定管理料を増額する考えはありますか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 工藤健委員の指定管理料についての御質問にお答えいたします。

直営施設であります中央市民センターを除く10館の地区市民センター駐車場の除雪につきましては、各館の施設を管理しております指定管理者が、当該年度の指定管理料の中で、おのおの委託業者と契約を締結し、冬期間における降雪状況などを踏まえ、除雪や排雪を行い、市民センターの利用者の皆様に施設を御利用いただいております。

本市の指定管理者制度におきましては、市として、除排雪経費を含む施設の管理

運営に係る人件費、委託料、賃借料及び消耗品費など、目安となります指定管理料基準額を提示しております。この指定管理料基準額に対しまして、指定管理者が5年間の指定管理期間に必要となります物価や賃金水準などの変動も想定した様々な経費を指定管理料として積算いたしまして、この中で、除排雪経費につきましても、施設の規模や敷地の状況、過去の除排雪実績などを考慮いたしまして積算し、応募しているものと認識しておりまして、指定管理期間中の指定管理料の変更は原則として行わないこととしております。

ただし、地区市民センターにおけます急激な物価の変動に伴う経費の増加につきましては、教育委員会と指定管理者との責任分担におきまして、協議により対応することとしておりまして、指定管理者から協議の申出があった場合には、契約内容や予算の執行状況を精査した上で対応を検討することになるものと想定しております。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

除雪費は、事業費からも流用できるというふうには聞いていたんですけれども、市民センターの事業というのは、様々、工夫をして、年間の計画を立てていますので、除雪費に回すと、講習料とか交通費とか、いろんなところに影響が出るということでもあります。

それで、避難所は地域防災の拠点でもありますので、いざという時の駐車場の確保、これはとても大事でありまして、大雪、燃料費の高騰によって、除雪費が増加するというのは、市民センターの指定管理料の範囲を、これは超えるものだと思います。

現在、雪が降っていますが、この雪の問題ですが、答弁では協議によって対応するということではありますが、急激な変動がある場合には、協議を含めて、早急で適切な対応を要望いたします。これはこれで結構です。ありがとうございます。

次に、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、まちづくり寄付制度推進事業。

ちょっと時間の関係で、まず、ふるさと納税制度なんですけれども、本来、過疎などによって、税収が減少している地域と、あと、都市部との地域間格差というのを是正するための目的でありました。それで、自由に好きな自治体を選んで寄附できるという制度なんですけど、一番最初に聞こうと思っておりました費用と経費なんですけれども、先週、藤田委員への答弁もありましたので、これは質疑しませんけれども、一定規模の収入にはなっているというのは伺いました。

それで、先に企業版ふるさと納税制度なんですけど、地方創生応援税制、この青森市のこれまでの実績をお知らせください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 工藤健委員の企業版ふるさと納税についての御質疑にお答

えいたします。

企業版ふるさと納税は、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して、企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みであり、最大で寄附額の約9割が軽減される制度となっております。また、本制度の対象は、市外に本社がある企業が行う1回当たり10万円以上の寄附となっており、この制度を活用するに当たり、地方公共団体は地域再生法に基づく地域再生計画を策定し、内閣総理大臣の認定を受けることとなっております。

本市では、令和2年3月31日に青森市まち・ひと・しごと創生推進計画が認定され、令和2年度から当該制度による寄附の受入れを行っております。

これまでの寄附の受入れ実績であります。令和2年度は、1件で10万円となっております。しかしながら、令和4年度は、12月15日現在で、4件で140万円の寄附の申出を受けております。現在、寄附の受入れ等の事務手続を進めております。

なお、企業名につきましては、御寄附を頂いた企業の意向により非公表としております。

寄附の募集に当たりましては、制度概要や市で寄附を頂きたい事業などについて掲載したチラシを作成し、市ホームページに掲載しているほか、「A o M o L i n k ~赤坂~」や市外企業との関わりが多い部署等に加え、東京青森県人会、青森県東京事務所などへチラシを配付しております。また、首都圏で来年1月にトップセールスにより開催を予定している企業立地セミナーにおいて、企業の皆様へ寄附を呼びかけてまいります。

引き続き、他都市の取組も参考にしながら、本市にゆかりのある企業への働きかけなど、寄附獲得に向けて取り組んでまいります。

○小倉尚裕委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

ホームページでは、令和2年度の1件しか載っていませんでしたので、それでも令和4年度の今年になって、4件で140万円の、いわゆる申出中ということでありませぬ。

様々な企業については、そのつながりを大事にして、特に青森市で行われている事業につながるの深い企業とか、そういうところにどんどんそういう話を持ちかけていいと思います。

ゆかりのない企業であっても、自治体が積極的に働きかけをして、成功しているところもありますので、例えば、バドミントンとかは、スポーツ用品の企業であるとか、あるいは青森への移住者には、リモートワークを進めているIT企業とか、最大9割の税の軽減効果というのは、これはとても魅力だと思いますので、相手が興味を引くような、その寄附金の活用事業を、税の軽減を示しながら働きかけていただきたいと思います。また、逆に企業が関わりやすい事業をこれから選択していったら、寄附対象事業にするという方法もあると思うんです。子ども関連企業には子育て

て支援事業を持ちかけるとか。リンゴ農家支援、ねぶた事業もありますので、そうしたことを対象にして、企業へ働きかけると、意外といろんな興味を示してくれるところはたくさんあると思います。

それで、全国には、この制度を知らない企業もまだまだたくさんあると思うので、税金の軽減効果を生かせる寄附の金額も実際に示しながら、売り込むということを進めていってはいかがかと思います。

それで、この企業版ふるさと納税制度の人材派遣型がありますけれども、こちらの募集はどうなっているのかお伺いします。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 企業版ふるさと納税の人材派遣型についての御質疑にお答えいたします。

企業版ふるさと納税の人材派遣型は、企業版ふるさと納税の仕組みを活用して、専門的知識・ノウハウを有する企業の人材の地方公共団体等への派遣を促進することを通じて、地方創生のより一層の充実・強化を図るため、令和2年度に創設された制度であります。具体的には、企業が人件費を含む事業費への企業版ふるさと納税に係る寄附を行い、寄附と同年度に寄附活用事業に従事する人材を地方公共団体等へ派遣する制度であります。

本市では、企業版ふるさと納税の周知・PRに努めているところでありますが、企業版ふるさと納税の人材派遣型の制度を活用した寄附及び人材の受入れは、現在、行っておりません。

○小倉尚裕委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

この制度も含めて、比較的新しい制度ですので、リモートワーク、中央から地方へという人の流れも、今現在、生まれている段階なので、企業にとってはとても受け入れやすいのかなというふうに思います。

テレワークも増えて、会社を辞めないで、移り住んでもらえるという転職なき移住も、可能性があります。専門的知識・ノウハウを持つ人材をとということです。自治体のデジタルトランスフォーメーションもそうですし、教育分野でのデジタル人材ということも含めて、可能性はたくさんあると思いますので、関わる分野がたくさんありますので、これからも前向きに検討していただきたいと思います。ありがとうございました。

すみません、市民部長、お待たせしました。観光地での導入が進んでいる旅先納税という制度があります。それで、観光で訪れた自治体でふるさと納税の寄附をすると、現地ですぐに使える電子ギフトというのをもらえる、そういう制度ですけれども、青森市での検討はいかがでしょうか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。市民部長。

○加福理美子市民部長 旅先納税についての御質疑にお答えいたします。

旅先納税につきましては、スマートフォンから旅行前や旅行中に寄附を行い、旅行で訪れた自治体で寄附の返礼品として、その場で使える電子商品券などを受け取ることができるもので、観光客の来訪促進や消費拡大を図るため、導入している自治体があることは承知しております。

本市では、ふるさと納税の寄附金の増加のために返礼品の充実に努めており、旅先納税につきましても、寄附金の増加のための1つの手法であると考えておりますことから、今後、導入している自治体の状況や提供事業者の有無等を含めて調査してまいります。

○小倉尚裕委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

観光地を訪れて、その場でスマホに登録をすると。そうすると電子ギフトがもらえて、その場で使うことができる、その地で使うことができるという制度ですけれども、導入するには、もちろん、このシステムを導入するというところで費用がかかりますけれども、観光資源の多い青森市では導入メリットが高いと私は思っておりますので、ぜひ前向きに進めていただきたいと思います。

ふるさと納税あるいは企業版ふるさと納税、そして人材派遣型、それで、この旅先納税もですけれども、青森が持つ資産、そして強みを生かして、それに付加価値をつけて、買ってもらうようなイメージでありますので、そういう意味では、これからの時代は、もう自治体も持っている資源をどんどん売り込んでいく、そういう時代であっていいと思います。

それで、返礼品についても、カタログギフトに加えて、いろいろなものがその対象になると思うんです。観光ツアーももちろん入っていますし、あと、新商品の開発スタートアップ支援。それで、最近は、地域のいろんな課題を深掘りして、その課題解決のための費用を返礼品にするとか、可能性はたくさんありますので、ふるさと納税を地域資源に結びつける手法として、支援していただける自治体を目指していただきたいと思いますというふうに思います。ありがとうございます。この項は終わります。

次に、4款衛生費1項保健衛生費2目予防費、新型コロナウイルス感染症対策についてでありますけれども、新型コロナウイルス感染症の後遺症について、保健所への相談状況をお示してください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。保健部長。

○坪真紀子保健部長 工藤健委員の後遺症の相談状況についての御質疑にお答えいたします。

本市における新型コロナウイルス感染症の後遺症への対応につきましては、療養解除時の御案内において、療養解除時もせきや発熱などの症状が出た場合は、保健所やかかりつけ医等に相談するようお伝えしております。

これまで、青森市保健所や青森市受診相談コールセンターに寄せられた後遺症の相談は21件で、いずれもかかりつけ医や診療・検査医療機関を御紹介しております。

また、令和4年5月31日に、県において、後遺症の際には、まずはかかりつけ医を受診していただき、かかりつけ医でより専門的な診療が必要と判断した場合には、後方支援的役割を担う医療機関で対応し、受診する医療機関が分からない場合には県コールセンターが相談に応じる体制を整えております。

本市といたしましても、これまでと同様、後遺症の御相談があった場合には、かかりつけ医や診療・検査医療機関を御紹介する等、必要な医療につながるよう支援してまいります。

○小倉尚裕委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

相談件数は増えていないようではありますが、実際に感染者は増えておりますので、状況が気になっています。

それで、軽い症状であっても、後遺症の残る方はいると。あと、繰り返して感染している方は重症化しやすいとかという、そういうようなこともありますので、感染しないにこしたことはない、もちろん思います。

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種後の副反応について、これまでの市への報告内容を教えてください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。保健部理事。

○千葉康伸保健部理事 工藤健委員のワクチン副反応の報告状況についての御質疑にお答えいたします。

予防接種後に生じる副反応を疑う事例につきましては、予防接種法に基づき、医療機関から、直接、医薬品医療機器総合機構に対しまして、氏名や生年月日、具体的な症状等を記載した予防接種後副反応疑い報告書を提出することとされております。同報告書につきましては、厚生労働省で取りまとめることとされており、都道府県及び実施した市町村に速やかに情報提供されているところです。

本市の副反応の疑いに関する報告状況であります、12月15日時点となりますが、第1報として32件、第1報として報告を受けた方の第2報として2件ありまして、計34件となっております。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

副反応による医療機関からの報告というのは厚生労働省で取りまとめているということですね。青森市に関しては、これまで34件の報告があるということですが、その内容は公表されていないということでしたね。

人によって副反応の程度が違うというのが、このワクチンの厄介なところなんですけれども、そんな中で、先月、愛知県の愛西市の集団接種会場でワクチン接種を受けた40代女性が、接種直後、容態が急変して亡くなるという事故がありました。女性は基礎疾患があつて、4回目の接種。それで、愛知県の医師会では、アナフィ

ラキシーショックを起こした可能性があるとして、看護師が女性の体調の異変に気づいた時点で注射すべきだったとしています。

このアナフィラキシーショックについては、ワクチン接種を開始した最初から、注意すべきといろいろ言われておりました。この事件を踏まえて、青森市でのワクチン接種について、改めた対応をされているのかお知らせください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。保健部理事。

○千葉康伸保健部理事 本市でのアナフィラキシー対応についての再度の御質疑にお答えいたします。

ワクチン接種におけるアナフィラキシーとは、接種後に蕁麻疹などの皮膚症状や息苦しさなどの呼吸器症状が複数現れ、強い全身症状を起こす状態のことです。

本市では、実施医療機関に対しまして、ワクチン接種に伴い、アナフィラキシーを発症した場合の対応についての留意事項等を周知したほか、青森地域広域事務組合消防本部に、ワクチン接種に係る救急時の医療体制について、速やかに対応していただけるよう依頼したところであります。また、市で実施している集団接種時のアナフィラキシーに対応できるよう、救急対応マニュアルを定めておきまして、会場に救急処置用品を準備しているほか、職員間で事前に救急時の対応について打合せを行い、役割分担を確認した上で従事しているところです。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

愛西市の集団接種会場、こちらにも、もちろんアナフィラキシーショックに対応する、いわゆるアドレナリン製剤というんですね、こちらが準備されておりましたが、それで、接種の開始前には注意事項を確認していたというふうに言われておりますが、すぐに対応できずに、今回のことが起きたと。

答弁では、蘇生セットというふうな表現でありましたけれども、ワクチン接種している各医療機関にも、アドレナリン製剤は用意していると思いますが、お医者さんに聞くと、緊急時にはズボンの上からでも注射をしてもいいというふうにされているそうです。それで、看護師が注射することも、もちろん想定した上で、やはり改めて、緊急時の手順・対応を確認をして、すぐ打てるように場所とかもきちんと確認しておくべきだと思います。

あと、この製剤は使用期限があるので、なかなか普段は使う機会はないんでしょうけれども、この期限切れには十分気をつけたほうが良いということで、医師からのお話もありました。ぜひよろしくお願いします。

このワクチン接種の他の副反応について、様々、行政からの注意事項の情報提供というのはしているんでしょうか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。保健部理事。

○千葉康伸保健部理事 アナフィラキシー以外の副反応についての情報発信について、再度の御質疑にお答えいたします。

ワクチン接種後の副反応として代表的なものにアナフィラキシーがありますが、このほか、胸の痛みや違和感などの症状を伴う心筋炎ですとか、心膜炎などがあります。

本市では、ワクチンの副反応については、接種券の発送時に、ワクチン接種後の副反応や接種後4日程度の間には胸の痛みや動悸などの症状が見られた場合、速やかに医療機関を受診して、ワクチンを受けたことを伝えるよう案内しているところがあります。

また、市のホームページでも、ワクチンの効果・副反応についての情報、また、ワクチン接種後の心筋炎・心膜炎についてのリーフレットを掲載するなどして、副反応の情報発信に努めているところです。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

接種後の副反応は、青森県からも報告があつて、その内容は分かりませんが、全国で死亡例というのも、やはり1800人を超えているということでもありますので、接種後の症状として、この心筋炎・心膜炎は、4日程度でということですが、例えば、東京都のホームページには、もう具体的に、10代・20代の男性と保護者へという、そういうお知らせとして、この副反応は、4日後あたりに、そういう胸の苦しさとか、そういうのがあれば、疑われますよというチラシ、動画も案内しております。ぜひ、市民の不安を解消するという意味では参考にしてもらえればと思います。

ワクチン接種については、回数も増えてきて、強い副反応がある人にとっては、だんだんだんだん苦痛になってきている方、声も聞こえてきますが、さらにSNS上で、このワクチンについて、いろんな言説も出ています。そうした不安が、接種率が伸びない理由にもなっているのかなと思いますが、いろんなリスクを踏まえた上で、自分の責任で接種は選択するということでもあります。

常に最新の情報を市からも公開していただいて、副反応、後遺症の不安にしっかり寄り添っていただきたいと思います。

そして、最後、時間がありませんので質疑はしませんが、インフルエンザについて質疑しようと思っておりましたが、今月に入って、盛岡市の小学校のクラスが学級閉鎖になった。その後、先週、岩手県で、県内医療機関の報告を受けて、インフルエンザの流行シーズンに入ったというふうに発表しております。

青森市も、つい先週まで、2名というふうに報告を受けておりましたが、先週から急激に増え始めたようではありますが、コロナと併せて、医療機関での対応も、2つ同時流行となると厳しくなると思いますけれども、最後に最新の数字とい

うのは分かりますか。

○小倉尚裕委員長 工藤健委員に申し上げます。

会派の時間が終了——いいですか。

〔工藤健委員「いえ、いいです、いいです」と呼ぶ〕

○小倉尚裕委員長 いいですよ。最後、数字だけ。

答弁を求めます。保健部長。

○坪真紀子保健部長 本市におけるインフルエンザの感染状況であります。12月12日時点の感染状況につきましては、指定の定点医療機関からの届出は、工藤健委員御紹介のとおり、2件であります。先週の部分を反映した最新の届出の公表については本日予定しておりますが、まだ数字のほうの手元にきておりませんので、申し訳ございません。

〔工藤健委員「ありがとうございました」と呼ぶ〕

○小倉尚裕委員長 この際暫時休憩いたします。

再開は午前11時からいたします。

午前10時50分休憩

午前11時再開

○小倉尚裕委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に木村淳司委員。

○木村淳司委員 あおもり令和の会の木村淳司です。よろしく願いいたします。

まず初めに、4款衛生費3項斎場費1目斎場費に関連して、青森市斎場整備運営等事業についてお尋ねいたします。

青森市の2020年現在の老年人口は8万4787人で、全人口に占める割合は30%を超えています。今後、亡くなる方が多くいらっしゃる、いわゆる多死社会の時代だと言われていています。

青森市では、令和7年から令和32年まで、亡くなる方が1年で4000人以上の時期が続くと推計しております。地域で御年配の方とお話すると、やはり自分の死というものを大変意識されていらっしゃる、いわゆる多死社会の時代だと言われていています。

自分が生きているときに元気であるというのは、自分の心がけ次第でということもあります。しかし、亡くなった後のことは、御本人、どうにもできないわけです。そして、その亡くなった後のことで、御年配の方、大変、御心配されていることが1つあります。

それが、火葬場が大変古いということです。

駐車場も狭く予約がなかなか取れずに、火葬までに時間かかって、御遺体の保管料がかかってしまう。ついては、火葬場を新しくして何とかしてほしいという方、本当にたくさんいらっしゃいました。自分が亡くなったときに火葬まで時間がかかっては、子どもや孫にお金をかけて申し訳ないとおっしゃるんですね。

今回、この青森市斎場整備運営等事業で、新斎場の整備が始まるということ、地域の方にお伝えしますと、大変喜んでいらっしゃいました。

現在の青森市斎場は、昭和47年に開設され、約50年が経過しております。先ほど述べたようなこと以外にも、火葬に来られた方が、また別の火葬に来られた方とすれ違うような形になる。つまり、プライバシーが確保されていないだとか、館内、段差が非常に多いだとか、様々、市民から要望があるということをお聞きしております。

そこで質疑いたします。現在の斎場に比べて、新たな斎場はどのように変わるのかお示してください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。市民部長。

○加福理美子市民部長 新斎場についての御質疑にお答えいたします。

新斎場の整備に当たっては、青森市斎場建替基本計画の基本方針の中で、将来の火葬需要や市民ニーズに対応できる施設、また、人生の終えんの場所としてふさわしく、遺族や会葬者に配慮した施設としております。

新斎場につきましては、告別室及び収骨室、火葬炉前ゾーンと控え室ゾーンを1つのユニットとし、各ユニットを分離配置することにより、プライバシーに配慮した施設にすることとしており、火葬炉が現斎場の7基から1基増の8基に、遺族控え室は現斎場の4室から3室増の7室以上に、収骨室は現斎場の2室から新斎場では特別室兼収骨室とし、2室増の4室以上として整備する予定となっております。

このことにより、新斎場の火葬件数は、現斎場の1日8件から1日6件増の計14件の火葬が可能となります。

このほか、新斎場の新たな機能として、御遺体を保管するための霊安室、授乳室やキッズルーム、更衣室を整備し、延べ床面積につきましては、現斎場の1176平方メートルに対し、新斎場は2倍以上の2500平方メートル程度となる予定であります。また、駐車場につきましては、現斎場の普通乗用車30台から約2倍の普通乗用車59台以上、大型車2台以上の駐車場を確保することとしております。

さらには、新斎場の供用開始を機に、遺族や葬祭事業者の方が御遺族の御自宅で、葬送日程をスムーズに計画できるよう、インターネット上で火葬や遺族控え室の予約を行うことができる予約システムを導入し、浪岡斎園と一体的に運営を図ることとしております。

本市といたしましては、斎場は市民生活に不可欠な施設であるとともに、市民の皆様がかけがえのない故人と最後のお別れをする大切な場でもあることを十分に考

慮し、本事業を進めてまいります。

○小倉尚裕委員長 木村委員。

○木村淳司委員 御答弁ありがとうございました。

新斎場では、現斎場の課題が十分に解決されるよう施設要件を定めて実施されるものと理解いたしました。今後、設計、また建設において、この要件がしっかりと反映されるようお願いいたします。

現斎場は、1日に平均して、8.4件の火葬を行っているということでした。現斎場の通常時の火葬件数が、今、御答弁いただいたように1日に8件ということですから、少し火葬が集中しますと、火葬の予約がすぐには取れないという状況になってしまうということだと思います。

新斎場は、1日に14件の火葬ができるということですし、インターネットでの予約も可能になるということですから、スムーズに葬送が計画できるようになるということだと思います。

この葬送に関する費用に関連して、再度質疑いたします。

現在、青森市斎場の使用料金、市民は無料ということですが、新しい斎場では使用料を改定するのか、市のお考えをお示してください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。市民部長。

○加福理美子市民部長 斎場使用料の改定についての再度の御質疑にお答えいたします。

斎場使用料につきましては、現時点ではまだ入札・契約に至っておらず、事業費も確定しないところであり、新斎場の整備により、新たなサービスも提供されることになることから、他の自治体の状況等を調査し、検討してまいりたいと考えております。

○小倉尚裕委員長 木村委員。

○木村淳司委員 御答弁ありがとうございました。

斎場の使用料、都市部で大幅に値上げされているという報道などもあり、地域の方からは心配の声も上がっております。

せっかく新しくなっても、斎場の使用料が大幅に上がってしまうと、市民の一番の願いである、子どもや孫に余計な費用負担をかけずに、心配をかけずに人生を終えたいという願いが達成されませんので、引き続き市民は無料として運営されることを要望して、この質疑は終わりにします。

引き続きまして、次に、8款土木費2項道路橋梁費3目道路新設改良費に関連してお尋ねします。

今年も雪の季節がやってまいりました。今日もたくさんの雪が降っております。

青森市、全国の県庁所在地では唯一、市の全域が特別豪雪地帯に指定されており、年間の降雪量30年平均で626センチメートルと世界一の豪雪都市です。ちなみに、昨年の降雪量600センチメートルということで、量だけを見るとそれほどたくさん雪が

降った、平年値と比べてたくさん降ったというわけではないんですが、非常に集中して降って、市民生活への影響は、大きなものがありました。

除雪・排雪の問題、これは市民の一番の関心事で、恒久的な雪対策として、融流雪施設の早期整備には、地域から強い要望があります。他にもたくさんの公共事業がある中で、スムーズに事業を進めるために、工事施工時期の平準化を図ること、これは大変重要なことと考えております。

工事発注が集中しますと、市の担当職員も業務が非常に繁忙になりますし、事業者も人手不足等で入札不調となることもあり得ます。

そこでお伺いいたします。工事施工時期の平準化を図るものとして、篠田地区の流・融雪溝の整備がありますが、この事業の概要をお示してください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○佐々木浩文都市整備部理事 木村委員の工事施工時期の平準化及び篠田地区の流・融雪溝につきましての御質疑にお答えいたします。

工事の施工時期の平準化につきましては、平成26年6月に改正されました公共工事の品質確保の促進に関する法律におきまして、現在及び将来の公共工事の品質確保とその担い手の中期的な育成確保を図るため、発注者の責務として、計画的な発注と適切な工期設定に努めることが新たに定められるとともに、発注関係事務の運用に関する指針等に基づき、本市ではこれまで債務負担行為の積極的な活用などにより、流・融雪溝をはじめとした工事の施工時期の平準化に努めてきたところであります。

本市では、令和2年度に策定しました青森市雪対策基本計画におきまして、雪に強く住みよいまちづくりを推進するための取組の1つとして、流・融雪溝の整備を推進することとしており、流・融雪溝の整備に当たりましては、1つには、十分な水源が確保できること、2つには、地表勾配や流末が確保できること、3つには、地域が自主的に管理組合を組織し整備後は費用負担を含む管理運営を行うこと、これらを条件といたしまして、青森地区におきましては、これまでに同計画に基づきまして、流・融雪溝整備計画可能地区として選定した15地区のうち7地区について整備を完了しております。

篠田地区融流雪溝整備事業といたしましては、平成30年度から事業を進めており、二級河川沖館川からの河川水を水源とし、計画延長は約13.5キロメートル、総事業費は約27億3000万円を見込んでおります。

令和4年度末時点での事業ベースでの進捗率は約8%の見込みとなっており、昨年度に青森駅西口前の約130メートルの区間において工事に着手し、取水施設につきましては、現在、河川管理者である青森県と河川協議中であり、今後も早期の供用開始を目指し整備を進めていく予定でおります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 木村委員。

○木村淳司委員 御答弁ありがとうございました。

それでは、令和3年度は青森駅周辺西口周辺で約130メートルということでしたが、令和4年度の事業費と整備の延長の見込みをお示してください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○佐々木浩文都市整備部理事 令和4年度の整備事業費と整備延長についての御質疑にお答えいたします。

令和4年度の篠田地区の事業費につきましては、当初予算額1億8950万円、整備延長は約686メートルの予定となっております。

○小倉尚裕委員長 木村委員。

○木村淳司委員 ありがとうございます。

全体計画は約13.5キロメートルということで、それにしても、整備の延長がまだまだ短い状態というふうに感じます。また、青森市雪対策基本計画では、篠田地区の融流雪溝、令和5年度末時点での整備目標延長は2.7キロメートルというふうに記載されているかと思えます。そうしますと、令和3年度は約130メートル、令和4年度は約686メートルですから、約800メートルほどということで、残りが2キロメートル近く残っているということで、大分ペースアップしないといけないんじゃないかと思えます。

これをしっかり達成できるように整備を進めていただきたいと思います。いずれにしても、一日も早く流・融雪溝をとというのが地域の強い願いであります。

篠田地区、冬の歩道の状況は大変なものがあります。例えば、国道の古川跨線橋を越えて、2つ目の信号。左手にガソリンスタンドがある信号です。その信号は、篠田三丁目の信号を右手に斜めに入っていく通りで、青森森林管理署に向かっていく通りなんですけれども、あそこは篠田小学校に向かう通学路となっております。

小学校の子どもが、たくさん通学しております。その通りは、冬になると除雪の雪盛りで歩道が全部埋まってしまって、場所によっては3メートルとか4メートルぐらいも雪盛りがあると。去年はありました。そこを小学校に向かう子どもさんたちがよじ登って何とか歩いている、そういう状況です。それも危ないのでやむを得ず、車道に出て歩いているような朝の状況があります。これ、非常に大変、もう本当に危険な状況だと思いますので、ぜひ篠田地区の融流雪溝施設の整備、早期の整備、本当に大切だと考えております。

そこで、再質疑いたします。整備された地区から、この流雪溝を順次、すぐに供用開始ができるものかどうかお示してください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○佐々木浩文都市整備部理事 篠田地区におけます、整備した箇所からの供用開始につきましてはの再質疑にお答えいたします。

流・融雪溝の供用開始するためには、流・融雪溝の整備のほかに、送水管、取水施設、ポンプ施設を整備する必要があります。また、管理運営する管理組合を設立

しなければならぬため、現時点では部分的に供用開始することは難しいものと考えております。

○小倉尚裕委員長 木村委員。

○木村淳司委員 できたところからすぐ使えるわけではなく、ある程度まとまった地区が完成してからということでした。その辺は工事の事情がありますので、致し方ないところはあるかと思えます。ぜひ、早期の整備をお願いいたします。

流・融雪溝は、答弁の中でお示しいただいたとおり、地域の住民の方が供用開始後、自ら管理をすると、運営をしていくということでした。運転に係る費用なども、受益者負担の考えから、地域住民で賄うことになっているということです。

そこでお伺いいたします。まだはっきりと言えないところではあると思うんですけども、運転開始後の住民負担の目安についてお示してください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○佐々木浩文都市整備部理事 他地域の供用開始後の管理組合費についてということでの御質疑にお答えいたします。

管理組合費が主にポンプ施設の電気代、取水施設、ポンプ施設のメンテナンス費用、管理組合の経費に使われておまして、施設の規模や組合員数等によって1世帯あたりの金額が大きく異なります。

このため、具体的な1世帯当たりの組合費につきましてお答えできない状況であります。例えば、篠田地区と同様にポンプ施設があり、河川水を利用して整備した地区におきましては、1シーズン当たりおおむね6000円から9000円と伺っております。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 木村委員。

○木村淳司委員 目安をお示しいただきありがとうございます。

地区の方から、1万円でも2万円でもいいから、流・融雪溝あった方がいいというような声を頂いております。ただ、現在、篠田一丁目から三丁目の世帯数は2025世帯あります。

この先、これは要望でございます。今のペースで整備をしていきますと、令和3年度、令和4年度で進捗が約500メートル程度——約800メートル、失礼しました。800メートル程度ということですから、全体計画の約13.5キロメートルが完了するのに、今のペースでいきますと10年とか、下手をすると20年以上かかってしまうかもしれません。今のペースでいくとですけどね。これからペースアップをしっかりとしていくと思うんですけども。

篠田地区、今の世帯、夫が65歳以上、妻が60歳以上、または高齢者の単身世帯というのが、約25%を占めております。このことを考えますと、例えば20年後の世帯数は、もしかすると2割ほど減少してしまうというのは大いにあり得る話です。すると、1世帯当たりの流・融雪溝の負担額が1.25倍になると。6000円だったもの

が8000円とか、9000円になってしまうということがあります。流雪溝というのは、地域の方が管理運営することになっていきますし、そもそも、例えばロードヒーティングのように、勝手に雪が解けるというわけではなくて、住民の方が雪を自分で入れることで、初めて雪のない町が実現できるものです。つまり、人口密度が少ない、あるいは高齢化が極端に進んで、地域住民が自ら除排雪対応できないところに作ってしまうと、管理もできないし、利用することもできず、宝の持ち腐れになってしまいます。

先の一般質問でも、高齢化により流雪溝の地域での管理ができないところがあるということが話題になっておりました。ですから、今、人口密度がまだ高く、高齢化が進んでないうちに篠田地区に融流雪溝を早期に整備して、篠田地区は融流雪溝があって、冬でも暮らしやすいと、人が集まってくるようにしていただきたいと思えます。

青森市都市計画マスタープランでも、青森駅周辺は、都市機能誘導区域になっております。西口の駐車場も来年度から新しく供用開始をされます。流・融雪溝を早期に整備すること、まちづくり全体を考えた際にも利にかなっていると考えます。また、この流・融雪溝の整備は、社会資本整備交付金を活用して、国の60%の補助で実施されているとお聞きしております。青森市は、この社会資本整備交付金で、8事業、全体計画額約29億5300万円を計画しているということでした。弘前市は、10事業で17億8900万円です。財政規模や人口規模などを考えますと、青森市は、頑張っ

て目いっぱいまで申請しているという形と推測いたします。それと、やはりこの流・融雪溝の整備をスピードアップして進めていくためには、国の予算のつき方、これをよくしていただくのが一番ということになると思えます。雪国の暮らしの大変さを、ぜひ事あるごとにしっかりと伝えていただいて、国からの交付金の内示率がアップするようにしていただきたいと思えます。

国に予算取りに行くレクチャーのときの雰囲気というのは——私もやったことがありますけれども、非常にしょっぱい感じですよ。物すごく。ですけれども、南北に長い日本列島に存在する多様性であるこの北国の暮らしを、冬の大変さを背負って我々青森市民が守っていると。そういうぐらいの気概でもって、しっかり当たっていただきたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。この項の質疑を終わります。

続いて、6款農林水産業費1項農業費5目土地改良費についてお伺いします。

本年8月の大雨、本当に大きな災害でございました。被災されました方々に心よりお見舞い申し上げます。

青森市でも、住居の冠水、農地への土砂流入、道路、河川、農業、それから林道と様々な施設が被災しました。

昨今、豪雨災害において、流れ木の問題が多く取り沙汰されています。今回の豪雨災害でも、土砂と共に下流に流れ下った大量の流木が人家の壁を突き破ったり、

海まで流れ出したという被災状況がありました。こうした豪雨の際の流れ木災害、これを防ぐためにも、森林の適切な管理運営というのが大変重要です。そして、森林の管理というのは、その森林に行く道路、つまり、林道がなくては始まりません。林道を適切に管理し、壊れてしまったらすぐ直すというのは森林を管理運営していく上で非常に重要です。

そこでお伺いたします。令和4年8月3日からの大雨による林道施設災害の概要と工事の予定についてお示してください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 木村委員の林道施設災害についての御質疑にお答えいたします。

本市におきましては、森林の整備、保全を適切に実施するとともに、林業の生産性向上を図るため、路網の骨格となり、または一部、一般車両にも利用されております林道につきましては、青森地区・浪岡地区合わせまして38路線、全長約76キロメートルを管理しているところであります。

8月の大雨についてであります。県内では令和4年8月2日から3日にかけて、また8月8日から13日にかけて、北日本に停滞いたしました前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、津軽を中心に激しい大雨となったところであります。本市におきましても、8月8日から13日までの総雨量が296ミリメートルで、8月の1か月平均降水量142ミリメートルの約2倍に達したところであります。

8月3日からの大雨により、市管理の林道の路肩崩壊など、林道施設、農業施設及び農産物等の農業被害が142件発生しております。

そのうち、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律、いわゆる暫定法による国庫補助の林道災害復旧事業に該当する林道は、5路線で10か所、被害延長の合計が約185メートルとなっております。

当該施設の復旧に当たりましては、令和4年11月14日から17日にかけて国による査定を受け、令和4年12月8日付で事業費の決定の通知を受けたところであります。また、県費単独林道災害復旧事業で、1路線で1か所、約30メートルを復旧することとしております。

なお、林道災害復旧事業及び県費単独林道災害復旧事業につきましては、冬期の積雪期を避け、融雪後に施工することとし、本定例会に補正予算案といたしまして繰越明許費の設定について御提案しているところであります。

○小倉尚裕委員長 木村委員。

○木村淳司委員 御答弁ありがとうございました。

融雪後に施工するということは、山奥に林道がありますので、それは当然のことだと思います。また、降雪期であるとか寒い時期に施工しますと土の中の水分が凍ったり溶けたりということで、うまく施工もできませんので、これは繰越明許費を設定していただいて、融雪期にしっかりと補充していただきたいと思っております。

それでは、再質疑いたします。

今回の災害で被災した箇所は、具体的にどのような場所が被災したのかお示しく
ださい。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 木村委員の再質疑にお答えいたします。

災害復旧事業を行う林道6路線のうち、鶴ヶ坂地区に位置する鶴ヶ坂線・長防沢
線・大峰線、飛鳥地区に位置する飛鳥沢線におきましては、碎石舗装の林道であり
まして、多量の雨を受けた路面が排水不良となり、排出しきれない雨水がのり面へ
流出し路肩崩壊へつながったものであります。また、浪岡王余魚沢地区に位置する
水ヶ沢線においても碎石舗装の林道であり、多量の雨を受け、縦断勾配が急な箇所
において多量の雨水がのり面へ流出し路肩崩落へつながるとともに、その流出した
土砂が並行する第3水ヶ沢線へ堆積し、通行不可能となったものであります。

いずれの林道におきましても、碎石舗装の林道で、多量の雨を受けて路面排水が
のり面に流出するといった、崩落しやすい状態にある箇所であったと考えておりま
す。

○小倉尚裕委員長 木村委員。

○木村淳司委員 詳しい御答弁ありがとうございます。

それでは、その被災箇所に関する、大体同じような原因でということだと思いま
す。その被災箇所に関する復旧方法について、詳細をお示しくください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 木村委員の再度の御質疑にお答えいたします。

災害復旧事業を伴う林道6路線のうち、鶴ヶ坂地区に位置する鶴ヶ坂線・長防沢
線・大峰線、飛鳥地区に位置する飛鳥沢線におきましては、林道災害復旧事業費及
び林道災害関連事業費査定要領に基づく原形復旧が不可能なものであったことか
ら、のり尻にかご工を設置した上で、土羽でのり面を復旧することとしております。

なお、沢に近い、または急勾配ののり面につきましては、コンクリートブロック
積み、もしくはL型コンクリート擁壁による擁壁工により復旧することとしており
ます。また、浪岡王余魚沢地区に位置する水ヶ沢線におきましても、L型コンクリ
ート擁壁による擁壁工により復旧することとしており、土砂が堆積した第3水ヶ沢線
におきましては、同要領に基づく原形復旧を基本としまして、土砂の撤去、植生で
のり面保護を行うこととしております。

○小倉尚裕委員長 木村委員。

○木村淳司委員 御答弁ありがとうございます。

原形復旧ではなくて、しっかりと擁壁工であるとか、かご工によるのり尻施工と
いうことで少し林道をちょっとグレードアップするような形で、災害に強くなるも
のと思います。

以下、要望でございます。林道、普段は市民の目にあまり触れないんですけれど

も、森林管理においては大変重要な施設であります。今の林業は、機械を使って木を切って道路まで引き出して、さらには大きなトラックで、そこから工場などに運んでいくという流れになっております。伐採に必要な機械を搬入したり、丸太を運ぶトラックが走る道路が林道であります。

この林道が森林の中にある、あるいは森林から非常に遠いという状態ですと、木を切って売ることができませんし、管理もできないということになります。木を切ることができない場所であれば森林を持っている方、お金をかけて管理をして、手をかけても、しょうがないということになって、放置をしてしまう、放っておいてしまうということになります。放置された森林は御存知のとおり、流れ木などの災害リスクが大きくなってしまいます。

ですから、林道をより多く造って、造れる場所には造って、森林にアクセスしやすくするというのが森林をしっかりと管理していく上で大変重要です。また、新しい林道の整備とともに、今ある林道をしっかりと使える状態にしていくことも大変重要なことでもあります。

今回の豪雨災害で、7か所が被災したということでした。今回の豪雨は、例のない雨の量だったとは思いますが、それでも壊れないように、林道を改良していくことが、使いやすい林道整備にもつながります。使いやすい林道があれば、森林をしっかりと管理して林業を盛んにし、山地災害を防ぐ意味でも大変重要だと考えます。

先週金曜日、この予算特別委員会で柿崎委員から、森林博物館に関する質問がありました。柿崎委員がおっしゃったとおり、青森市は、日本最初の森林鉄道の津軽森林鉄道の起点があり、青森市の歴史には、実はしっかりと森林林業が根を張っております。市が管理する森林林業に関する博物館があるところは、全国でも大変珍しいものです。

展示内容も、単に森林そのものに関するだけでなく、青森ヒバの管理手法を詳しく展示していたりだとか、森林鉄道に使われていた車両も保存されております。地域の森林林業の歴史を伝える博物館となっております。また、青森市の奥内の内真部地区、ここは日本で最初の国有林——国の森林の事業が行われた近代林業発祥の地でもあります。こうした伝統もありますので、ぜひ青森市は、適切な森林の管理、また、林業の振興を図っていただきたいと思っております。

その第一歩として、森林管理の基盤の林道の整備を、壊れたら直すと。これは当たり前前のことで、壊れる前に直す、またさらには壊れにくくすると。そして、使いやすくするという考えで、今後も推進していただきたいと要望します。これで私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○小倉尚裕委員長 次に小豆畑緑委員。

○小豆畑緑委員 自民クラブの小豆畑です。どうぞよろしくお願ひいたします。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 8 目健康増進センター費について質疑させていただきます。

健康増進センター及び西部市民センターのトレーニングルームについて、改正する内容についてお尋ねします。

平成31年第1回定例会予算特別委員会で、青森市健康増進センター条例及び青森市市民センター条例の一部を改正する条例等により、健康度測定総合事業が見直される内容について質疑しました。

その際の答弁では、元気プラザ及び西部市民センターのトレーニングルームは、運動機器を使って運動するために、来年度から、これまでよりも健康度測定の内容が簡素化され、さらに2年目以降の継続利用の場合は、再度、健康度測定を受けるかどうかは本人の選択制になるということでした。その際、私は地元の皆さんからいつも言われていましたので、もっと気軽に西部市民センターの機器を利用できるようにならないのかというお話をさせていただきました。地域の高齢化が進み、それだけ市民の皆さんが身近に運動ができる機会の充実を求めているんだなということをお話させていただいた経緯があります。

今回の条例の見直しの内容の狙いと、見込まれる効果についてお示してください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。保健部長。

○坪真紀子保健部長 青森市健康増進センター及び青森市市民センター条例の改正についてお答えいたします。

現在、元気プラザ及び西部市民センターのトレーニングルームを初めて利用される方につきましては、健康度測定を利用条件としており、2週間前までに御予約の上、元気プラザに来所し、測定料2040円を支払い、約2時間、体力測定や各種指導を受けていただいております。また、年1回、トレーニングルームの利用を更新する際も、選択制で健康度測定を行っております。

今回の条例改正につきましては、この健康度測定を不要とするものであります。

条例改正の提案に至った背景といたしましては、1つに、外出自粛など、新型コロナウイルス感染症の影響から、利用者が減少しており、令和3年度の利用者は元気プラザでは1日当たり約45人、令和元年度と比較して63.1%の減少、西部市民センターでは1日当たり約17人、令和元年分と比較して62.22%の減少となっていること、2つに、委員からも御紹介がありましたように、初回利用時に健康度測定を受けずに運動機器を利用したいというニーズがあること、3つに、平成31年度の見直し後、1年ごとの更新時に選択制となっている健康度測定を受ける利用者の割合は減少しており、直近の令和3年度では、更新者402人のうち26人で6.5%と少なくなっていることを背景としております。

このような状況を踏まえ、コロナ禍で外出や活動を自粛することによる運動不足等が危惧される中、気軽に思い立ったときに運動に取り組める場として、より多くの市民に有効活用いただきたいことや、体力測定や食事等の各種指導を行う民間の

トレーニング施設が増えていることから、健康度測定を不要とする関連条例の一部改正条例案を本定例会に提案し、御審議いただいております。

今回の改正により見込まれる効果といたしましては、市民が利用しやすい環境が創出され、運動習慣の定着による生活習慣病の予防や介護予防など、個々の主体的な健康づくりへの取組が一層推進できるものと考えております。

○小倉尚裕委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 ありがとうございます。

端的に言うと、利用者が大幅に減ってきているということと、この頃、西部地区にトレーニング施設がすごく増えて、利用者もすごく目立って増えてきているのはよく分かりました。

これまでは元気プラザに行くことが面倒だとしてきた人たちが、今回、この測定がなくなるっていうことで、これからは地元の高齢者が利用者の中心になっていくんじゃないかなと私は思っています。

トレーニングマシンを無理なく、安全に、適切に運動機器を利用できるように、運動機器の使い方の相談や注意事項の説明など、対応する職員が必要だと思うのですが、職員の配置はどのようになりますでしょうか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。保健部長。

○坪真紀子保健部長 職員の配置についてお答えいたします。

現在、元気プラザ及び西部市民センターのトレーニングルームにつきましては、指名競争入札により施設の運営管理業務を委託しており、指名業者については、スポーツ施設運営管理業務に登録している業者から選定しております。

来年度も同様に、スポーツ施設運営管理業務に登録している業者から選定し、運動機器の使い方の相談や注意事項の説明などに対応する職員を配置するよう努めてまいります。また、運動機器の使い方に関する注意事項の施設への掲示や、標準的な運動メニューを紹介したリーフレットを作成し、配付するなど、初めてトレーニングルームを利用する方も、安全かつ効果的にトレーニングできるよう配慮してまいります。

○小倉尚裕委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 よろしくお願ひします。高齢者は、ちょっとした草取りで腰が痛くなって病院に行く、何々したら痛くなって病院に行く、そういう状態なんです。医療費の圧迫にもつながるので、こういう機会を利用して、たくさんの人にここを利用してもらいたいと思っていますので、周知をよろしくお願ひしたいと思ひます。

運動機器の使用料というのは、平成29年の定例会一般質問でお尋ねしたときには、運動施設の利用料金は1人2時間で200円の負担との答弁でしたけれども、使用料の負担はこれからどういうふうになるのでしょうか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。保健部長。

○坪真紀子保健部長 施設使用料についてお答えいたします。

現在の元氣プラザ及び西部市民センターのトレーニングルームの使用料につきましては、平成31年の消費税の改正に伴い、1人2時間で210円となっており、今回の条例改正による変更はありません。

なお、70歳以上の方と障害者手帳をお持ちの方は、1人2時間当たり110円としており、こちらについても変更はありません。

○小倉尚裕委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 これらのことも周知方をよろしく願いして、この項は終わります。

次に、4款衛生費4項霊園費1目霊園費、八甲田霊園について、選挙期間中に市民の方から御相談がありましたので、お話をさせていただきます。

お盆、彼岸の期間になると、八甲田霊園内の臨時バス停は、管理事務所前の出入口の1か所になっているんです。その出入口から離れたところにある——地図で見ると、第5区の方になるのかな——私もこの話があってから、実際に霊園に行って歩いてみました。随分な傾斜地なので、下りて行くときはいいんですけども、高齢者の人が上がって、バス乗り場まで来るときには20分も、荷物を持っていけば30分近くかかってしまう。

そういうことで、何とかもう1か所、臨時のバス停を設けられないかというお話がありました。いかがでしょうか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。市民部長。

○加福理美子市民部長 八甲田霊園内の臨時バス停についての御質疑にお答えいたします。

本市では、お盆及び春と秋彼岸に市営霊園の墓参者が集中することから、お盆の4日間及び春と秋彼岸のそれぞれ1日、市営バスの臨時便を運行しております。

八甲田霊園内は、道路の幅員が4メートルと狭く、園内のバスの走行が厳しいこと、また、バスの回転等ができないことから、臨時バス停留所につきましては、バスが回転するための場所の確保も考慮し、南側出入口の駐車場が隣接している管理事務所前に1か所設置し、臨時便を発着させております。

本市といたしましては、八甲田霊園の墓参者の利便性の観点から、現在の八甲田霊園の南側出入口を利用した臨時便運行ルートについて、交通部と協議してまいりたいと考えております。

○小倉尚裕委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 何とかそういうふうをお願いしたいんです。歩いてみると、その区画によっては、すごく急な階段を利用して、荷物を持って、下ったり上ったりするんです。この中央のところを見たら、ロータリーみたいになっていて、広いところがありますので、ここにバス停を設けていただいて、そして、今入っているところから入って、もう一つ手前の入口があって、そこは出口専用になると思うんですけども、そっちの方に一方通行で行くようにできないものかなとお願いを申し上

げて、次の質疑に移ります。

次は、この同じ霊園の中のごみ箱の設置についてです。

今、どこでもごみ箱がなくなって大変なんですけれども、私にお話してくれた方は新幹線に乗って墓参りに来る人だそうです。来るときは勇んで荷物をいっぱい持って来るんだけど、夏のお盆のときでも、またその供えた物を持って、新幹線に乗って帰らなきゃいけないと。何とかごみ置き場を設置してくれないものかなとのお話がありました。

これからだんだん、県外・市外から来られる方も多くなると思うんです。何とかこのごみ箱の設置についてお願いしたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。市民部長。

○加福理美子市民部長 市営霊園内のごみ箱設置についての御質疑にお答えいたします。

本市におきましては、令和元年9月から、市営霊園・墓園内のごみ箱を撤去し、代わりに鳥獣被害の原因となりにくい、供花や雑草を捨てることのできる草花置場を設置しております。

ごみ箱を撤去した経緯といたしましては、市営霊園・墓園で発生しているごみについては、利用者の皆様の御協力により減少傾向にあったものの、園内にごみ箱を設置することで、供物の持ち帰りが徹底されず、食べ物や飲み物が捨てられ、カラスや野良猫などが食べ散らかしてごみが散乱していたこと。また、散乱したごみにより、墓石が汚れたり悪臭やふん害、虫の発生を引き起こす原因ともなっており、墓参者の方々から苦情を頂いていたこと。加えて、県内自治体においても、カラスなどによる供物の散乱を防ぎ、全ての利用者に気持ちよくお墓参りをしていただくため、霊園内にごみ箱を設置していないなど、ごみの持ち帰りにつきましては、標準的なこととして、墓参者に依頼していたことによるものであります。

本市では、市営霊園・墓園において、草刈りの徹底や害虫駆除などの環境整備のほか、園内に供物の持ち帰りをお願いする看板の設置、「広報あおもり」や霊園管理料納入通知書送付時のチラシによる啓発など、様々な機会を通じて利用者にごみ物の持ち帰りをお願いしております。

本市といたしましては、市営霊園・墓園を御利用される皆様に対しましては、引き続き、供物の持ち帰りと市営霊園・墓園の環境美化に御理解と御協力を賜りたいと考えております。

○小倉尚裕委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 ごみの持ち帰りは標準的なことだということは、重々分かっていますけれども、遠方から新幹線や飛行機で墓参りに来られる方もいるわけですので、何とか管理事務所で工夫していただいて、考えていただきたいなと思ひまして、お願いを申し上げまして、質疑を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○小倉尚裕委員長 この際、暫時休憩いたします。
再開は午後0時50分からといたします。

午前11時46分休憩

午後0時50分再開

○小倉尚裕委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

この際、私から御報告いたします。

館山総務部長が所用のため早退するとの報告を受けております。

なお、代理として、工藤総務部次長が委員会に出席しますので、皆様にお知らせをいたします。

質疑を続行いたします。

次に、澁谷洋子委員。

○澁谷洋子委員 よろしく申し上げます。

初めに、第7款商工費第1項商工費第2目商工業振興費について、地場産業振興資金融資事業についてお伺いいたします。

地場産業振興資金融資事業の概要をお知らせください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。経済部長。

○赤坂寛経済部長 地場産業振興資金融資事業の概要についての御質疑にお答えをいたします。

地場産業振興資金融資事業は、地場産業の育成振興に寄与することを目的に、市内で事業に必要な設備投資を行う事業者に対する本市独自の融資制度であり、融資限度額を2000万円とし、信用保証料の半額を市が補給しているものであります。

その融資対象者につきましては、個人にあっては、市内に住所を有する者、法人にあっては、市内に法人登記をした事業者で、1年以上同一事業を営んでおり、市税に未納のない方とし、青森県信用保証協会の保証対象となっている、建設業、製造業、卸売業、小売業、サービス業などの幅広い業種を対象としております。また、融資期間は15年以内で、据置期間を3年以内とし、資金使途は設備投資資金となっております。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

次に、令和3年度及び令和4年10月までの融資実績をお知らせください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。経済部長。

○赤坂寛経済部長 令和3年度及び令和4年10月までの融資実績についての御質

疑にお答えをいたします。

まず、令和3年度における融資実績につきましては、融資件数が91件、融資額が6億5107万8000円となっております。また、令和4年4月から10月までの融資実績につきましては、融資件数が73件、融資額が5億8723万9000円となっております。

○小倉尚裕委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 次に、本定例会に提出しました地場産業振興資金融資事業に係る補正予算案の概要についてお知らせください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。経済部長。

○赤坂寛経済部長 地場産業振興資金融資事業に係わる補正予算案の概要についての御質疑にお答えをいたします。

地場産業振興資金融資事業の実施に当たりましては、年度当初に、金融機関に対し、融資の原資を預託し、その3倍を融資枠として設定しております。

補正予算案の概要につきましては、今年度の融資実績が10月末現在で融資額5億8723万9000円となっており、年度当初に設定いたしました融資枠8億1000万円を超える見込みでありますことから、追加預託金として、貸付金7700万円を本定例会の補正予算案として計上し、御審議をいただいているところであります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 最後に、融資実績が伸びている理由について、市ではどのようにお考えになっているのかお知らせください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。経済部長。

○赤坂寛経済部長 融資実績が伸びている理由についての御質疑にお答えをいたします。

日本政策投資銀行青森事務所が本年8月に発表いたしました2021・2022年版青森県設備投資計画調査によりますと、青森県の2022年度の設備投資計画は、非製造業が2桁の減少となるものの、製造業が大幅に増加することから、全産業では4.2%増加するとなっております。また、日本銀行青森支店が本年11月に発表いたしました県内金融経済概況によりますと、設備投資は、供給制約の影響が見られるものの、増加しているというふうとなっております。こうした設備投資の増加傾向を背景として、設備投資資金を融資対象としております本市の地場産業振興資金融資につきましても、その実績が伸びてきているものと承知しております。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

これについては、製造業のほう伸びているというふうになっていて、私の中ではよかったかなと思うんですけども、人手不足で設備投資をしなきゃいけない、または、本当に、ふるさと産品として地場産業の振興をするために、元気のある企

業がどんどん設備投資をして商品開発をしていく、地場産業を発展させていくというための投資であるということが一番いいなというふうに考えております。

自分で初めてこの事業を知って、借りたものですので、必ず返さなきゃいけない——コロナ禍において、よく聞かれる話ですけれども、返済が始まるという時に、どうしても返済しにくい状況があって、それを延ばしたい、延期したいという御相談もあるかもしれませんが、そのときには、ぜひ相談に来た方のお話をよく聞いて、この事業が順調に進んでくれば、市内の経済は活性化につながっていくのではないかなというふうに思っております。この項については以上で終わります。

次に、6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費、特産品開発支援事業についてお伺いいたします。

令和4年度に、特産品開発支援事業が拡充となった経緯をお知らせください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 澁谷委員の特産品開発支援事業についての御質疑にお答えします。

特産品開発支援事業につきましては、生産者6次産業化支援事業とふるさと納税進呈品導入支援事業で構成されております。このうち、令和4年度に拡充となったふるさと納税進呈品導入支援事業につきましては、青森市ふるさと応援寄附制度、いわゆるふるさと納税における進呈品として活用することができる特産品を開発する生産者、生産者団体、中小企業等を対象に支援するものであります。市産農水産品の高付加価値化及び農水産業者等の所得向上を図り、地域活性化及び農水産業の振興に資することを目的に、令和3年度に創設された事業であります。

本事業の支援内容につきましては、1つに、特産品の研究開発に係る諸調査等、2つに、特産品の試作デザイン研究開発、3つに、特産品に係る品評会の開催などに要する経費に対し、補助率は3分の1以内、上限額を50万円としているところであります。

ふるさと納税進呈品導入支援事業の令和3年度における実績は、申請者3者に対し、総額62万7800円の補助金を交付しております。具体的には、青森市産のカシスを活用したクラフトビール、青森市浪岡産のリンゴを活用した和菓子、青森市産の和栗を活用した焼き菓子の3商品が開発され、令和3年12月より、ふるさと納税進呈品に登録されたところであります。また、ふるさと納税進呈品導入支援事業を開始し、2年目となる令和4年度におきましては、これまでの研究開発、試作などに係る経費の支援に加え、令和3年度に開発された商品の2年目支援として、販路拡大、需要開拓及び商品改良を行うために、1つに、展示会等への出展、2つに、広告宣伝、3つに、商品改良などに要する経費を対象とし、補助率は3分の1以内、上限額は事業内容に応じて10万円から50万円とし、支援内容を拡充したところであります。

ふるさと納税進呈品導入支援事業の令和4年度における実績であります、申請

者2者に対し、総額100万円の補助金を交付決定しております。具体的には、青森市産の和栗を活用した生菓子、青森産のホタテを活用したオイル漬け加工品の2商品が開発され、本年12月1日から、ふるさと納税進呈品として登録されております。また、昨年開発した3商品につきましては、2年目支援といたしまして、青森市産のカシスを活用したクラフトビールについては、パッケージデザインの変更や原材料の配分変更を行う経費を支援しております。また、青森市浪岡産のリンゴを活用した和菓子につきましては、新規販路開拓を目指す展示会等への出展に係る経費、青森市産の和栗を活用した焼き菓子につきましては、効果的な販売促進ツールの制作などに要する経費を支援しており、総額64万600円の補助金を交付決定したところであります。

なお、3年ぶりに開催されました青森ねぶた祭の期間中には、本庁舎で実施したあおもりねぶたマルシェで、本事業で採択された商品等の販売PRと商品に関する市場アンケートを実施するなど、プロモーション活動も積極的に取り組んできたところでございます。

引き続き、市産農水産品の高付加価値化と事業者が全国で勝負できる魅力ある特産品づくりを目指してまいります。

○小倉尚裕委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

1つだけお伺いしたいんですが、今回の大農林水産祭は、産業会館でイベントをやったものだと思うんですけども、それに出席等はしたんでしょうか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 澁谷委員の再度の御質疑にお答えします。

大農林水産祭には、各店からの出展はありませんでしたが、その他トップセールス等で市外・県外に赴く際は、各スーパー等で、これら開発された商品を展示し、PRしているところであります。

○小倉尚裕委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

生き残るために、商品に付加価値をつけていく、この高付加価値化というのがとても難しいというふうには私は考えていまして、聞き取りのときにも、これが一番難しい取組だよねというふうにはお話をさせていただいたんですけども、地域が一体となった取組だと思いますので、これからも、この3者の方をよく守っていただいて、いい商品づくりに努めていただきたいと思います。これについては以上で終わります。

次に、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、ふるさと納税の返礼品についてお伺いいたします。

ふるさと納税返礼品の令和4年12月の入替え状況についてお示してください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。市民部長。

○加福理美子市民部長 ふるさと納税返礼品の令和4年12月の入替え状況についての御質疑にお答えいたします。

本市では、1万円以上を寄附された市外にお住まいの個人の方に対し、返礼品として、本市の魅力をPRする特産品を進呈しております。

返礼品につきましては、4月、8月、12月の年3回、定期的な見直しを行っており、新しい商品の取り入れや、取扱数が少ない商品につきましては、別な商品への入替えを行うとともに、果物などの季節商品は旬な時期に随時追加しております。

本年12月の入替え状況についてであります。新たに追加した商品は54品、追加生産により、受付を再開した商品が4品、リンゴなどの季節商品など、取扱いが停止となった商品が69品となっており、現在は463品の返礼品を取り扱っております。

○小倉尚裕委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

ふるさと納税の報道等によると、だんだん年末の需要が高まってきているというふうな報道がいろいろなされているように感じております。

特に日用品——実用性のあるものを欲しがり寄附をする方が増えているのではないかなというふうには思っているんですけども、そこで、令和4年度12月補正における歳出の補正内容とその要因をお示してください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。市民部長。

○加福理美子市民部長 12月補正の内容とその要因についての御質疑にお答えいたします。

ふるさと納税につきましては、寄附件数が本年8月末時点で前年度比約114%の増となっていたことから、8月末時点の寄附実績を踏まえ、令和4年度の寄附件数を約5万4000件、寄附金額を7億1660万6000円と見込み、それに伴い不足する歳出予算として元気都市あおもり応援基金への寄附金の積立金として2891万5000円、返礼品調達等に要する経費として3175万7000円の計6067万2000円を計上したものであります。

補正に至った要因につきましては、寄附者がより利用しやすい環境を整えるため、既存のポータルサイトの「さとふる」、「ふるさとチョイス」の2つのサイトに加え、令和3年度において、「ふるナビ」、「楽天」、「ANA」の3つのサイトを順次追加したところでありますが、2年目となる今年度において、これらサイトからの寄附件数が大幅に増加し、返礼品へのレビューが増えるなど、寄附者の目に留まりやすくなったことが大きな要因であると考えております。また、今年度は、返礼品の入替え時において、返礼品として主力商品である申込み割合の高いリンゴの在庫数を新たに確保したこと、人気の高い米の定期便のラインナップ数を増やしたこと、ホタテや魚卵など、水産加工品のラインナップ数を増やしたことなど、より多くの御寄附を頂けるよう取り組んできたことも要因の一つと考えております。

○小倉尚裕委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 「さとふる」を開くと、お肉、お米と食べ物が多い中で、必ずホタテが出てきますよね。それで、これまでに何度か予算特別委員会のほうで質疑させていただいていたんですが、水産加工品というのは、人気が高いというふうなものと米の定期便というのが少ないんだということ、それと、リンゴが早々となくなってしまうということで、在庫数を確保できたのはよかったことではないかなというふうに思っております。

そこで、返礼品について、今後の寄附増に対応できるよう、提供事業者の十分な在庫確保はそれぞれできているのかお示してください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。市民部長。

○加福理美子市民部長 返礼品の在庫確保についての再度の御質疑にお答えいたします。

返礼品の提供事業者の皆様から、新規商品の御提案があった場合につきましては、青森市ふるさと応援寄附制度についての内容を説明し、返礼品の在庫につきましては、一定の数量を確保していただくことを御理解いただいた上で、提供事業者から安定した提供が可能な体制であることを確認し、返礼品の取扱いに向けた手続を進めております。

今年度におきましては、申込み割合の高いリンゴについては、前年度と比較して、新たに133品、寄附件数としては約1万8000件分、寄附金額にすると約2億4350万円分の在庫を確保しております。また、米や水産加工品、津軽びいどろなどの人気商品につきましても、安定した提供が行えるよう在庫を確保しているところです。

本市といたしましては、今後の急激な寄附増にも対応できるよう、引き続き、提供事業者との連絡を密にしながら、返礼品の十分な在庫確保に努めてまいりたいと考えております。

○小倉尚裕委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

最後に、1つ要望をさせていただきます。

年末の駆け込み寄附需要が、増えることを見込んで、事業者の方に素早い対応というふうな感じで求められてくる寄附の方もいらっしゃると思います。やっぱり必要だと思って、欲しいと思って、寄附をしてくる方が大半でしょうから、そういうところを、事業者との連携をしっかりと行っていただきたいなというふうに思っております。質疑については以上で終わります。

ありがとうございます。

○小倉尚裕委員長 次に、天内慎也委員。

○天内慎也委員 日本共産党の天内慎也です。

まず最初に、3款民生費1項社会福祉費2目障害者福祉費、医療的ケア児について質疑します。

質疑は、看護師の配置について、青森県小児在宅支援センターと相談したとのこ

とだが、青森県小児在宅支援センターの見解をどのような形で反映させたのか、方針決定に至る経緯をお示しくください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 天内委員の看護師の配置についての御質疑にお答えいたします。

学校における医療的ケア児への対応状況について、弘前市、八戸市では、会計年度任用職員として看護師を雇用して、医療的ケア児が在籍する学校へ派遣しており、むつ市、三沢市では、訪問看護事業所と業務委託契約を締結して、看護師が必要な都度、学校を訪問していると伺っております。

これら自治体における医療的ケア児の人数及び医療的ケアの内容はそれぞれ異なりますものの、教育委員会では、その経費についても参考にしながら検討を進めております。

教育委員会では、令和5年4月に市立小学校への就学を予定しております医療的ケアを必要とする児童が、学校において適切な医療的ケアその他の支援を受けられるよう、本年9月29日に、当該児童の保護者、青森県小児在宅支援センターの医師や看護師、就学予定先の学校長が同席して話し合う場を設け、学校においてどのような医療的ケア等の支援が必要かなど、来年度からの受入れ体制を整備するための協議を行いました。

この話合いの中で、1つに、保育所では1日に3回の医療的ケアを実施していること、2つに、児童の状態等が類推できる具体の支援の内容は個人情報に該当いたしますことから、お示しできませんけれども、当該児童に想定されます緊急時には、2時間から3時間以内に対応する必要があること、3つに、学校生活に慣れるまでは看護師常駐の方が安心ではあるものの、決められた医療的ケアを決められた時間に実施するのであれば、訪問看護でも対応が可能であることなどの事項が確認されました。このことから、教育委員会では、看護師の雇用情勢なども考慮いたしまして、緊急時の対応も想定した上で、訪問看護による医療的ケアを1日に複数回活用する方向とし、検討を進めているものであります。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第10条第2項には、「学校の設置者は、その設置する学校に在籍する医療的ケア児が保護者の付添いがなくても適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等の配置その他の必要な措置を講ずるものとする」と規定されております。従いまして、教育委員会では、今後もこの法の趣旨にのっとり、当該児童の令和5年4月の就学に向けて、保護者をはじめ、青森県小児在宅支援センター、訪問看護事業所及び就学予定先の学校長などとの話合いを重ね、適切な医療的ケア等の支援が受けられるよう準備を進めていくこととしております。

以上です。

○小倉尚裕委員長 天内委員。

○天内慎也委員 後は質疑もしませんが、来年度から入学する医療的ケア児に対し、訪問看護を利用することに関して、小児在宅支援センターの意見が十分に反映されていないという声があります。ぜひ、小児在宅支援センターの意見を反映させて、安心して学校生活を送れるように充実させてほしいと思います。この項は終わります。

次は、除排雪対策事業に関連して、8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費、浪岡地区の除排雪について質疑します。

浪岡の除雪のやり方は、普通、除雪はタイヤショベルで、かき分け除雪で行われ、このことにより、道路の両端に厚く雪を残すこととなります。道路幅員の確保のために、ロータリ除雪車で路肩に雪を積み上げて、道路幅を広げています。昨年のような大雪で降雪が続くと、道路を除雪して集められた雪寄せ場の雪と路肩に積み上げられた雪が交通安全の障害になっていきます。それらを改善していくためには、道路の路肩、雪寄せ場、交差点の雪盛りが満杯状態になっているのを、排雪回数を増やしていかなければなりません。

質疑します。市道の路肩の雪と業者が工区内で確保している雪寄せ場が満杯になっている状態を、適時適切に排雪回数を増やすべきと思うが、市はどのように考えるのか示してください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。浪岡振興部長。

○三浦大延浪岡振興部長 天内委員の浪岡地区の除排雪についての御質疑にお答えいたします。

浪岡地区の除排雪事業者は、道路脇に寄せた雪が堆積し、車両等の通行に支障がある場合、直接、土地所有者から雪寄せ場として借り上げた工区内の土地に、一時的に雪を堆積しておりまして、雪寄せ場が満杯になる前には、市がパトロールなどで確認し、排雪の指示をしているところであります。

除雪の際に、雪を厚く残しているというようなお話もありますが、本市では、浪岡地区の除排雪事業者に対しまして、除雪の際にはできる限り雪を残さないよう、毎年指導しているものの、大型の除雪機械を投入できない狭小路線のほか、低温が続き、道路上の雪が厚く凍りついてしまった場合には、除雪時間の制約の中で、そのような状況が生じてしまうことは承知しております。

しかしながら、除排雪事業者が担当している工区におきまして、雪寄せ場が満杯になり、雪を堆積できないとの理由から、除排雪事業者が、排雪で剥ぐ雪の量を調整し、雪を厚く残すことはないものと考えております。また、質疑の中で、排雪の回数を増やすべきではないかというようなお話がありますが、うちの方だと適切に除雪しているものと考えております。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 天内委員。

○天内慎也委員 私も十分理解していますけれども、一昨年とか去年とかの大雪だ

と都市整備課の業務も忙しくなるし、判断もそういうことで遅くなったりとか、いろいろあると思います。

質疑しますけれども、雪寄せ場の排雪はどのように業者に指示を出しているんですか、お示してください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。浪岡振興部長。

○三浦大延浪岡振興部長 雪寄せ場の排雪の指示についての御質疑にお答えいたします。

雪寄せ場の排雪につきましては、1つに、除排雪事業者から、今後の除雪に支障が出るとの判断により、雪寄せ場の排雪の申出があった場合、2つに、市職員による日々のパトロールにより、雪寄せ場が間もなく満杯になりそうな場合に、除排雪事業者に指示をしているところであります。

○小倉尚裕委員長 天内委員。

○天内慎也委員 パトロールしていると。

最後、この問題は要望にしますけれども、オペレーターが一番覚えているんですよ。機械で押して、寄せて満杯になるということや、あと、寄せる場所がないということで、業者を通して都市整備課に排雪のお願いがあったときは、できる限り、速やかに排雪をするようにお願いしたいと思います。

次に、建設業者間でも話し合いで除雪ブロックの業者を変えたり、あと、新しく参入してくる業者に担当してもらったりとか、いろいろと動きがあると思います。

そこで質疑しますが、除雪ブロックを担当する除排雪業者に変更があった場合は、従来と同じ作業内容にしていくためには、市はどのような指導を行っているのでしょうか。お示してください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。浪岡振興部長。

○三浦大延浪岡振興部長 天内委員の除排雪事業者に変更があった場合の市の指導についての御質疑にお答えいたします。

浪岡地区では、業者が変更になる際には、新旧事業者と市担当で打合せを行い、担当する地区におきまして、高齢者や障害者のみで自力で雪処理が困難な世帯などの寄せ雪軽減に努めるべき箇所や、塀や柵の破損防止など作業時に注意を要する箇所などにつきまして、地図を確認しながら引継ぎを実施するなど、除排雪事業者が変更になっても、除排雪事業が同水準の作業でできるよう指導を行っているところであります。また、新旧事業者に対しましては、注意すべき箇所などにつきまして、現地でもしっかりと引継ぎするよう指導しているところであります。

○小倉尚裕委員長 天内委員。

○天内慎也委員 業者を変えたときとか、あとは、新人を育てるためにオペレーターが変わる時もありますけれども、やはり、人の操作具合ですから、なかなか完璧にということも難しいのも理解はしていますけれども、よく聞くのは、直線を機械で押す時はそうでもないんですけれども、カーブにある家の人とかが、私の家に

雪を置いていったとか、そういうふうに愚痴を言って、トラブルになっているときがあります。

私は、できる限りですよ、できる限り、やっぱり、地域の事情を理解した業者はできるだけ変わらないように——そうも言ってもらえないんですけども、できるだけ変わらないことが、住民のためにもなるし、業者のためにもなるなど、私はそのように思っています。また、あと、何年か長く担当していると、そのカーブの人とも話をして仲よくなったりして、じゃあ幾らか雪持って行くよとか、そういうような市民との関係性にもなっていますので、私が言いたいのは、とにかく、業者が変わったとしても、また、オペレーターが変わったとしても、できる限り、その従来どおりの除雪の仕上がりができるように、市から指導・助言をお願いしたいと思います。除排雪については終わります。

次に、2款総務費4項選挙費3目市議会議員選挙費について質疑します。

青森市議会議員選挙の期日前投票期間中に、住民の方から連絡がありました。投票に行きたいけれども、外出は車椅子を利用しなければいけないし、乗せて行く人もいないということでした。車椅子を乗せられる車を用意して、浪岡庁舎の2階に行きました。その方の車椅子は、普通サイズより大きな車椅子で、下肢が不自由だとか、よく、筋肉が萎縮していくような方が使う車椅子でした。浪岡庁舎のエレベーターに乗りましたが、大きいので、幅や奥行きに余裕がなくて、介助者も乗らなきゃ駄目なので、やっとの思いで2階に上がった感じでありました。

そこで質疑します。浪岡庁舎の2階で行われる期日前投票について、高齢者や障害者がもっと楽に利用しやすいように、1階のスペースで行うべきでないかと思いますが、どうでしょうか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。選挙委員会事務局長。

○山谷直大選挙管理委員会事務局長 天内委員からの浪岡庁舎の期日前投票所についての御質疑にお答えいたします。

期日前投票所の開設に当たりましては、1つに、投票の秘密が保たれること、2つに、恒常的に施設が確保できること、3つに、二重投票防止のためのオンライン処理ができること、4つに、駐車場が確保できること、5つに市民の認知度が高いこと、これらを基本条件とし、浪岡地区におきましては、これらの条件を満たす浪岡庁舎で開設してまいりました。また、庁舎内の場所につきましては、期日前投票所として必要な広さを確保でき、高齢者や障害のある方もアクセスしやすいよう、エレベーターから最も近い2階中会議室において開設してきたところであります。

期日前投票は、選挙の種別によっては2週間以上も平日の日中に行われますことから、仮に、浪岡庁舎1階ロビーに期日前投票所を開設するとした場合、市民課等の窓口業務が行われ、来庁される市民の方が多くいることを考慮いたしますと、物理的に投票所スペースを確保することや、投票の秘密を確保することが困難であることに加え、オンライン処理のための回線工事等も必要になるなどの課題がありま

す。よって、従来から継続して、現在の2階中会議室において開設しているものでありまして、これを変更することは考えておりません。

○小倉尚裕委員長 天内委員。

○天内慎也委員 様々課題があることは分かりました。これは、聞いた話ですけれども、変更したという事例は、青森の千刈小学校でも、以前は2階だったそうですけれども、高齢者から2階に上がらないといけないなら投票に行かないという声が多かったということで、今現在は1階で行っているという。これは変更した事例ですが、選挙管理委員会としても、投票率を上げるということも趣旨の一つとして選挙実務を行っていると思いますので、高齢者の方々や障害者の方々が投票に行きやすい環境、投票に行こうと思える環境は、誰でも投票できる環境になりますので、一つの声として、検討をしていただきたいと思います。私は思います。

次に、市議会議員選挙のポスター掲示板について。

他の国政とかの選挙と違って、候補者数も40人以上とかで多く、大きく、大変スペースを使用すると思います。

質疑します。市内の公設掲示板の設置箇所数と、前回の市議選と比べて設置場所に変更がなかったのか内容を示してください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。選挙管理委員会事務局長。

○山谷直大選挙管理委員会事務局長 天内委員からのポスター掲示場の設置箇所と変更箇所についての再質疑にお答えいたしますが、その前に、ただいま天内委員から千刈小学校の投票所についての御発言がありました。先ほど事務局に確認いたしました。千刈小学校では2階に投票所を設置したということはないということでありまして。基本的に、私どもは、投票所を設置するときは、基本的にやっぱり1階に設置するというのを基本としておりますので、もちろん、そのエレベーターが設置されている施設であれば、例外的にごく一部、2階に投票所を設けている場所もありますけれども、基本的には1階に投票所を設置しているところでありまして。

それでは、ポスター掲示場の設置箇所と変更箇所についての再質疑にお答えいたします。

青森市議会議員選挙におけるポスター掲示場につきましては、公職選挙法第144条の2第8項の規定に基づき、青森市議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例で定めるところにより、選挙運動のために使用するポスターの掲示場を設けているところでありまして。

今回の市議選におきましては、ポスター掲示場を511か所設置しており、これは、前回、平成30年の市議選と同数であります。

なお、本年7月に行われた参院選のポスター掲示場は789か所でありましたが、市議選は、候補者が多く、掲示板のサイズが大きいことから、設置場所が限られ、設置箇所数が少なくなっているものであります。

ポスター掲示場につきましては、公有地に限ったものではなく、民有地をお借りしている例も多くあり、各選挙の前に、あらかじめ土地の所有者等にポスター掲示場の設置が可能かどうかを確認しており、その際、所有者等の都合により設置ができなくなった場合には、速やかに近隣の代替地を探し、掲示場を確保しているところでありまして、前回、平成30年の市議選と今回の市議選を比較すると、35か所が変更となったところであります。

○小倉尚裕委員長 天内委員。

○天内慎也委員 今、35か所が変更になったということですがけれども、青森地区と浪岡地区の内訳は分かかりますか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。選挙管理委員会事務局長。

○山谷直大選挙管理委員会事務局長 再質疑にお答えいたします。

35か所の青森地区と浪岡地区の内訳ですがけれども、35か所中、青森地区が31か所、浪岡地区が4か所変更になっております。

○小倉尚裕委員長 天内委員。

○天内慎也委員 この掲示板は大きいので、だから、限られているということや、所有者が変わったりとかして、35か所が前回のとおりにいかなかったということだと思っておりますが、これもまた高齢者の方からちょっと言われましたが、その地域の中心地にいつも提示されると。それで、日中に時間を作って掲示板を見て、誰に入れるかどうか考えているそうなんですけれども、今回、そのいつもの場所になかったということ——高齢者ですからね、だから不便を感じたという声がありました。あと、参院選とも比べたのかもかもしれません。約270ヶ所ぐらい少ないので。

ということで、先ほども、障害者などの話もしましたがけれども、社会的弱者の立場にも立って、これまた投票率の向上にもつながると思いますけれども、課題は様々あるんですけれども、投票率の向上に向けて、いろいろと考えて設置していただきたいなと思います。

最後に、今回、浪岡地区の——青森市全体で投票率は38.88%でしたけれども、浪岡は候補者も多いということで、46.35%でした。それでもまだ50%もいかないんですけれども、様々、期日前投票のやり方だとか、掲示板の設置の仕方などもいろいろと工夫しながら、せめて、やっぱり50%を超えるぐらいの選挙にしていければなということをお願いして終わります。

ありがとうございます。

○小倉尚裕委員長 以上で、本委員会に付託されました議案についての全質疑を終了いたします。

これより、本委員会に付託されました議案の採決の方法についてお諮りいたします。

採決の方法は、議案第124号「令和4年度青森市一般会計補正予算」から、議案第135号「令和4年度青森市農業集落排水事業会計補正予算」までの計12件を一括してお

諮りしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 御異議なしと認めます。

よって、採決の方法は以上のおりと決しました。

なお、反対が明確な議案については、一括採決いたしたいと思います。

それでは、本委員会に付託されました議案第124号「令和4年度青森市一般会計補正予算」から議案第135号「令和4年度青森市農業集落排水事業会計補正予算」までの計12件についてお諮りいたします。

議案第124号から議案第135号までの計12件については、原案のおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 万徳なお子委員、何号について御異議ありますか。

○万徳なお子委員 議案第124号及び議案第125号に異議があります。

○小倉尚裕委員長 ほかに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 それでは、ただいま御異議のありました議案第124号及び議案第125号については、反対が明確な議案でありますので、一括採決いたします。

議案第124号及び議案第125号については、原案のおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小倉尚裕委員長 起立多数であります。

よって、議案第124号及び議案第125号については、原案のおり可決すべきものと決しました。

次に、ただいま決定されました議案第124号及び議案第125号を除く各案件については、原案のおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第124号及び議案第125号を除く各案件については、原案のおり可決すべきものと決しました。

以上をもって本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

各委員の皆様には、2日間にわたり、自由闊達な審議に終始熱心に審査していただきました。誠にありがとうございます。

また、理事者の皆様におかれましても、誠意ある答弁をしていただき、本当にお疲れさまでした。

それでは、これもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

午後 1 時38分閉会